

令和2年3月10日
 こども家庭部こども施策企画課

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）（案）について

1 素案に対する意見と区の考え方
 別紙のとおり

2 素案から案への主な変更点

（ ）備考欄の凡例

「 」：区民意見等を踏まえ変更したもの

頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 ()
第1章 計画の基本的な考え方			
2	2	関連計画から「福祉のまちづくり総合計画」を削除 福祉のまちづくり推進計画として、地域福祉計画に包含	
3	トピックス	令和2年4月に向けた保育所等の整備による定員拡大 数を更新	
第3章 令和元年度までの取組			
10	1	令和2年4月に向けた保育所等の整備による定員拡大 数を更新	
16	6	「私立幼稚園の長時間預かり保育の拡大」の令和元年 度末見込みを更新	
第4章 取組の視点と方向性			
19	2	「目標4：支援が必要な家庭への取組の充実」を、「目標 4：ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援」に修正	
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開			
24	2重点(3)	目標値（令和6年度）を更新	
24	2重点(4)	現状値（令和元年度）および目標値（令和6年度）を 更新	
27	3重点(1)	目標値（令和6年度）を更新	
29	4重点(4)	新しい児童相談体制の構築について、施策の具体的内 容を追加	
30	4その他(3)	「障害の程度が中程度まで」を「おおむね中・軽度 の障害があり」に修正	
34	5その他(2)	「青少年問題協議会」を追加	

第6章 法定事業の年度別需給計画			
39	3(1)	<幼稚園預かり保育>について、令和元年度の供給量(定員数)実績および令和6年度までの供給量(定員数)を更新	
40~47	3(1)	令和6年度までの供給量(定員数)を更新	
48	3(2)	令和6年度までの供給量(定員数)を更新	
56・57	3(2)	令和6年度までの供給量(受入枠)を更新	
参考 巻末資料			
70	4(1)	子ども・子育て会議委員名簿を更新	

- 3 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~6年度)(案)について別紙のとおり
- 4 今後の予定
令和2年3月 計画策定

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）（素案）
に寄せられた意見と区の方針について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和元年12月11日（水）から令和2年1月17日（金）まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、こども施策企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・練馬区子ども・子育て会議・練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会・練馬区私立幼稚園協会・練馬区私立保育園協会 |
|--|

(3) 意見件数

194件（28名・4団体）

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
計画全体に関すること	3
第1章 計画の基本的な考え方	12
第2章 区を取り巻く現状	0
第3章 令和元年度までの取組	22
第4章 取組の視点と方向性	8
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開	109
第6章 法定事業の年度別需給計画	13
その他	27
合計	194件

3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	3
素案に趣旨を掲載しているもの	50
素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	20
事業実施等の際に検討するもの	17
趣旨を反映できないもの	61
その他、上記以外のもの	43
合計	194 件

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
計画全体に関すること			
1	5か年の計画の中で、現時点では予測できない景気の動きや人口流入等が想定される。社会の変化に素早く対応するため、中間年での見直し等は積極的に行ってほしい。	本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年で計画を見直します。	
2	子育て支援策が充実している自治体では、児童人口が増えている。練馬区でも、いかに子育て世帯が増えていくようにするかという視点で計画を策定すべきである。	本計画は、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを目標としています。多様化するニーズに応えるため、子ども・子育て支援施策を充実します。	
3	区が全体的に「サービス事業」の視点でしか考えていないように感じる。最も大切な基本理念は子どもの最善の利益であり、本来であれば子どもの権利条例を策定し、条例に基づいた子ども主体の計画をつくるべきである。	本計画は、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として策定します。なお、条例の制定は考えていません。	
第1章 計画の基本的な考え方			
4	子ども・子育て会議で出た意見は、計画にどう反映させるのか。	子ども・子育て会議で寄せられたご意見は、区の考え方、計画案への修正内容とともに、区議会および子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただいた上で、本計画を策定します。	
5	子ども・子育て会議において、本素案について議論・検討されているのか疑問だ。今回のパブリックコメントで区民からどのような意見が寄せられ、区はどう対応しようとするのか、会議の全委員に詳細を説明すべきである。	本計画の素案は、子ども・子育て会議で意見聴取を行いました。 また、計画の策定に当たっては、お寄せいただいたご意見の概要、区の考え方、計画案への修正内容を、区議会および子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただいた上で、成案としています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
6	今回受け付けたパブリックコメントについては、区議会や子ども・子育て会議において詳細に報告し、意見について区の考え方と計画の訂正・修正内容について報告すべきである。	計画の策定に当たっては、お寄せいただいたご意見の概要、区の考え方、計画案への修正内容を、区議会および子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただいた上で、成案としています。	
7	素案に対するパブリックコメントについて、区が編集や要約をせず、全文を子ども・子育て会議や区議会に提出してほしい。区の方向性とは違う意見について否定するのではなく、施策に反映できるように努力すべきである。	練馬区区民意見反映制度に関する規則に基づき、お寄せいただいたご意見の概要、区の考え方、計画等への修正内容を、区議会および子ども・子育て会議に報告します。	
8	区民の意見を聞く以上、計画へ反映させる努力をすべきである。意見に対する見解のみ回答するだけでは、区民を無視することと変わらない。少なくとも、寄せられた意見をもとに課題として捉える姿勢を示すべきである。	すべてのご意見について検討した上で、区の考え方をお示ししています。	
9	子ども・子育て会議は、子育ての各分野からさまざまな意見を吸収するシステムとして設置されている。しかし、練馬区の子ども・子育て会議の委員には、練馬区保育園父母連合会や練馬区学童保育連絡協議会の代表等がおらず、構成が不可解である。区の施策に根本的な意見を唱える人を排除しているのではないか。	子ども・子育て会議は、幼稚園や保育所等に通う保護者として5名の公募委員、現場の実情を知る幼稚園、保育所、小学生の放課後事業等の団体の委員にも参加いただいております。	
10	子ども・子育て会議には、放課後子ども総合プラン運営委員会から座長が出席しているが、運営委員会での議論が子ども・子育て会議にまったく反映されていない。子ども・子育て会議を構成する人選が不可解である。子ども・子育て会議を子育ての実態を反映する会議となるよう刷新すべきである。		
11	計画に掲載されている事業を実施するに当たり、現場で働く職員から直接意見を伺い改善を図る仕組みが必要である。子ども・子育て会議には、幼稚園や保育所の経営者は参加しているが、働く立場での委員がおらず不十分ではないだろうか。		
12	子ども・子育て会議に、長年保育や学童クラブの質の向上に取り組んでいる練馬区保育園父母連合会や練馬区学童保育連絡協議会からも委員を選出すべきである。子ども・子育て会議の構成を改善することで、本計画に記載の取組がより充実したものになる。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
13	子ども・子育て会議の委員について、1人で何期も委員を続けている委員がいる一方、区の施策について根本的な意見をもっている人は連続して落選している。委員の選定に当たっては、民主的な構成と選定をするべきである。	区では、区民の意見を反映させながら子ども・子育て支援施策を推進するため、子どもの保護者を委員として公募しています。 公募委員の選定は、応募理由および作文を評価し、練馬区教育委員会に意見聴取を行い選定しています。	
14	子ども・子育て会議の公募委員の選定に疑問を感じる。多様な意見が出るように、区は、長期間同じ委員となることを避ける等の工夫をするべきである。		
15	計画の位置づけについて、5つの法令等に基づく計画とされているが、子ども・若者育成支援推進法も加えるべきである。	子どもに係る施策で青少年にも継続するものが含まれており、青少年・若者に係る取組も重要であると考えています。本計画に「青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組」をまとめることにより、若者施策を進めていきます。	

第3章 令和元年度までの取組

1 保育サービスの拡充			
16	令和2年4月に向けて16か所整備する認可保育所はなぜ私立なのか。私立の方が、区が支払う費用が少ないためという費用面だけではなく、私立園のみ増やす理由を説明すべきである。私立園は離職率が高いことや、熟練スタッフが少ない、区立園において区の費用で行っているオムツの処理がない等のデメリットも多い。利用者の意見や第三者評価、実態調査などを加味して整備するべきである。	平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。 今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。	
17	平成31年の保育所待機児数を14人としているが、この数には、認可保育所を希望しながら入れず、認可外保育施設や地域型保育施設に入園した子どもはカウントされていない。 保護者が本当に求めている計画となるよう、認可保育所を希望しながら入園できなかった数を示すグラフに直すべきである。また、認可保育所を作ることを基本に計画を立てるべきである。	待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。区独自の算定方法に変更することは考えていません。 区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。	
18	全国トップレベルの定員拡大は人口が多いため当たり前のことである。また、認可保育所に入園できなかったすべての家庭を待機児童として考えるべきである。	今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。	
19	認可外保育施設等に通う子どもは区の待機児童数には含まれないが、この中には認可保育所に入りたくても入れなかった人がいることを忘れずに対策を遂行してほしい。	待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。 区は、今後も多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図っていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
20	<p>サービスを拡充することよりも、認可保育所を増やし、全員が第1希望で入園できることを望む。1次申請者全体のうち、認可保育所希望者の割合と、1次申請で希望通りにならなかった人数の割合を示してほしい。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p> <p>なお、4月入園に向けた園ごとの1次申込みの状況は、毎年2月頃、区ホームページや保育課窓口等で公表しています。</p> <p>国基準により算定した平成31年4月1日時点の待機児童数は、14名でした。待機児童数を算定する際に集計した保育所等へ入れなかった児童は、786名でした。</p>	
21	<p>認可保育所に落選し、小規模保育所に通っている。3歳以降の預け先が見つかるか不安である。0～2歳の保育所定員の拡充に加え、3歳以降も安心して保育所探しができるよう整備してほしい。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>1歳児1年保育・3歳児1年保育は、保育所等への入園が保留となっている児童のみを対象に、最長1年間保育を実施しており、待機児童対策におけるセーフティネットとしての役割を担っています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	
22	<p>「乳児から就学前まで同じ施設で過ごすのが本来の姿」だとして、認可保育所の増設を基本に子育て支援策を立てている都内自治体もある。そうした自治体に学び、練馬こども園や1歳児1年保育・3歳児1年保育の手段によらず、区の責任で認可保育所を増設し、待機児ゼロを実現すると記載すべきである。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>1歳児1年保育・3歳児1年保育は、保育所等への入園が保留となっている児童のみを対象に、最長1年間保育を実施しており、待機児童対策におけるセーフティネットとしての役割を担っています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	
23	<p>1歳児1年保育・3歳児1年保育の実施について、「セーフティネットとしての機能を果たしている」とあるが、セーフティネットの使い方を誤っているように思える。</p>	<p>区では、保育所等の利用が保留となっている1歳児・3歳児への緊急的な対応として、1歳児1年保育および3歳児1年保育を実施しています。この事業は、児童が保育所等への利用が決まるまでの間、最長1年間保育を実施しており、セーフティネットとしての機能を果たしていると考えています。</p>	
24	<p>1歳児1年保育・3歳児1年保育について、「保育所等の利用が保留となっている児童への緊急的な対応」としているが、これは待機児童であることと同じである。待機児童ゼロ作戦の成果の一つとしていること自体問題である。</p>	<p>1歳児1年保育と3歳児1年保育がなければ、どこにも預け先がない児童が発生するおそれがあります。利用が保留になっている児童へのセーフティネットの機能を果たしており、待機児童対策としての役割を担っていると考えています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	練馬こども園について、一部の園では預かり保育のほとんどの時間にテレビでアニメを観させていたと聞いたことがある。区はどのような指導をしているのか。	幼稚園の預かり保育は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づく教育・保育を実施しています。幼稚園教育要領と厚生労働省の保育所保育指針は、ともに幼児教育の指針として整合性が図られています。 練馬こども園では、私学の特性を踏まえつつ、保育所との交流を通じ、教育・保育の質の向上に資する取組を行っています。 区は、アドバイスや好事例の情報提供を行うなど各園に対する支援を行っています。	
3 相談サポートの充実			
26	女性は妊娠期から体の変化とともに母親になる実感が湧くが、男性はなかなか実感が湧きにくく、子どもが生まれてからも母親に子育てを任せてしまう傾向があるため、妊婦だけでなくパートナーも一緒に面談できる場を提供する必要がある。また、父親が育児休暇を取得するための手続きを説明した冊子の制作・配布や講座などの企画も入れるべきである。	妊娠届出時の面談はご夫婦でお越しいただくことも可能です。 その他、母子健康手帳交付時にお渡しするご案内の中に「父親ハンドブック」「パパとママが描く未来手帳」という冊子があり、仕事と育児の両立支援についての情報を掲載しています。また、パパとママの準備教室の開催やパパ向け育児応援動画「赤ちゃんが来る！！」も区ホームページで配信しています。今後とも両親による子育てのサポートをしていきます。	
27	年齢の段階に応じたサポート施策が列挙されているが、切れ目のないサポートとは思えない。子育ての関係部署が多く、サポート体制の一元化と保護者への積極的なアプローチが必要である。 また、保健相談所のカルテを電子化し、育児休業中の保護者に対して、保育所の情報や申込の案内などをメールで知らせたり、入園後も保育所以外に利用できるサービスを案内したりする等、積極的なサポートができる体制をとってほしい。	年齢の段階に応じた切れ目のないサポートのために、母子健康電子システムを構築し健診結果等を電子化して、ご本人や保護者が閲覧できるようにします。ご本人や保護者の同意のもと必要な情報を関係部署で共有し、サポートしていきます。 また、区からの子育て情報の発信については、ねりま子育てサポートナビにより妊娠・子育て応援メールを配信しています。内容の充実については引き続き検討します。	
28	新しい児童相談体制の構築について、なぜ「練馬モデル」という言い方をしないのか。また、区が児童相談所を設置しないのであれば、既に子ども家庭支援センターで実施していることばかりで、「新しい」とは言えない。	都と区の連携強化による新たな児童相談体制の構築に向け、令和2年7月に、共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センターに設置します。 この取組は、ほかの区市町村にも共通する普遍的な解決策であることから、「練馬モデル」という言い方はしていません。	
4 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり			
29	学童クラブは、就労等により保護者が家庭に不在の児童が通う所で、「生活の場」として、国の「放課後児童クラブ運営指針」にも明確に記載されている。本計画にも「生活の場」としての学童クラブの位置づけを、国の指針に沿って明記すべきである。	区立学童クラブおよびねりっこ学童クラブは、「放課後児童クラブ指針」に基づき、児童の遊び・生活の場として運営しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
30	単なる居場所である学校応援団ひろば事業と学童クラブの違いを明確にするために、それぞれの性格の違い等を明記すべきである。	学童クラブと学校応援団ひろば事業の違いについては、14ページ下部の注釈に記載しています。	
31	学童クラブでも待機児童が多く発生しており、学童クラブの増設が求められていることを記載すべきである。 ねりっこクラブは、学童クラブとは性格が異なり、そのことは国の「放課後児童クラブ運営指針」に書かれている。また、国が一昨年9月に公表した「新・放課後子ども総合プラン」には、学童クラブと放課後児童教室は区別されるもので、放課後児童教室（学校応援団ひろば事業）に学童クラブを吸収することを戒めている。区計画の書き方は国の示す方向と違うため、見直すべきである。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。国は、学校施設を徹底的に活用し、学童クラブと放課後児童教室を一体的に運営することを推進しています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
32	大泉第二小学校の周辺では学童クラブの待機児童が多く、ひろば事業も週1回しか実施されていない。他地域に比べて著しく不公平である。	大泉第二小学校については、令和2年度以降の学校応援団ひろば事業の拡大実施に向け、調整を進めています。 ねりっこクラブの実施についても、学校や学校応援団、地域の皆様と協議を進めていきます。	
33	ねりっこクラブについて、学童クラブと学校応援団ひろば事業の子どもたちが一緒に遊ぶメリットを強調していると感じるが、そもそも両者の機能は別であり、学童クラブには「生活の場」としての機能が必要である。学校の空き教室は「生活の場」ではないし、既存の学童クラブ室に大人数の子どもが押し込まれている状況も「生活の場」とは言えない。また、校庭では学童クラブの子ども、学校応援団ひろば事業の子ども、校庭開放の子どもが入り乱れて遊んでおり、事故が起きた場合の責任の所在が曖昧である。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。地域住民の協力を得ながら、民間事業者による企画力を活かし、子どもたちに多様な体験・活動プログラムを提供します。 ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、運営しています。学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置しています。ひろば事業についても専用の教室を確保するとともに、専属のスタッフを配置しており、両事業を運営責任者が統括しています。	
34	夏休み居場所づくり事業について、ねりっこクラブに移行することを前提とすべきでない。夏休み居場所づくり事業は待機児童が多い学童クラブで実施すべきである。また、ねりっこクラブは民間に委託するのではなく、区の直営とすべきである。	夏休み居場所づくり事業は、ねりっこクラブへの移行や学童クラブの待機児童の状況に応じて実施校を拡大します。 ねりっこクラブの運営は、民間委託により保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供し、保育サービスの向上を図っています。	
5 ひとり親家庭への支援の充実			
35	低所得者への支援だけでなく、住宅補助や給食費減額、学童クラブの利用料減額等、所得に応じた段階的支援をしてほしい。	世帯の所得に応じて、各種事業で利用料の減免や免除、各種資金の貸付等を行っています。また、ひとり親家庭に児童育成手当・児童扶養手当を支給しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
36	<p>子どもの貧困に関する各種調査で、ひとり親家庭で一番求められている支援策は「経済的支援」である。また、子どもの貧困対策の第一は経済的支援であることを多くの識者が指摘している。しかし、本計画には「経済的支援」という言葉がない。「経済的支援」という文言を入れるべきである。</p>	<p>児童育成手当・児童扶養手当などにより、世帯の所得に応じた支援は既に行っています。</p> <p>ひとり親家庭ニーズ調査の結果に基づき、ひとり親家庭から要望の多い生活、就労、子育ての3つの支援を柱とした各種支援事業に取り組んでいます。</p>	
6 第1期計画の取組状況			
37	<p>第1期計画における保育需要に対する供給は、児童福祉法第24条第1項に基づく認可保育所の整備を前提としての目標であった。ところが、第2期計画素案で示された令和元年の供給実績には、小規模保育施設や家庭的保育事業に預けられた子どもの数も含まれている。第1期計画で公表された目標の中身が、第2期計画の数値の中ですり替えられている。第1期計画で示した内容と同じ基準で取組状況を示すべきである。</p>	<p>第1期計画においても、国の手引きに基づき、認可保育所だけでなく、地域型保育事業等を保育の供給計画に含めています。したがって、第2期計画の供給実績にも含めています。</p>	
第4章 取組の視点と方向性			
38	<p>目標1について、保健師または保育士が妊娠期から寄り添い、気軽に相談ができるフィンランドの「ネウボラ制度」を取り入れることはできないか。子育てのひろば等に出かけることが困難な人や、初対面の相手には相談しにくい人にとって、自分に近い存在の専門家がいると心強い。「もっと近い場所で相談できないか」という声にも対応できる。</p>	<p>保健相談所の保健師やその他機関が連携することにより、妊娠期からの切れ目のないサポートを図ります。</p> <p>また、「おひさまびよびよ」や「練馬こどもカフェ」などでも、保育士等に気軽にご相談いただくことができます。</p>	
39	<p>「目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実」というのであれば、0歳から就学前まで同じ保育施設で子どもが過ごせる環境を行政が整備する必要がある。それは認可保育所の増設である。認可保育所を増設し、就学前まで同じ環境で過ごせる施設を整備することを明記すべきである。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
40	<p>「目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実」と「目標4：支援が必要な家庭への取組の充実」を掲げながら、区内に児童相談所を設置しないことが疑問である。緊急性が高く、重篤な案件を都に丸投げしてしまうことは大きな問題だ。保護される児童の居住地が練馬区であれば、一貫して区が主体的に問題解決に努めるべきである。子どもを守る最善の取組を模索する練馬区として、一貫して地域に根差した対応を取ることができる区内の児童相談所開設を、今後の目標に入れることを希望する。</p>	<p>児童相談所行政は基本的に広域行政であり、区に児童相談所を設置しても、区単位では問題を解決できません。区の子ども家庭支援センターによる身近できめ細かい子どもに寄り添った支援と、都児童相談所による法的措置を含めた広域的・専門的支援を組み合わせることが不可欠です。</p> <p>令和2年7月、都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センター内に設置します。都と区の連携強化による新たな児童相談体制の構築に向け、積極的に取り組んでいきます。</p>	
41	<p>目標2について、家庭での子育てを望む家庭に対する支援が、「親子で気軽に交流できる場」と「一時的に子どもを預けられるサービス」の2択では、子育てのかたちを柔軟に選択できるとは言い難い。片働き家庭への柔軟な支援として、この2択の中間に当たるような支援（子育てスタート応援券の利便性やサービス内容の改善等）を検討してほしい。</p>	<p>区は、家庭での子育てを望む家庭等、誰もが育児のスタートを円滑に始められるよう、これまで子育てスタート応援券の対象事業や対象年齢の拡大等に取り組んできました。令和2年度は、産後ヨガなどの子育て支援講座を民間事業者と連携して充実するほか、乳幼児一時預かり事業にインターネット予約システムを導入し、利便性の向上を図ります。今後も利用者の声を踏まえ、事業の充実を検討していきます。</p>	
42	<p>目標2について、「増加を続ける保育ニーズに対応するため、練馬こども園を増設するとともに、待機児童ゼロ作戦を展開し」とあるが、区が実施したニーズ調査結果からもわかるように、区民が一番望んでいる施設は練馬こども園や地域型保育事業ではなく「延長保育のある認可保育所」である。区のニーズ調査結果に基づく内容に改めるべきである。</p>	<p>ニーズ調査の結果では、延長保育のある認可保育所だけでなく、練馬こども園の利用希望も伺えました。練馬こども園は「3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに応えるため創設し、現在1,000人を超える方にご利用いただいています。今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	
43	<p>目標2について、ここで言う「ニーズ」とは親のニーズである。子どもの権利条約では、親のニーズではなく、子どもの視点から「子どもの人権」と「子どもの最善の利益」を示している。ここに示す「ニーズ」と子どもの求める「最善の利益」とは違うことを明記すべきである。</p>	<p>目標2に示す「ニーズ」とは、ご意見のとおり保護者のニーズを示すものです。なお、「子どもの最善の利益」の視点は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に記載されており、本計画にも反映しています。</p>	
44	<p>目標3について、学童クラブの待機児童対策として求められていることは「学童クラブの増設」であり、そのことを明記すべきである。</p>	<p>ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。</p>	
45	<p>第4章で定めている目標1～3については、第5章に掲載の目標と対応しているが、目標4は第5章と対応していない。第4章と第5章の目標は合致させた方がいい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章の目標と第5章の目標を統一させます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開			
1 子どもと子育て家庭の支援の充実			
46	母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入について、マイナンバーカードとの連携等が危惧される。個人情報保護の観点から、安易な電子化は中止すべきである。	国による母子保健情報の電子化については、マイナポータルを利用する仕組みとなっており、厳重なセキュリティのもと進められます。母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入に当たっては、個人情報の取扱いについて慎重に管理しながら進めます。	
47	母子健康電子システムや電子母子健康手帳ではなく、母子健康手帳（現物）の発行状況から保育施設の希望状況を掴み、認可保育所の増設計画等を立てられるようなシステム作りこそ必要である。	保育所の整備は、ニーズ調査を実施し、その結果を反映させた需給計画に基づき計画的に進めています。	
48	乳幼児親子の身近な相談場所の拡充について、相談員の数だけでなく質の向上にも取り組んでほしい。ある程度の対応ができれば意味がない。	子育てのひろば「びよびよ」や民設子育てのひろばに従事する相談員については、毎年度、研修を実施しています。今後も、相談員の質の向上に努めます。	
49	成長発達にかかわる相談サポート体制の充実について、障害の程度が重度の場合はこども発達支援センター等の関係機関に繋いでもらえたり、療育のための補助金等も支給されるが、障害の程度が軽度の場合は公的支援を保護者も望まない場合があり、小学校や中学校まで放置されてしまうこともある。軽度の場合でも支援を充実させてほしい。	障害の程度が比較的軽度の子どもについては、保健相談所において子どもおよびその保護者の相談支援を行います。そのために、保健相談所に新たに心理相談員を配置します。また、関係機関との連携等充実を図ります。	
50	成長発達にかかわる相談サポート体制の充実について、障害の程度が軽度の子どもを持つ保護者が、休日に子どもを預けることで楽になれるような、宿泊型の施設を設置できないか。	区立の大泉つつじ荘およびしらゆり荘において、短期入所を行っています（利用は原則として就学児以上）。介護者の休息を目的とした利用も可能です。	
51	成長発達にかかわる相談サポート体制の充実について、問診票は一步間違えると保護者を追い詰める成績表になりかねない。問診表を使うなら、保護者からの質問や疑問にきちんと対応でき、不安を読み取りフォローできるような研修を実施してほしい。	問診票は、子どもの発達の状況とその特性を捉え、対応方法を保護者と一緒に共有し、相談支援を行うためのものです。保護者からの質問や不安に適切に対応できるよう、相談にあたる職員の研修を実施しています。今後も相談スキルの向上に努めます。	
52	妊婦全員との面談や、乳児家庭全戸訪問は虐待予防の観点からも非常に重要な事業である。100%に近い達成率を目指せるような計画を検討してほしい。	妊婦全員面談や乳児家庭全戸訪問事業は100%に近い実施率で行っています。今後とも継続して実施します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	妊婦健康診査について、妊婦健康診査にとどまらず、国が平成29年度から実施している「産婦健康診査事業」を区でも実施してほしい。産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後間もない時期の産婦に対する健康診査は重要である。実施に当たっては、委託医療機関等として区内の助産院も含めてほしい。また、健康診査の結果をもとに、区で行う産後ケア事業や保健相談所に繋げてほしい。	産婦健康診査事業については、出産した医療機関等で実施することが望ましく、区内で出産する方が約5割のため東京都全域の医療機関で行う必要があります。今後、他自治体や東京都に働きかけて産婦健康診査の検討を進めます。	
54	乳幼児健康診査について、健診での相談内容などを保育所や幼稚園と共有することはできないか。3歳以降、日々子どもや保護者と関わる保育士の意見と、保健師（必要に応じて医師）の専門的な意見を合わせることができると、より子どもや家庭に寄り添った支援ができるのではないか。横のパイプラインを充実させることも必要である。	子どもの成長段階に合わせて切れ目なくサポートできるよう、保護者の同意のもと、必要な情報を関係部署間で共有することを目指しています。	
55	乳幼児健康診査について、平日の午前中しか実施しておらず、休みを取りづらい働く親のことを考えているのか。土日に健診日を設定すべきである。	健診を土日に実施するには、医師等専門スタッフの確保が課題となります。実施の可能性について検討します。	
56	産後ケア事業について、令和元年12月に改正された母子保健法により産後ケア事業が法制化され、その対象は「出産後1年を経過しない女子、乳児」とされている。区の事業も、改正法の範囲の対象者を網羅できるように検討してほしい。また、法制化に伴い、安定的・継続的に事業を実施できるような体制を整えてほしい。	産後ケア事業の充実については、現在の利用状況や他区の動向を注視しながら検討します。	
57	子育てスタート応援券について、使用枠を拡大してほしい（インフルエンザの予防接種、キッズカフェ、タクシー利用等に使えるなど）。	子育てスタート応援券は、出産直後における保護者の身体的、心理的負担の軽減を図り、育児のスタートを円滑に始めていただくことを目的とした事業です。利用可能事業の拡大については、事業目的を踏まえ検討します。	
58	子育てスタート応援券について、使用範囲が狭い。子育て期間中に保護者が使いたい利用先はもっと多様である。どの程度利用されているか確認し、もっと価値のあるものにすべき。現在対象の事業を必要としない家庭にとっては、他の用途に使用できず、期限が切れると捨てることになり損である。		
59	子育てスタート応援券について、発行枚数が8枚では少ない。サービスの種類拡大に伴い、発行枚数も増やしてほしい。また、サービスの種類拡大に伴い、登録事業者は安全で質が確保されている事業者であるのか、明確な基準を設けて審査してほしい。	子育てスタート応援券は子ども一人につき8枚まで利用できますが、一人当たりの利用数は約5枚に留まっているため、利用促進を図っています。発行枚数の増は考えていません。 事業者に対しては、区職員が訪問し事業の内容や実施状況の確認を行っています。引き続き、事業者とも協議しながら、安全にご利用いただけるよう取り組んでいきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
60	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児以外の兄弟姉妹のためにファミリーサポートを利用することがあるが、事前登録・スケジュール調整・日ごとの支払い準備等の手続きが煩雑で負担である。カレンダーに入力するだけで予約ができるシステム構築や、事前打ち合わせの簡略化、費用の一括支払いを希望する。	ファミリーサポートは、有償ボランティア（援助会員）が空いている時間に預かることを基本としています。また、援助依頼は、保育場所や時間等のほか、アレルギーの有無等個々の状況を聞き取りながらマッチングする必要があるため、現行の運用方法を採用しています。 事業の利便性の向上については、援助会員の意向も確認しながら検討していきます。	
61	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児以外の兄弟姉妹の送迎では幼児教育・保育の無償化の対象とならないため、対象を多胎児世帯にも拡大してほしい。もしくは、多胎児以外の兄弟姉妹の送迎専門の行政サービスを設置してはどうか。	幼児教育・保育の無償化は、多胎児家庭であるかどうかに関わらず、保護者の就労や疾病等の状況により、保育の必要性がある場合に対象となります。 また、幼稚園や保育所等への送迎については、多くの方にファミリーサポート事業をご利用いただいています。	
62	多胎児家庭へのサポートについて、幼児教育・保育の無償化の「保育を必要とする事由」に「多胎児世帯であること」を含めてほしい。		
63	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児の出産はほぼ高リスクの出産となり普通の婦人科では出産ができないため、NICU等がある大きな病院で受け入れてもらう必要があるがなかなか見つからない。区が受け入れ可能な病院リストや連絡先一覧を作成してはどうか。また、病院が見つからなかった（受け入れを拒否された）場合の行政支援がほしい（必ず多胎児妊婦を受け入れてくれる、区による指定病院の設置など）。	多胎児家庭には、様々な状況に応じた支援が必要です。国や都の動向を注視しながら多胎児家庭に寄り添った支援の充実について検討します。	
64	多胎児家庭へのサポートについて、自宅から離れた大きな病院に通わなければならない、タクシー代等の交通費の負担が大きいため、健診のためのタクシー券の支援がほしい。		
65 ～ 69	多胎児家庭へのサポートについて、タクシー券を配布してほしい。小さく生まれて子どもが多く、健診や検査で大きな病院に通うことが多いが、双子を連れての移動は大変である。 (ほか同意見 4件)		
70	多胎児家庭へのサポートについて、1か月～2か月間以上の事前入院が必要になることも珍しくなく、医療費のみならず、兄弟姉妹のフォローや家事育児を外注するための費用負担が多くなる。産後の費用負担のみならず、産前の費用についても行政の支援がほしい。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
71	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児以外の兄弟姉妹に対する支援を強化してほしい（通院の際や入院中、産後等）。	多胎児家庭には、様々な状況に応じた支援が必要です。国や都の動向を注視しながら多胎児家庭に寄り添った支援の充実にについて検討します。	
72	多胎児家庭へのサポートについて、産後の多胎児育児で負担となるのは睡眠時間が取れないことである。夜間の受入れ体制や、助けを求めやすい窓口、既に限界を迎えている保護者に寄り添う施策がほしい。		
73	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児育児中のリフレッシュ支援をしてほしい。一般的に開催されている子連れヨガなども、多胎児を連れての参加は難しい。父母向けのワークショップ、ヨガ、相談会等の企画に加え、その間に子どもの面倒を見てくれるような支援制度があると嬉しい。		
74	多胎児家庭へのサポートについて、家事育児の補助利用券等を配布してほしい。多胎児の世話だけで一日が終わり、必要最低限の身の回りのことすらできないことがある。そのような時に少しでも利用しやすい値段で補助を頼めれば、肉体的にも精神的にも助かる。虐待防止にも繋がると考える。		
75	多胎児家庭へのサポートについて、一時預かり事業を利用する際の金銭補助をしてほしい。乳幼児一時預かり事業の枠を2人分予約すると、6,000円もかかり、6,000円を払ってまでリフレッシュするかというと現実的ではなくハードルが高い。1人分もしくは1.5人分の金額で預けられるとありがたい。		
76 ~ 78	多胎児家庭へのサポートについて、ベビーシッターなど、預かり制度を拡充してほしい。多胎児のどちらかが入院、通院する場合など、もう一人をどうするか悩む。（ほか同意見 2件）		
79	多胎児家庭へのサポートについて、東京都の「ベビーシッター利用支援事業」では、2歳までの待機児童世帯はベビーシッターを1時間250円で利用できる。これを多胎児世帯も対象としてほしい。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
80	<p>多胎児家庭へのサポートについて、多胎児に先天性の障害がある場合も少なくない。産前に医師から説明はあるものの、どのようにして障害のある子どもを育てていくか、産前にイメージすることは難しい。障害児が生まれた場合、すぐに行政担当者に頼ることができるよう、事前に保護者へ情報を提供してほしい。</p> <p>また、いつ・どのような手続きが必要になるのかなど、障害の内容や程度に合わせた対応や行政の担当が分かるマニュアルのようなものを充実してほしい。</p>	<p>多胎児家庭については、妊娠届時より、多胎児の会の紹介や産後の子育て支援サービスの紹介などを行い、産後には、担当保健師が訪問するなど、継続支援を行っています。</p> <p>多胎児に障害があるとわかった場合は、医療機関や区の関係部署と連携して、保護者に情報提供を行い訪問看護や療育等のサービスの利用について支援を行っています。</p> <p>また、障害の内容等に応じてどのようなサービスがあるのかが分かるように「障害者福祉のしおり」を配付しています。障害児の保護者への効果的な情報提供のあり方については、今後検討します。</p>	
81 ～ 83	<p>多胎児家庭へのサポートについて、双子サークルの周知など、双子の親同士が出会えるように仲間づくりの支援をしてほしい。多胎児の妊娠が分かった段階、母子健康手帳を受け取りに行った段階で地域の双子サークルの情報提供があると良い。 (ほか同意見 2件)</p>	<p>保健相談所では、多胎児の会を実施しており、妊娠届やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会にご紹介しています。今後も多胎児家庭への交流等を支援します。</p>	
84	<p>外国人保護者の相談支援の充実について、対応場所が少なすぎる。民間支援団体を紹介するシステムを構築するなどしてほしい。</p>	<p>保健相談所に、多言語翻訳ソフト等のツールを導入し、外国人保護者の相談に的確に対応します。</p>	
85	<p>民間子育て支援団体の育成について、具体的にどのような支援があるのかわからない。</p>	<p>区は、NPO団体等が運営する子育てのひろばへの補助を実施しているほか、子ども家庭支援センターにおいて、地域活動室や軽印刷機の貸出等により、民間子育て支援団体の活動を支援しています。</p>	
86	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進について、父親のワーク・ライフ・バランスを区が支援することで、母子の近くで仕事をすることができると思う。「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(素案)」に掲載されている、活用方法を見直す施設の新たな活用方法として検討すべきである。</p>	<p>男性が家事や育児のノウハウを学びながら、家事等を家族が共に行える場として「お父さんの子育て講座」などを実施します。また、事業者向けに「働き方」と「健康」の両面から考える「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施します。</p> <p>なお、施設の活用方法を見直す際は、区民ニーズ等を考慮しながら、優先度が高い機能への転換を検討します。</p>	
87	<p>育児者を増やすため、男性が育児に参加できるように家庭や企業への働きかけをしてほしい(例：妊娠期に父親学級へ参加するよう干渉を強化する、父親の会社や本人へ育児取得を促すような手紙を区長名義で送るなど)。</p>	<p>区は、NPO団体等が運営する子育てのひろばへの補助を実施しているほか、子ども家庭支援センターにおいて、地域活動室や軽印刷機の貸出等により、民間子育て支援団体の活動を支援しています。</p>	
88	<p>児童手当について、毎月支給してもらえないか。</p>	<p>児童手当の支給月は児童手当法で定められています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
2 子どもの教育・保育の充実			
89	一時預かり事業について、子育てスタート応援券の配付はありがたかったが、多胎児がいるため、乳幼児一時預かりの利用に当たり2人分の枠を予約することが難しく、使い切ることができなかった。予約方法の工夫・改善をしてほしい。	乳幼児一時預かり事業については、利便性の向上を図るため、令和2年4月からインターネット予約システムの運用を開始します。システムを通じ、自宅のパソコンやスマートフォンなどで利用できるようになります。	
90	一時預かり事業について、乳幼児一時預かり事業の予約が取りづらいため、インターネット上で予約できるようにしてほしい。		
91 ~ 92	一時預かり事業について、直接施設へ出向かないと予約ができないなんて民間ではありえない。子どもがいて大変だから利用したいのに、毎月予約初日に長時間子どもを連れて並ばないといけないとはどういうことなのか。 (ほか同意見 1件)		
93	練馬こどもカフェについて、民間企業だと営利目的や個人情報保護等の問題があるため、区が責任をもって子どもと保護者が集い、交流し、学べる場の提供を計画すべきである。	練馬こどもカフェは、区と民間企業が協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。 区と民間企業は、事業目的や個人情報の管理について定めた事業協定を締結し、共に責任をもって事業を実施しています。	
94	練馬こどもカフェについて、既に区としては「びよびよ」や「にこにこ」など同じような事業を実施している。既存の事業の充実拡大に取り組みれば良いのに、予算の無駄遣い。即刻中止すべきである。	練馬こどもカフェは、新たな施設を整備せず、民間事業者に、カフェ店内の一部スペースを無償で提供していただき、子どもが学び・遊ぶ機会の提供や、子育て相談等を実施する事業です。地域の子育て施設と繋がりが無い方に対し、地域の幼稚園教諭や保育士等が支援を行うことで、家庭で子育てをする保護者への子育て支援サービスの選択肢を広げています。 「びよびよ」や「にこにこ」、民間の子育てのひろばなど乳幼児親子の身近な相談場所や遊び場の拡充も引き続き行っていきます。	
95	保育サービスの拡充について、私立保育所を増やしているが、新設の保育所は特に質が低いのをわかっているのか。命に関わるような事件が起きているし、その原因を作っている区にも責任がある。公立保育所を民間委託したり民営化することもやめてほしい。	民間保育所等における保育の質の確保については、保育士などを対象とした研修を充実させるとともに、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、適切な助言等を行っています。 今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
96	<p>保育サービスの拡充について、待機児童解消のための対応は記載されているが、子どもに対して何を大切に対応していくのが一切記載されておらず不安である。</p>	<p>本計画は、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを基本目標としています。保育サービスの拡充について、安全確保など様々な取組を記載しています。</p>	
97	<p>保育サービスの拡充について、「『3歳の壁』に対する保護者の不安を解消します。」とあるが、第4章で掲げる「目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポート」と矛盾する。同じ保育所で乳児から就学前まで過ごすことができる環境が必要である。保育サービスの充実の軸として、行政が責任を持つ「直営の認可保育所を増設する」ことを記述すべきである。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	
98	<p>保育サービスの拡充について、ニーズ調査結果を情報公開請求し独自に集計したところ、希望する教育・保育サービスの「公立・私立」の希望に関して、公立希望者が約62%、私立希望者が約38%だった。ニーズ調査での保護者の希望を反映し、施設の拡充に当たっては公立保育所の増設を含めて検討すべきである。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p> <p>なお、意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。</p>	
99	<p>保育サービスの拡充について、区が発表する待機児童数と、実際に保育所に入れなかった子どもの数には開きがある。以前、区に相談した際、「（待機児童になった方は）希望園を選び好みしているから入れない」と言われた。通えない場所を希望することはできないし、誰もが公立保育所が良いと思っているが、入園できるかどうか不安である。民営化の中止とともに公立保育所を増設し、待機児童を解消してほしい。</p>	<p>待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。他に利用可能な保育所等の情報提供を受けてもなお、特定の保育所等を希望している場合は、待機児童数に含めないとされています。</p> <p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	
100	<p>保育サービスの拡充について、待機児童解消のための怒涛の取組は素晴らしいが、数に内容が伴わないことが無いように、安定した公立の施設を増やすことや、職員へ相当な給与が支払われているか常に確認してほしい。就学前の保育・教育がその後の人生に大きく影響するため、保育士が余裕を持ち豊かな気持ちで保育ができるだけの人員と給与が必要である。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p> <p>民間の保育所等における給与の処遇改善および保育士の確保については、経験年数や役職に応じた処遇改善等加算や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
101	練馬こども園の充実について、幼稚園と保育所は歴史や性質が異なるにもかかわらず「練馬区ならではの幼保一元化を目指します。」とすることはとんでもない。幼稚園や保育所の関係者からも理解を得られないため、この記述は削除すべきである。	練馬区ならではの幼保一元化は、保護者の就労形態や多様化する保護者のニーズを踏まえたもので、必要な取組と考えています。 幼稚園協会および保育園協会に対し、本計画の素案を説明し、ご理解いただいています。	
102	練馬こども園の充実について、保護者の要望から創設したとあるが、実際に働きながら練馬こども園を利用している保護者の意見を聞いたことがあるのか。どの園もイベントや休みが多く、働いている親のことが考えられていない。単に3歳児以降の保育所定員を補完する枠を増やすだけでは意味がない。利用者から匿名で改善点に関するアンケートを実施してほしい。	練馬こども園は、学校教育法に基づく私立幼稚園であり、各園がそれぞれの教育理念に基づいた特色ある運営を行っています。 練馬こども園の利用実績は年々増加しており、共働き家庭など現在1,000人を超える多くの方に利用されています。 区は、アドバイスや好事例の情報提供を行うなど各園に対する支援を行っていきます。	
103	こども園の担当行政が、都なのか区なのか不明瞭である。以前、他自治体のこども園で事故があった際に都と区の間でたらい回しにされたことがある。どのような未就学児向け施設であっても相談しやすい体制を整えるため、一括して相談を受ける窓口の設置を希望する。また、こども園で起こった事故については、都と連携し、都が担当する案件であっても区が窓口になって一括して対応してほしい。	区内にある幼稚園型認定こども園で事故があった場合、園は区に対して報告義務があります。区では報告があり次第、都とも連携し必要な対応をします。	
104	一時預かり事業について、定員数が希望者に対して少なすぎる。一枠に対して申込者がどのくらいいるのか把握しているのか。	区は、乳幼児一時預かり事業の利用枠を、実施日の拡大や定員増により、平成26年度の約24,000人から平成30年度は約37,000人に拡大してきました。 一方、平成30年度には、キャンセルなどで利用されなかった枠が約5,000人分生じている等の課題があります。そこで、空き情報をリアルタイムで確認し、いつでも予約できるシステムの運用を令和2年4月から開始します。	
105	一時預かり事業について、乳幼児一時預かり事業は定員数が少ないと感じる。乳幼児一時預かり事業が空いていないのであれば、民間のベビーシッター利用に当たり区が一部補助をするなど検討してほしい。		
106	兄弟姉妹の1人が発熱した際も、ほかの兄弟姉妹の幼稚園の送迎をしなければならない。送迎の間の短い時間だけでも、病児を家で見てもらえるようなファミリーサポートやベビーシッター制度等のサポートがあると助かる。	子どもが病気の場合には、安全かつ適切な対応ができる環境で保育することが望ましいと考えています。医療職や医療機関と密接な連携を図る必要があることから、ファミリーサポート事業では、病児の保育は行っていません。ほかの兄弟姉妹の幼稚園や保育所等への送迎にご利用いただけます。	
107	延長保育事業について、区が委託する保育所で実施し、区直営の保育所で実施しない理由が分からない。区が委託する保育所の中で延長保育を実施したことがない法人はないのか。	区はサービスの充実に際して、民間の力を活用することを基本としています。 これまで委託を行った20園では、保護者がNPO法人を立ち上げて運営を開始した「石神井町つつじ保育園」の受託事業者を除き、延長保育実施の実績がありました。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
108	病児・病後児保育事業について、他自治体と比べ施設数が多くありがたいが、それでも急に使いたいときに予約が取れない。一施設ずつ電話予約をしなければいけない仕組みも非効率である。区内の施設をまとめてインターネット予約ができるような仕組みがあるとありがたい。	インターネット予約システムは、一部の施設で導入済みですが、施設ごとに運営事業者が異なり、登録や受入れの要件が異なるため、まとめて予約ができる仕組みの構築は困難です。区は、未導入施設についてもインターネット予約システムを導入できるよう、取組を進めていきます。	
109	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、運営主体が営利目的である企業主導型保育事業では各地で問題が発生し、撤退した事業者が多数ある。一昨年に認可外保育施設で死亡事故を起こした自治体の保育施策に係る計画として、「多様な事業者の参入を促進します」という記述は削除すべきである。	保護者に多様な保育サービスを提供するために、様々な事業者を活用することは必要と考えています。区では区立保育所園長経験者等による巡回支援を強化する等、参入する事業者の保育の質の維持・向上に努めていきます。	
110	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、保育はサービスではなく福祉事業である。営利を目的とし、人件費や必要経費を減らして利益を出そうする企業は福祉事業には馴染まない。		
111	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、巡回指導を行っていても、認可外保育施設において子どもの死亡事故が起きた。待機児童解消のために子どもの最善の利益を考えず、安易に多様な事業者の参入を進めるべきではない。		
112	保育サービスの向上・安全確保について、保育所はベテラン職員と若手職員がバランスよく配置されていることがサービスの向上・安全確保の土台となる。区が運営する保育所と比較して、民間の保育所ではベテラン職員が少なく離職率も高いため、事故のリスクが高まるのではないかと。	民間の保育所等における給与の処遇改善および保育士の確保については、経験年数や役職に応じた処遇改善等加算や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。保育の質の確保については、保育士などを対象とした研修を充実させるとともに、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、適切な助言等を行っています。	
113	保育サービスの向上・安全確保について、ベビーセンサー等の製品は保育従事者の業務を補助するものであり、人の目に代わることはできない。機器の導入はあくまで補助として有効であり、事故防止に直結するものではない。事故防止の対策には、機器ではなく十分な人員を配置してほしい。	ベビーセンサーは午睡チェックの補助として活用していくもので、引き続き人の目による睡眠チェックの徹底を助言、指導します。また、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、職員の配置等、各施設の状況に応じて適切な助言等を行っています。	
114	保育サービスの向上・安全確保について、現在、区の幼稚園・保育所・その他未就学児向け施設に対し、事故記録の保持は義務付けされていないように思う。区独自の安全基準を設定し、怪我に限らずすべての事故記録を残すよう各園に義務付けてほしい。また、公立私立問わず、施設の開所を許可した責任を行政が持ち、事故内容の把握と検証、園に対する行政指導を検討してほしい。	国が示すガイドラインなどに基づき事故状況の記録・保管を適切に行うよう、幼稚園や保育所等へ周知しています。区は、施設で事故があった場合、事故状況の把握に努め、必要に応じて助言・指導を行います。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
115	保育士の人材確保・育成について、何を目的にどのような育成をするのか。	保育士の育成は、専門性・技術の向上を目指し、保育の実践力を高め、成長するために必要な幅広い分野をカバーする研修を実施していきます。	
116	保育士の人材確保・育成について、職員の宿舍の借り上げ支援がなくなると、保育士の募集にも影響が出る。保育士の人材確保のために、支援は継続してほしい。	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は、国および都の補助を活用しており、令和2年度も継続する予定です。令和3年度以降についても本補助を継続するよう、国や都に働きかけていきます。	
117	保育士の人材確保・育成について、区が委託する保育所の中には人材派遣会社に100万円単位の紹介料を支払っている保育所もあると聞く。区が直接運営する保育所であれば必要ない経費であり、区の正規職員として保育士を募集すればよい。最近の区の正規職員としての保育士募集に対する応募者数と採用数を教えてほしい。	委託園に限らず保育士が不足している状況において、各事業者の人材確保の努力により、これまで委託した20園では、安定的な保育運営が行われています。 なお、区正規職員の保育士の採用数は過去3年間で75名です。応募者数については公表していません。	
118	保育士の人材確保・育成について、保育所の保育士に対しては宿舍借り上げ制度や、資格取得のための助成金等手厚い支援があるが学童クラブにはその制度が無く、人材確保が難しい。保育士だけでなく学童クラブの職員にも目を当ててほしい。	国や都に対し、同様の制度の適用と拡充を求めています。	
119	保育士の処遇改善を望む。給与面はもちろん、保育士の規定人数を増やし、より豊かな保育ができる環境を整えてほしい。人員に余裕が生まれると、保育ママと連携したり、一時預かりの拡充などもできると思う。	民間の保育所等における保育士の確保については、経験年数や役職に応じた給与の処遇改善や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。今後も機会を捉え、国や都に補助金の増額を要望する等、保育士の処遇改善や保育環境の充実を図ります。	
120	働く親の就労に合わせた保育サービスが増える傾向にあるが、乳幼児にとって週6日保育所に預けられることは大きなストレスになる。週休2日という働き方をする人が多い中、土日の保育を拡充するのであれば、保育所に預けられる子どもも週休2日を大前提として実施してほしい。	就労等の状況は各家庭により様々であるため、通所日数は、ご家庭の事情により異なります。 区は、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスを拡充していきます。	
121	保護者への過剰なサービスは、保育現場の負担を招くことにつながり、子どもにとってもよくない。保育サービスの向上は、保護者ではなく子どもが第一に考えられるべきである。 また、保育サービスを向上しすぎると保護者が保育所任せとなる。保護者が子どもと向き合う時間が多くなるように、保育サービスの向上を考えてほしい。	区は、多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスを拡充していくことが必要だと考えています。 子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、保育現場の声に耳を傾けながら、計画を進めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
122	平成30年に区内の認可外保育施設で0歳児が死亡した事件が発生したが、そのことについて記述がない。亡くなった乳児は、認可保育所を希望していながら入園できず、やむなく認可外保育施設に預けられ死亡した。その痛ましい事実を記さなければ計画とは言えない。	死亡事故が起きてしまったことは真に遺憾ですが、計画の趣旨から、個別の事例を計画に記載する考えはありません。区では、区立保育所園長経験者等による巡回支援の強化、第三者評価の補助等、認可外を含めた様々な保育所等における保育の質の維持・向上に努めています。 また、認可外保育施設の立入調査結果については、東京都のホームページで公表しています。	
123	平成30年に区内の認可外保育施設で0歳児が睡眠中に窒息死したことを受けて、認可外保育施設にも巡回指導が行われているが、死亡事故が起きてからでは遅い。サービスの質の高い認可保育所に入園できず、やむを得ず認可外保育施設に子どもを預ける保護者もいるのではないか。	認可外保育施設は、保護者が事業者と直接契約しているため、区は施設利用の理由を把握していませんが、利用者が安心して通所できるよう、区立保育所園長経験者等による巡回支援の強化、第三者評価の補助等、認可外を含めた様々な保育所等における保育の質の維持・向上に努めています。 また、認可外保育施設の立入調査結果については、東京都のホームページで公表しています。	
124	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、一昨年、認可外保育施設で死亡事故が発生した。認可外保育施設を利用する家庭の多くは、もともと認可外保育施設を希望しているのではなく、認可保育所に入園するための加点を目当てにしている実態がある。保護者のニーズは基準を満たした認可保育所にあるため、むやみに多様な主体を参入させるのではなく、どの施設も安全のための基準を満たせるような指導や支援を強化してほしい。また、定期的に指導を受け、基準を満たした運営がされている園の情報を教えてほしい。		
3 子どもの成長環境の充実			
125	ねりっこクラブの全小学校での実施と充実について、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」は目的も機能も全く異なるものであり、一体的に事業を運営するねりっこクラブの推進は問題がある。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。地域住民の協力を得ながら、民間事業者による企画力を活かし、子どもたちに多様な体験・活動プログラムを提供します。国は、学校施設を徹底的に活用し、両事業を一体的に運営することを推進しています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	
126	ねりっこクラブの全小学校での実施と充実について、保護者が望んでいるのは子どもたちが「第2の家」として過ごす学童クラブである。学童クラブは「生活の場」であり、単に大人の監視がある「居場所」とは違う。ねりっこクラブの実施ではなく、保護者が望む「学童クラブを増設する」と記述すべきである。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。両事業ともに利用児童は増加しており、学童クラブだけでなく、地域の皆様にご協力いただいているひろば事業も、放課後の居場所として必要な事業です。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
127	現在、圧倒的に不足している学童クラブの早急な増設を求める。大人数の詰め込みによる待機児童解消ではなく、施設の増設による待機児童解消を求める。人材が集まりやすい区立の直営学童クラブの増設を計画に盛り込むべきである。	ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。ねりっこクラブの運営は、民間委託により保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供し、保育サービスの向上を図っています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
128	小学校3年生までは希望者が学童クラブに入れるようにしてほしい。現状では学童クラブを希望する家庭で2年生が入れない地域があり、早急に解決してほしい。	すべての小学生の放課後等の居場所として、学童クラブと学校応援団ひろば事業それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営するねりっこクラブを推進しています。ねりっこ学童クラブは学校施設を有効に活用し、定員を拡大しています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
129	小学生以降の預け先として、引き続き学童クラブを充実してほしい。		
130	ねりっこクラブについて、厚生労働省では学童保育を家庭に代わる「生活の場」として、適正規模を40人までとすることを勧めている。ねりっこ学童クラブは45人単位であり、おやつの際など2つの支援の単位で90人近い人数での団体行動もある。家庭の代わりに安心してほっとできる保育の場になっているか疑問である。実態を見て、ねりっこ学童クラブでの生活集団の規模を見直すべきである。	ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。学校内に学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置しています。子どもたち一人一人を丁寧に受けとめ、保護者と連携しながら支援を行っています。	
131	練馬区として、今後どのように学童クラブの保育の質を向上させていくのか。	放課後子ども総合プラン運営委員会や利用者アンケート、運営協議会等で出た意見を反映させるとともに、区コーディネーターによる運営支援等を行っています。	
132	小学生の放課後について、様々な子育て支援事業があるが、知らない区民も多い。周知方法を工夫してはどうか。	小学生の放課後の事業については、各児童館等において事業説明会を実施しています。放課後子ども総合プラン運営委員会や各児童館の運営委員会、ねりっこクラブ運営協議会等においても、引き続き放課後の事業や児童の様子等の周知に努めていきます。	
133	キッズ安心メール等のICTは利便性が高く、どんどん推進していただきたい一方、昨年大型台風では学校連絡メールのサーバーがパンクし、必要な情報を受け取ることができなかった。ICTの推進に当たっては、システムダウンが生じないよう整備してほしい。	昨年の台風時に発生した学校連絡メールの配信障害については、ご不便をおかけしました。その後原因究明を行い、サーバー増強等の対策を行ったところです。今後も安心してご利用いただけるICT環境を整備します。	
134	キッズ安心メールの利用拡大について、各施設において子どもに対し、カードをタッチするよう促しているのか。システムを機能させるため、設置拡大とともに利用を促す取組についても検討すべきである。	キッズ安心メールの利用は任意ですが、設置拡大とともに更に活用していただけるよう工夫していきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
135	キッズ安心メールについて、以前、西武鉄道において子どもが乗り降りした駅から保護者にメールが配信されるというキッズ安心メールに似たサービスがあった。区の事業として、西武鉄道で復活できないだろうか。	キッズ安心メールは、学童クラブやねりっこクラブ等への児童の入退室の状況を保護者にお知らせするために実施しています。駅の乗降時におけるメール配信サービスは鉄道事業者により実施するものと考え、区として駅に設置する予定はありません。	
136	児童館等機能の見直しについて、国が平成30年10月に改正した「児童館ガイドライン」に基づいた運営をしていくと記述すべきである。また、区の児童館職員に対し、改正版の「児童館ガイドライン」の内容理解を徹底するよう、研修を急ぐべきである。	改正版「児童館ガイドライン」は、児童館職員に周知し、ガイドラインに基づいた運営をしています。児童館の運営等が一層充実されるよう引き続き努めていきます。	
137	教育相談について、カウンセラーや相談員の資格と資質が重要である。子どもの視点・立場で考えることができる人であるよう、資格を再検討し、研修の積み重ねを義務付ける必要がある。	学校教育支援センターの各教育相談室では、臨床心理士、公認心理師等の専門職を採用し、年間を通じて必要な研修を実施しています。 全区立小・中学校には臨床心理士、公認心理師等の専門職であるスクールカウンセラーを都と区の協定により配置しています。スクールカウンセラーには都において年1回研修の受講を義務付けているほか、区において年2回の連絡会を開催し、意見交換を行っています。	
138	教育相談について、どのように使えばいいのか、どのような効果があるのか、学校との連携はどうなっているのか、保護者ですらよくわからない状態である。もっと周知をするべきである。	区内4か所に設置している教育相談室では3～18歳の児童・生徒を取り巻く様々な問題の解決に向けて、電話相談と予約制の来室相談を行っています。保護者の同意を得て、学校等関係機関と連携もしています。 教育相談は、各学校の「学校だより」等でご案内するほか、区ホームページ等で広く周知しています。今後も、事業内容をより広く周知できるよう工夫します。	
139	学校安全対策の拡充について、地域の要となるPTAがどの学校でも疲弊していて、健全に活動できているとは思えない。学校外のことまで教員に頼れない現状において、PTAへのフォローやコミュニティ・スクールへの移行はないのか。	PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。 なお、区では学校評議員制度の活用により、保護者・地域と学校との連携を図っています。今後のコミュニティスクールへの移行については、各学校の状況を踏まえ、検討します。	
140	学校安全対策の拡充・子供安全学習教室について、警察と連携し、親に対するスマートフォンやSNS利用のガイダンスを行う必要があるのではないのか。	すべての区立小・中学校で情報モラル講習会を実施しています。各学校に対し、情報モラル講習会は、児童・生徒向けと保護者向けの二部構成で行うように指導しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
4 支援を必要とする子どもや家庭への取組			
141	新しい児童相談体制の構築について、虐待ゼロを目指したい。なぜ練馬区には児童相談所が無いのか。	児童相談所行政は基本的に広域行政であり、区に児童相談所を設置しても、区単位では問題を解決できません。区の子ども家庭支援センターによる身近できめ細かい子どもに寄り添った支援と、都児童相談所による法的措置を含めた広域的・専門的支援を組み合わせたことが不可欠です。	
142	きめ細やかな児童相談所内の対応を望みたいので、地域の目と声が届きやすい区内に設置してほしい。	令和2年7月、都と区の共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センター内に設置し、都児童相談所職員が虐待相談等の業務に従事します。	
143	新しい児童相談体制の構築について、素案の説明では何をしようとしているのか全くわからない。うやむやにされているうちに、希望しない施策が成立してしまうのではないかと不安である。具体的な方針や方法が知りたい。	令和2年7月に、都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センターに設置します。都児童相談所と現場感覚や危機感などを共有し、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。また、一時保護された子どもの実態なども分析しながら、子ども家庭支援センターのさらなる強化に取り組みます。	
144	子どものサポート体制の充実について、この体制にも参加できない子どもにはどのように対応するのか。また、取組自体は素晴らしいと思うが、反して合理的配慮が適応されていない、または合理的配慮を保護者に周知していないのではないかと。	本計画では、区の事業のうち今後5か年で取り組む重点施策を掲載しています。様々な障害や支援を必要とする児童・生徒への配慮の必要性について、関係機関への周知や教育の場を通じて取組への理解を深めるよう努めます。	
145	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について、地域や民間の関係者が関わるこの試みは本当に素晴らしい。非常にナーバスな問題を扱うに当たり、毎日顔を合わせる距離にいる人から細やかな聞き取りをしないと、大きな間違いに繋がる可能性もある。日頃から多くの目で見守る良いシステムである。	区は、虐待のおそれのある家庭に対し、「要保護児童対策地域協議会」において、保健相談所、保育所、学校、警察、医師会、民生・児童委員等の関係機関が情報共有を図り、連携して対応しています。今後も、協議会を活かしながら、児童虐待対策の推進に取り組みます。	
146	区立学童クラブでの障害児・医療ケア児の保育について、「障害の程度が中程度まで」という表現に違和感がある。障害がある子どもの保護者が読んだとき、差別感を受けると感じる。	ご意見を踏まえ、「おおむね中・軽度の障害があり」に修正します。	
147	保育所における障害児・医療ケア児への支援について、これまで民間委託した保育所において「障害児を受け入れることはできない」と排除したケースがある。障害児に対して温かなケアを行い、成長を支えていくため、民間委託・民営化は行わないと明記すべきである。	区立保育所では、直営、委託の区別なく原則3名の障害児の受入れを行っています。今後も、区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
148	トピックスについて、生活困窮世帯の保護者が最も望んでいること（経済的支援）が一目でわかるようなトピックスに書き直すべきである。	トピックスは、ひとり親家庭の実態を把握するため、区が独自に実施したニーズ調査の結果等をまとめたものです。 児童育成手当・児童扶養手当などにより、世帯の所得に応じた支援は既に実施しています。 ひとり親家庭ニーズ調査の結果に基づき、ひとり親家庭から要望の多い生活、就労、子育ての3つの支援を柱とした各種支援事業に取り組んでいます。	
149	トピックスについて、トピックスは区内の保育関係に取り組んでいる団体や子ども家庭支援センターの職員集団が書いた方が実態を反映したものになる。	トピックスは、ひとり親家庭の実態を把握するため、区が独自に実施したニーズ調査の結果等をまとめたものです。	
150	生活困窮世帯への支援について、現在も卒業アルバムへの購入に援助費の支給があるが、支給額を超えるものが当たり前となっており、差額は生活困窮世帯の負担となっている。アルバム作成に当たっては、保護者主体で作成する一方、業者は学校が選定しており、業者選別を保護者が行うことができず費用を抑えることが難しい。援助費の増額とともに、作成も学校が主体となり、価格の見直しを行ってほしい。	卒業アルバムは各学校がPTA等と相談して任意に作成しているものであり、その要否をはじめ、作成の方法、事業者の選別や費用等について、教育委員会等による特段の定めはありません。 また、学校によりこれらの状況も異なりますので、ご意見は直接学校にお伝えいただくようお願いします。 なお、就学援助費の卒業アルバム購入費については、増額する考えはありません。	
5 青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組			
151	若者の自立をめぐる問題や有害情報の氾濫などが深刻化している問題には、新自由主義的施策が横行し、若者が受験競争で傷つけられたこと、社会に出てからも若者は個々にバラバラにされ、弱肉強食の自己責任が蔓延する中に置かれているなど、本人の意思とは別にひきこもりにならざるを得ない社会的背景がある。こうした分析が本計画には皆無である。 青少年の置かれた背景を分析するチームを子ども・子育て会議の付属機関として立ち上げ、打開策を探る必要がある。	ひきこもりには、様々な要因、複合的な課題があり、家族も含めた支援が必要です。関係機関との連携を密にしながら、個々の状況に応じた必要な支援体制を整えていきます。 なお、子ども・子育て会議の付属機関を設置する考えはありません。	
152	ひきこもりやその家庭に対し、臨床心理士・精神保健福祉士として活動している。今後、セミナー等を開催したく、報酬と会場の提供を区に検討してほしい。	ねりま若者サポートステーションでは、ニートやひきこもりなど自立に悩む若者やその家族を対象に、精神保健福祉士による心理相談などを行い、相談者の状態に応じた支援を行っています。保護者向けにも家族セミナーや保護者懇談会を実施しています。 お寄せいただいたご意見については、ねりま若者サポートステーションの委託事業者と情報共有します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
153	スウェーデンのユースクリニックを参考にして、体や心の不調、性感染症、若年層の妊娠（中絶）、デートDVなど、若者を対象とした専門家による相談対応窓口の設置を要望する。相談体制として、SNSなどの活用も検討すべきである。	若者の相談は、ねりま若者サポートステーションのほか保健相談所、生活サポートセンター、総合福祉事務所などで受け付けています。若者を対象とした専門家による相談対応窓口を新たに設置する考えはありませんが、相談内容に応じて、関係機関と連携し、若者を支援する体制を整えます。	
154	練馬子ども議会について、約3か月間の活動で終わらせるのではなく、区政の課題を参加者自らが発見し、改善するまで取り組む企画とすることを要望する。そのために、対象を中学生から20代までに広げたり、1～2年程度の期間で取り組むことが必要であり、予算も計上すべきである。	練馬子ども議会は、中学生を対象に、区政に関する意見の聴取と、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心を高めることを目的に実施しています。 また、学習効果も鑑み中学生を対象にしています。活動は、定期試験や学校行事に支障が無いよう、参加する生徒の負担を考え、長期休暇に集中して行うようにしています。	
第6章 法定事業の年度別需給計画			
3(1) 教育・保育			
155	保育の供給量について、認可保育所が増えたことにより、企業主導型保育事業や認可外保育施設の経営が厳しくなっている。このような状況の中で、令和6年度まで、これらの施設の定員数を据え置きのまま供給量として捉えていいのか。	企業主導型保育事業の地域枠や、認可外保育施設の定員は、設置主体が事業者であり、区の判断で増減を定めるものではないため、現時点の定員数を据え置きしています。事業者の動向を把握しながら計画を進めていきます。	
156	保育の供給量について、平成31年4月時点で認可保育所を希望しても入れなかった者が約700人いる。この数字の解消を基本に、待機児童対策の計画を作るべきである。また、多くの区民が求めているのは認可保育所である。重要事項に認可保育所の大幅な増設を明記し、全員入園を目指してほしい。また、直営の公立認可保育所こそ増やすべきである。	待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。他に利用可能な保育所等の情報提供を受けてもなお、特定の保育所等を希望している場合は、待機児童数に含めないとされています。 区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。 今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。	
157	保育の供給量について、地域型保育事業や認可外保育施設等を含んだ数値ではなく、ニーズ調査結果から保護者が望む施設とされる「延長保育のある認可保育所」を基準に策定すべきである。	保育施設については、区民の多様なニーズに応え、地域型保育事業や認可外保育施設等を含めて定員拡大を図っており、延長保育のある認可保育所を基準とする考えはありません。 延長保育事業も含め、ニーズ調査に基づいた区全体の保護者のニーズに応えていけるように充実に努めています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
158	保護者が望む認可保育所以外の施設を作っても、質の面で需要に応える供給とはならない。量的な供給目標だけでなく、保育の質についての供給目標も記載すべきである。	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業において、区立保育所園長経験者等による巡回支援を強化していく旨を記載しており、そのための人員確保を供給目標としています。	
3(2) 地域子ども・子育て支援事業			
159	延長保育事業について、「1時間だけ利用したい」「早朝に利用したい」等の利用時間に関する個別のニーズを踏まえた供給量となっているのか。	供給量は、ニーズ調査の結果等を踏まえ算定しています。 なお、延長保育の実施時間は、ニーズ調査の結果を基に利用者の急な残業やシフトなど様々な働き方にあわせたものであること、また、保育事業者の園運営・職員体制の確保などの考えなどに基づき設定しています。	
160	延長保育事業について、需要量に対し供給過多の計画となっている。区は新規開設する保育所に延長保育の実施を求めており、また区立保育所の民間委託に際しても延長保育の定員を拡充させようとしているが、その必要はあるだろうか。過去の延長保育の利用実績から、延長保育の定員拡充の必要性と延長保育を実施すべき園を精査してほしい。	延長保育については、ニーズ調査に基づいた区全体の保護者のニーズに応じていけるように充実に努めています。 利用者数が現在少ない園でも、働き方の多様化により、延長保育がセーフティネットの役割を果たしており、安心して利用できることのご意見もいただいています。 共働き家庭の急増により、今後も必要な利用者が増えていくと見込んでいます。	
161	病児・病後児保育事業について、インフルエンザ等の感染症が流行している時には希望者が殺到し、利用できないことがある。年間を通して供給が需要を上回っているだけでなく、感染症の流行時に利用できる量を確保してほしい。	感染症に罹患した子どもを預かる際は、他の子どもと保育室を分ける等の配慮が必要なため、施設の定員上限までお預かりできない場合があります。また、感染症の特性として、流行する時期や期間が毎年流動的なため、その時々希望者数に合わせて保育士の配置を随時変更するのは困難です。 利用の多い特定の時期のみに合わせた定員確保を年間を通じて行うことは困難です。	
162	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、具体的な取組内容を示してほしい。幼児教育・保育の無償化の対象である認可外保育施設や一時預かり事業等も、区の巡回指導を受けていると認識している保護者もいる一方、指導監督基準を満たしていない施設であっても5年間は無償化の対象となる猶予期間についてはあまり周知されていない。本計画は、巡回支援を受ける対象施設が不明であり、また、巡回支援を必要とする施設に対して支援員の供給が足りているかも不明である。	参入する事業者が継続的に保育施設を運営するためには、保護者や児童が安心して利用できる保育の質の確保が必要です。このため、区は既存・新設に関わらず認可外を含むすべての保育施設を対象に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図っています。 こうしたことから、取組内容や巡回に必要な支援員の需要量見込みと供給量の目標を計画に示しています。	
163	一時預かり事業について、保育園一時預かりは休止・廃止する園が増えているのが実情であるにもかかわらず、第1期計画の5年間で供給量が増加した年があるが、どのような考えで設定しているのか。	一時預かり事業の供給量は、保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等の定員の合計となっており、保育園一時預かりのみで対応するものではありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
164	一時預かり事業について、どの地区においても供給が足りている計画となっているが、保育園一時預かりは人気が高く予約が困難である。また、ファミリーサポートは事前登録や顔合わせ等の手続きが煩雑で利用しづらい。施設ごとの利用実績を踏まえ、不足しているサービスは補い、供給過多についてはその原因を探り、利便性の改善を行う等、実態に応じた対策をしてほしい。	保育園一時預かりは、地域の需要を適切に把握し、対応方法を検討します。ファミリーサポートでは、有償ボランティアである援助会員とのマッチングに当たり、保育場所や時間等のほか、アレルギーの有無等個々の状況を確認する必要があります。事業の利便性の向上については、援助会員の意向も確認しながら検討していきます。	
165	子育て短期支援事業（子どもショートステイ）について、計画上は需要見込みを供給量が十分に満たしているように見受けられるが、実際は緊急一時保護による要保護児童の利用が多くなっている。緊急一時保護のために24時間365日の受入れ体制を整えるには、区から支払われる補助金が足りない。人員不足により事故が発生しては大問題である。	子どもショートステイを要保護児童が利用する場合は、施設と事前調整しています。施設と協議しながら、円滑な事業実施に努めていきます。	
166	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、高学年の需要見込みに対して、高学年だけの供給量を記載すべきではないか。	高学年については、当面の間、児童館等の併設学童クラブ、ねりっこひろば、学校応援団ひろば事業等において受け入れ、異年齢の児童との交流を通じて、児童の健全な育成を推進することとしています。	
167	小学生の放課後の居場所づくりについて、学童クラブ施設数の拡充だけでなく、ねりっこひろばや児童館の利用時間の延長も視野に入れてほしい。ねりっこひろばは17時（冬季は16時半）、児童館は18時までしか利用できず、子どもの帰宅時間に保護者が間に合わない家庭も多い。保護者の送迎登録を前提とするなど、システムの工夫により利用時間の拡充を図ってほしい。	児童館やねりっこひろばは、保護者による送迎がないことを前提としており、児童が安全に帰宅できる時間に終了時間を定めています。18時まで開館している児童館においても、17時には児童に帰りの注意を喚起する呼びかけを行っています。帰宅の時間が遅くなるご家庭の児童への対応は、学童クラブで行うこととしています。学童クラブの需要の拡大に対応するため、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
その他			
168	本計画策定のために区が実施したニーズ調査では、希望する教育・保育サービスに関する設問で「公立・私立」の希望も聞いているにもかかわらず結果が公表されていない。情報公開請求により回答票原本を閲覧し独自集計すると、「延長保育のある認可保育所」では公立希望が約62%、私立希望が約38%だった。結果を隠さず全面的に公開し、区民の願いに応えた計画に修正し、巻末資料も修正すべきである。	意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。	
169	トピックスとして一つの企業のホームページを取り上げるのは、同業他社からすれば不公平であり、削除すべきである。	過去に民間調査の記事として紹介された区の子育て支援事業をトピックスで紹介しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
170	<p>家庭での子育てを望む家庭に対する支援として、一時預かり事業のように保護者が施設へ出向くのではなく、家庭に支援者を派遣し、保護者が家事を行っている間に子どもの遊び相手となってくれるような保育サービスを、近隣大学の教育学科や児童学科とのタイアップにより検討してほしい。</p>	<p>ご自宅での子どもの遊び相手などの支援については、有償ボランティアである援助会員が短時間子どもを保育するファミリーサポート事業で対応しています。20歳以上の区民であれば、学生であっても援助会員として活動していただけます。</p> <p>なお、大学とは、子育てのひろば等の区が実施する子育て支援事業において、実習生やボランティアとして受け入れるなどの連携を行っています。</p>	
171	<p>総合福祉事務所とも連携し、家事の間に子どもの見守りをするような支援を、所得や保護者の健康状態に応じた一部の対象者に子育てスタート応援券のような形で配付できればいいのではないか。</p>	<p>産前産後の体調不良など、家事援助が必要な家庭にヘルパーを派遣する育児支援ヘルパー事業において、子どもの見守りも行うことができます。同事業は既に子育てスタート応援券の対象になっているほか、課税状況により利用料の減免制度を設けています。</p>	
172	<p>育児者を増やすため、核家族化の進行により祖父母に頼れない父母が周囲にヘルプを出せる機会を区が設けてほしい(例：ファミリーサポート・ベビーシッター・家事代行等を区でまとめて委託して安価に利用できるようにする、地域で子ども達を助けたいと思っている人に「子育て助けられますステッカー」を配付して玄関先に貼ってもらうなど)。</p>	<p>妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートの充実に取り組んでいます。</p> <p>子ども家庭支援センターと区役所内に「すくすくアドバイザー」を配置しています。すくすくアドバイザーは、子育てのひろば等の子育て支援施設や、ファミリーサポート事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っています。</p> <p>なお、妊娠中から子育て中に知っておきたい制度や各種手続き、困ったときの相談先など様々な子育て情報を「ねりま子育て応援ハンドブック」で紹介しています。</p>	
173	<p>緊急時に子どもを預け合えるのは隣近所の知人同士でしかできないし、それが隣近所の望ましい関係でもある。知人同士の預け合いが促進されるような制度を区でつくりたいか。</p>	<p>核家族化や地域の繋がりの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加傾向にあります。有償ボランティアである援助会員が短時間で子どもを保育するファミリーサポート事業を実施しています。子ども・子育て支援事業の充実に取り組めます。</p>	
174	<p>保育所や学童クラブを委託し、子どもや保護者が慣れ親しんでいる環境の変化を強要することは「子どもたちの笑顔輝くまち」といえるのか。時間をかけて引き継いでも委託による環境の変化は起きる。委託によって影響を受けた保護者の声を把握しているのか。</p>	<p>保育所については、保護者から委託1年目アンケートや東京都福祉サービス第三者評価、運営委員会などでご意見をいただいております。安定的な保育運営を支える貴重な声であると考えています。また、保育所・学童クラブともに毎年、保護者に対し満足度調査を実施して把握しているほか、子どもたちの個々の具体的な様子については、委託後も保護者面談等を通じて、丁寧な聞き取りを行っています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
175	<p>本計画の基礎となるニーズ調査結果について、情報公開請求で確認し独自に集計したところ、公立保育所の希望者が約62%、私立保育所の希望者が約38%だった。保護者のニーズは公立保育所にあるにもかかわらず、区が保育所の民営化を検討するのか、根拠と合理的な説明が一切ない。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>これまで委託した20園では、延長保育などサービスを充実し、第三者評価や保護者アンケートで高い評価をいただいています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>なお、意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。</p>	
176	<p>保育所の民営化には反対である。民営化によって子どもの事故も増え、また利益優先の経営では先生方も安心して働くことはできない。予定している民営化は解消し、公立保育所を維持してほしい。福祉に関することは人の命に直結する。区の責任は重大である。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。</p>	
177	<p>本素案に、保育所の民間委託や民営化に関する記載がない理由を教えてください。公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（素案）には、保育所の民営化に記載がある。これについて、在園保護者や当該園の事業者だけでなく、子育て世帯や保育関連に従事する関係者に広く周知してほしい。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は、計画期間内の保育サービス等の需要見込みと供給計画を示すものです。</p> <p>区立保育所の委託・民営化は、公共施設等総合管理計画・実施計画において年度別の取組をお示ししています。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	
178	<p>保育所の民間委託について、事業者の応募状況を見ると、応募数の多い園は、主要駅からの交通利便性が高い傾向がある。直営園では定期的に保育士を異動させることで、地域に関係なくどの園にもバランスよく保育士を配置し、保育の質を保つことができていたが、今後、委託園の民営化が建物・土地の無償譲渡の取扱いを含めて検討することが明らかになれば、立地条件がプロポーザルを左右する傾向が強まる。地域によって保育の質がアンバランスになるのではないかと。多様なサービスではなく、どの園に預けても安心できる保育の質の安定した保育所を望んでいる。直営園をこれ以上縮小せず存続する手段も講じてほしい。</p>	<p>区立保育所の委託・民営化は、民間の力を活用することによりサービスの充実に図るものです。</p> <p>民営化する際の土地・建物は原則貸付になります。今後、保育サービスの充実や土地・建物の取扱いなどについて、事業者と協議を行います。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
179	<p>小学生児童家庭について、共働き家庭の増加に伴い、保護者会等の学校行事の見直しとPTA活動の見直しを進めてほしい。学校行事やPTA活動のほぼすべてを母親が担っているのが現実であり、小学校入学前後に負担の軽い職場に転職する母親も多く、生涯年収に大きな影響を与えている。区にはPTA活動に対し、ある程度の活動指針を示すことが求められていると感じる。</p>	<p>学校行事については、学校が児童や学校・地域の実態に応じて設定しています。PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。保護者の皆様には、PTA役員や学校長・副校長とともに団体内部での検討をお願いしています。</p>	
180	<p>PTAについて、これまで区は区議会等で「各学校のPTAに対して直接、指導監督することはできない」という姿勢を示している。しかし、各小・中学校長の責任で配付されている文書等では、保護者全員の加入や会費の納入を求めることが多い。また、児童・生徒の事業等への参加を保護者のPTA加入状況と紐づけていることもある。公教育の場でありながら、一定の団体へ保護者が加入しているか否かにより、児童生徒への対応が分かれば、その公共性が揺らぐこととなる。保護者の権利保護とより健全な環境整備のため、校長に向け行政から働きかけてほしい。また、本計画にPTAについて盛り込んでほしい。</p>	<p>PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。本計画にPTAについて記載する考えはありません。</p>	
181	<p>本計画には子ども・保護者・学校の三者が連携した取組であるPTAや保教の会についての言及や提言がされていない。現在の就学前および小学生児童家庭のほぼ半数が共働き家庭であるが、これらは任意団体であるにもかかわらず、就労は不参加の要件としては認められない。半ば強制参加となっていることにも疑問を感じる。個々の事情がありながらも、参加し合える組織体制や仕組みづくりに知恵を使うべきである。</p>	<p>PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。保護者の皆様には、PTA役員や学校長・副校長とともに団体内部での検討をお願いしています。</p>	
182	<p>平成29年に文部科学省より示されたスクールロイヤーの配置について、法律に詳しい専門家を学校に配置することで教員の立場を守ることに繋がるであろう一方、弁護士は雇用主である教育行政の側に立たざるを得ない。父母や児童・生徒と対峙した場合、父母や児童・生徒に対し組織の圧力がかけられないか不安である。より具体的に公正な判断がなされるような対策や専門部署の設置と、本計画に盛り込むことを検討してほしい。</p>	<p>現在、区教育委員会ではスクールロイヤー制度を導入しておらず、法律問題については、区役所の法務部門に配置している弁護士に相談しています。今後、既にスクールロイヤーを配置している他自治体の状況等を踏まえ、スクールロイヤーの配置について検討します。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
183	小学校教員の対応について、学校公開日や各行事への参加を通じ、時折「暴言ではないか」「教育と言えるべき対応なのか」と疑問に思うことがある。子どもがのびのびできる学校は、教員ものびのびできる環境であるはずだ。教員のワーク・ライフ・バランスが正当に担保され、やる気を維持して子どもに暖かく穏やかな気持ちで接する心の余裕をもつことができるような環境整備など、区として学校教育のあり方を再検討してほしい。	区では、平成31年3月に「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、教員の意識改革や校務改善を進めています。教育委員会も、学校電話機のオートメッセージ機能や学校徴収金管理システムの導入等を通じ、教員の負担軽減に向けた環境整備を進めています。今後も教員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための取組を進めます。	
184	性犯罪者が児童と接する仕事ができないようにしてほしい。	性犯罪者に限らず、都から通知される保育士欠格事項に該当し登録を取り消した保育士について、区の個人情報保護条例に沿い、区内の保育施設に情報提供を行っています。	
185	いじめや自殺、人工妊娠中絶を防ぐために、区内の小・中学校全校で命の授業（性教育）を実施してほしい。	各学校では、保健の学習や保健体育科の授業、道徳の授業を中心とし、全教育活動を通じて、命の大切さについて考えさせるとともに、性についての正しい理解を促す指導を行っています。今後は、外部の専門家等を活用した授業の実施など、各学校の指導がより充実したものとなるよう働きかけていきます。	
186	命の授業（性教育）を充実させてほしい。誤った性情報に触れ、犯罪に巻き込まれないためにも年齢に適した性教育を行うことは急務である。ユネスコの性教育に関する指針では、幼児期からの性教育が必要であるとされている。区でも性教育を充実させてほしい。	幼児期における性教育については、幼児期の特性を踏まえ、相手を尊重する気持ち、友達との関わりを深めて思いやりをもつ、身の回りを清潔にするなどの教育を行っています。また、各学校では、保健の学習や保健体育科の授業、道徳の授業を中心とし、全教育活動を通じて、命の大切さについて考えさせるとともに、性についての正しい理解を促す指導を行っています。今後は、外部の専門家等を活用した授業の実施など、各学校の指導がより充実したものとなるよう働きかけていきます。	
187	幼児期からの性教育も性被害を水際で防ぐために必要である。世界基準では4・5歳から性教育を行っている。それに伴い、中学、高校において制服と私服を児童が自由に選べるようにしてほしい。制服を着ていることで痴漢などの性被害に遭う児童が多数いる。	幼児期における性教育については、幼児期の特性を踏まえ、相手を尊重する気持ち、友達との関わりを深めて思いやりをもつ、身の回りを清潔にするなどの教育を行っています。 標準服の着用については、ほぼすべての区立中学校の生徒は、各校で定めた標準服を着用しています。性犯罪防止の観点から標準服と私服の選択を教育委員会が推進する予定はありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
188	子ども達が自分の思いや意見をはっきり伝えたり、価値観の違いを知ることができるような道徳の授業をしてほしい。	道徳の授業に関わる研修の工夫や、教育委員会による指導・助言、研究指定校の研究成果の情報発信等を通じて、思いや意見を伝え合い、考えを広げるような授業の充実が一層図られるよう、努めます。	
189	給食に関して、学校のホームページでその日の給食内容を画像付きで情報提供してほしい。きちんとバランス良く栄養を取れているのか区民として確認したい。	学校のホームページの内容は各校で決定し、公開しています。いただいたご意見の趣旨は機会を捉えて、学校へお伝えします。	
190	中学生は、単に年齢的な観点で身の回りのことができるからと1人にしてしまうケースが多いと感じる。年齢が上がり感受性が豊かになるからこそ、より一層サポートが必要であるため、中学生に対する取組を実施すべきである。	中学校では、教職員をはじめスクールカウンセラーなどが相談の窓口となって対応しています。 また、児童館の機能の見直しの中で、中学生・高校生向けの事業を充実していきます。引き続き、児童館職員が個々の児童に寄り添い、気軽に相談できる場としての機能を強化していきます。	
191	子どものSOSを受け止め、人権擁護・救済のために調査権・勧告権を持つ「子どもの人権オンブズパーソン」を設置すること。	区では、子どもの権利擁護の視点を持ち、広く保護者や子どもの声を聞きながら事業を実施しています。オンブズパーソン制度の設置は考えていません。	
192	乳幼児を育てる保護者は、とにかく移動が大変である。みどりバスの拡張や、駅と区の施設間でのチャイルドシート付き電動自転車の導入等が有効であると考えます。	みどりバスは、ルートの再編や利用者が多い時間帯の増便等、各地域に対応する改善策について、平成28年度に改定した公共交通空白地域改善計画に基づき、検討を進めていきます。なお、駅と区の施設間でのチャイルドシート付き電動自転車の導入等の予定は現段階ではありません。	
193	出生記念苗木の配付があるが、置き場が無い家庭もあるため、代わりに「桜のオーナー」の権利をプレゼントするのはどうか。練馬区と言えば桜の名所である。	出生記念苗木は、室内やベランダの鉢植えでも育てられる苗木なども含め10品種からお住まいの環境に応じて選んでいただけるよう工夫をしております。 ご提案については、今後、みどりの葉っぱい基金の取組などを検討する際に参考にさせていただきます。	
194	健康長寿の向上に伴い、まだまだ活躍したいと考えている高齢者が多くいる。各事業に必要な有資格の高齢者の参画をぜひ検討するべきである。	趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開催し、これまで身につけた知識などを効果的に教える手法を学ぶセミナーを実施します。修了者には高齢者施設や児童施設等で事業の講師を務めていただくなど、活躍できる場を設けます。	

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

令和2（2020）年3月

練馬区

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

区はこれまで、子ども・子育て支援施策を重要政策のトップに掲げ、区独自の政策を立案・実行してきました。

今回策定した計画では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による需要の増加を考慮した、今後5か年にわたる需要見込みと供給計画を示しています。

女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加しています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、子育てにおいて孤立する保護者が増えており、子育て相談機能の重要性も高まっています。

「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた「子どもたちの笑顔輝くまち」を実現するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」「支援を必要とする子どもや家庭への取組」を展開していきます。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現してまいります。

令和2年3月

練馬区長 前川 耀男



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的および背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の策定方法	3
	トピックス「幼児教育・保育の無償化による区独自の影響調査を実施しました」	3
4	計画の推進体制	5
5	計画の期間	5
6	計画の対象	5

第2章 区を取り巻く現状

1	人口の推移と推計	6
2	子育て世帯の就労状況	8
3	女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況	9

第3章 令和元年度までの取組

1	保育サービスの拡充	10
2	家庭での子育て支援サービスの充実	12
3	相談サポートの充実	13
4	すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	14
5	ひとり親家庭への支援の充実	15
6	第1期計画の取組状況	16
	トピックス「23区「子育てしやすい街」No.1に選ばれました！」	17

第4章 取組の視点と方向性

- 1 計画の基本目標と方針 18
- 2 4つの目標 19

第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 子どもと子育て家庭の支援の充実 20
- 2 子どもの教育・保育の充実 23
- 3 子どもの成長環境の充実 27
- 4 支援を必要とする子どもや家庭への取組 29
 - トピックス「生活困窮世帯等への支援の重要性 ～貧困の連鎖を断つ～」
. 31
- 5 青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組 33
 - 参考 子ども・子育て支援施策の一覧 35

第6章 法定事業の年度別需給計画

- 1 子ども・子育て支援法の法定事業 36
- 2 区域の設定 38
- 3 年度別需給計画 39

参考 巻末資料

- 1 練馬区の現状 58
- 2 ニーズ調査の結果概要 62
- 3 幼児教育・保育の無償化による影響調査の結果概要 67
- 4 その他 70



1 計画策定の目的および背景

わが国では、令和元年の日本全体の出生数が約 86 万人¹と過去最低を記録した一方で、女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加しています。令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育所の整備や練馬こども園の充実など、引き続き保育サービスを拡充する必要があります。

核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、子育てにおいて孤立する保護者が増えており、子育て相談機能の重要性も高まっています。区、学校、地域団体等、関係機関が連携して子育てを支える仕組みが欠かせません。

教育分野においては、平成 28 年 2 月に策定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが重要です。

区はこれまで、平成 27 年 4 月から施行された国の「子ども・子育て支援新制度²」に合わせて、「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

現在、保育需要への対応や家庭での子育てを望む家庭への支援、子育てに関する相談体制の強化、ひとり親家庭や生活困窮等にある子育て家庭への支援など、行政が抱える課題は多様化・複雑化しています。

「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン³」は、「グランドデザイン構想⁴」の実現に向けて策定され、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱のひとつとして掲げています。区の子ども・子育て支援施策の方向および区民のニーズを踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため、「第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。

¹ 厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計の年間推計」

² 子ども・子育て支援新制度…幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度

³ 第 2 次みどりの風吹くまちビジョン…グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けた区の総合計画（平成 31 年 3 月策定）

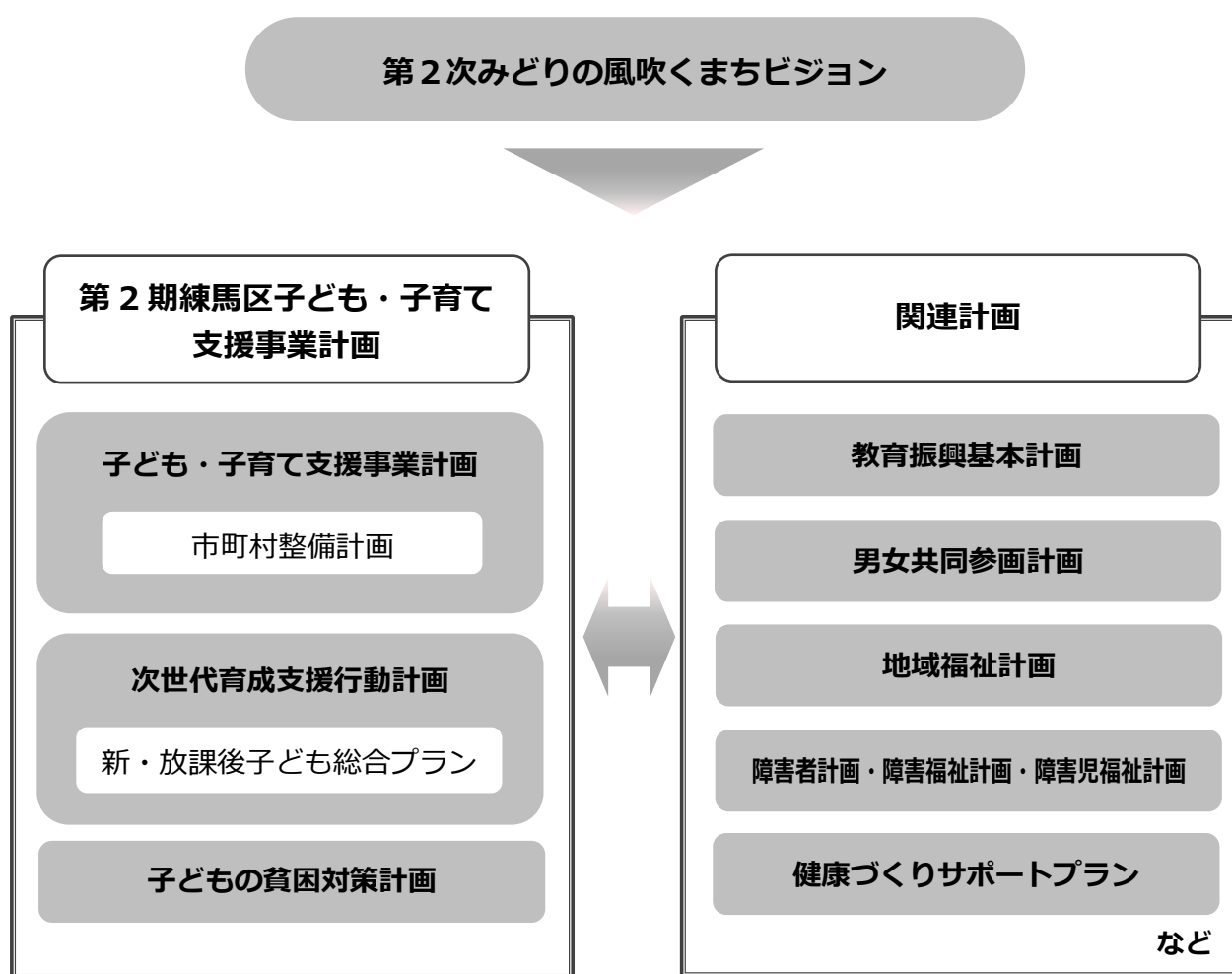
⁴ グランドデザイン構想…おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の 3 つの分野で示した区の構想（平成 30 年 6 月策定）

2 計画の位置づけ



本計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の子ども分野に関連した個別計画です。以下の法令等に基づく計画として併せて位置づけるとともに、他の個別計画とも整合を図って策定します。

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- (2) 児童福祉法に基づく市町村整備計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- (4) 新・放課後子ども総合プラン
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画



3 計画の策定方法



(1) 区民ニーズの把握

子ども・子育て支援施策を検討する基礎資料とするため、「練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査」を実施し、児童の生活実態や保護者の要望を把握しました。

調査期間

平成 30 年 11 月

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童(0～6歳)の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収	1,624 件	54.1%
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収	1,780 件	59.3%
区立中学校に通学する2年生	498 件	対象の学校を通じた手渡し・回収	498 件	100.0%
区内の高等学校に通学する2年生	447 件	対象の学校を通じた手渡し・回収	444 件	99.3%



幼児教育・保育の無償化による区独自の影響調査を実施しました

区は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に先立ち、平成 30 年 9 月に影響調査を実施し、3,000 人を超える多くの区民の皆様からご回答をいただきました。

調査結果を用いて保育需要を再算定し、保育所整備計画に反映しました。令和 2 年 4 月に向けて、新たに私立認可保育所を 16 か所整備するとともに、練馬こども園を 3 園認定し、定員を 760 人拡大します。

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童(0～5歳)の保護者	4,600 件	郵送配付・郵送回収	3,147 件	68.4%

※調査結果は 67 ページに掲載しています。

(2) 「子ども・子育て会議」の開催

区は、本計画に子育て当事者等の意見を反映し、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者（公募区民）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は、「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取を踏まえ、策定しました。

(3) 区民意見反映制度(パブリックコメント)の実施

本計画の素案を区役所の窓口などで公表し、区民の皆様からご意見をいただきました。

意見の募集等

- ① 区民意見反映制度（パブリックコメント）
意見募集期間：令和元年12月11日から令和2年1月17日まで
意見提出者：28名
- ② 関係団体への説明
総参加者数：48名

寄せられた意見

- ① 意見総数：延 194 件
- ② 意見の内訳

項目	件数
計画全体に関すること	3
第1章 計画の基本的な考え方	12
第2章 区を取り巻く現状	0
第3章 令和元年度までの取組	22
第4章 取組の視点と方向性	8
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開	109
第6章 法定事業の年度別需給計画	13
その他	27
合計	194

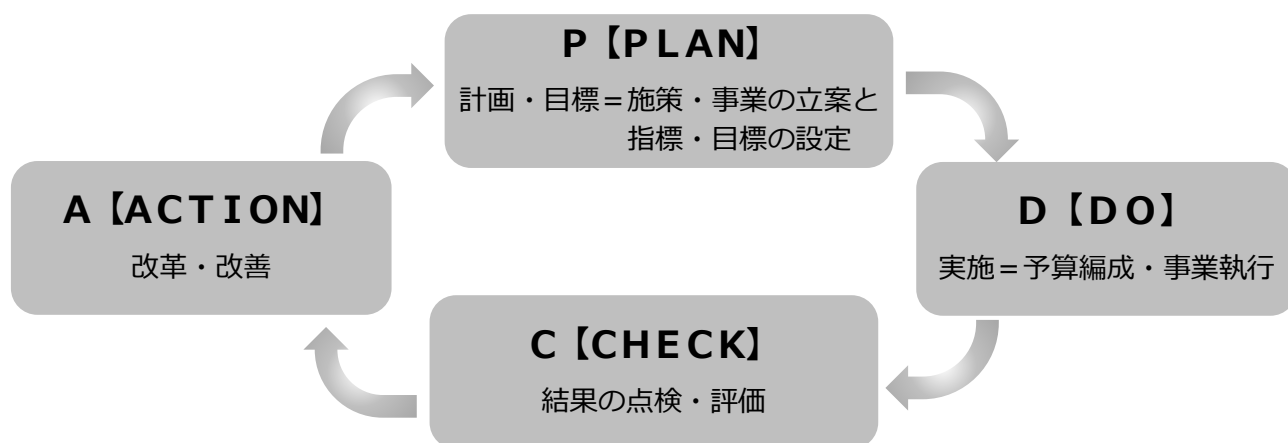
4 計画の推進体制



本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、PDCA サイクルにより、目標の実現に向けた取組を行います。サイクルC【CHECK】「結果の点検・評価」は、「練馬区子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果は、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。

ご意見を踏まえて事業の見直しを行うとともに、計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。



5 計画の期間



本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
練馬区子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し							
					第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
							見直し検討		

6 計画の対象



本計画の対象は、就学前児童（妊娠・出産期を含む）から中・高生年代までです。

ただし、33・34ページの「青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組」は大学生年代以降も対象です。



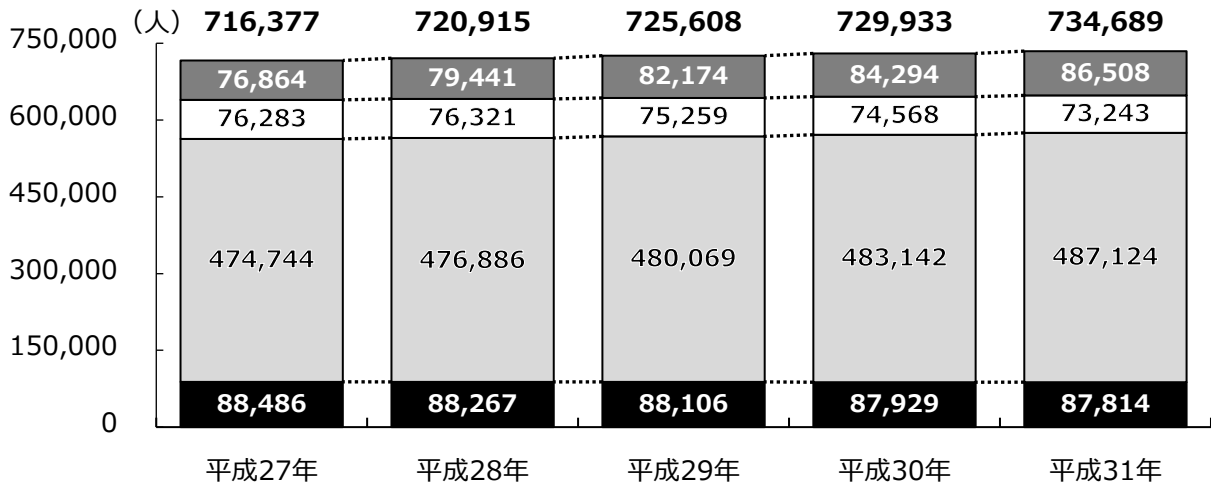
1 人口の推移と推計

(1) 総人口の状況

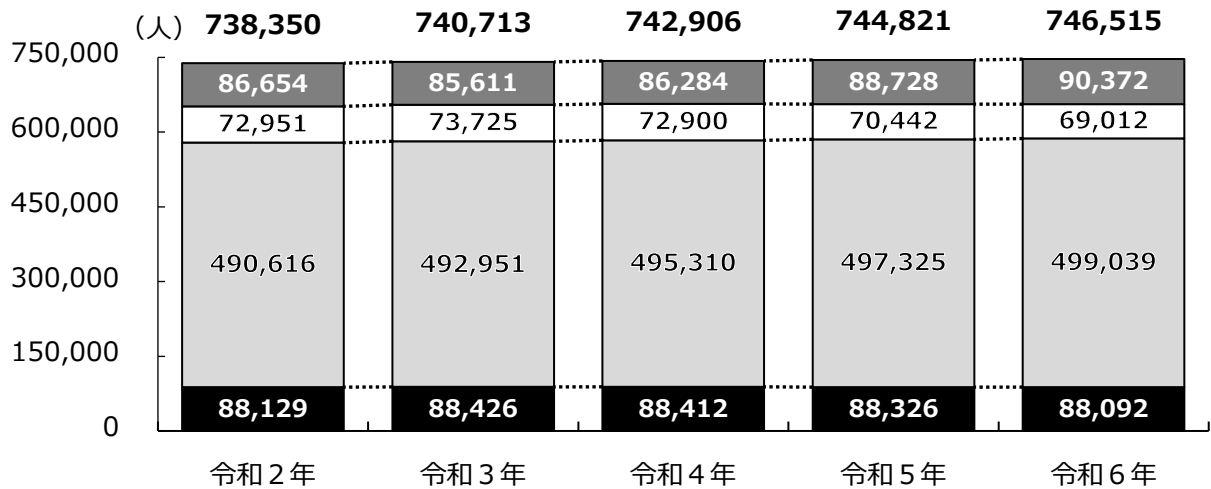
総人口は一貫して増加しています。年齢区分別でみると、年少人口は減少している一方、後期高齢者人口は増加しています。少子高齢化が進んでいます。

総人口は令和2年以降も増加し、令和6年には746,515人になる見込みです。年少人口は横ばいで推移するものの、後期高齢者人口はさらに増加する見込みです。

●総人口の推移（平成27～31年）



●総人口の推計（令和2～6年）



■ 年少人口（15歳未満）
 □ 前期高齢者人口（65～74歳）
 □ 生産年齢人口（15～64歳）
 ■ 後期高齢者人口（75歳以上）

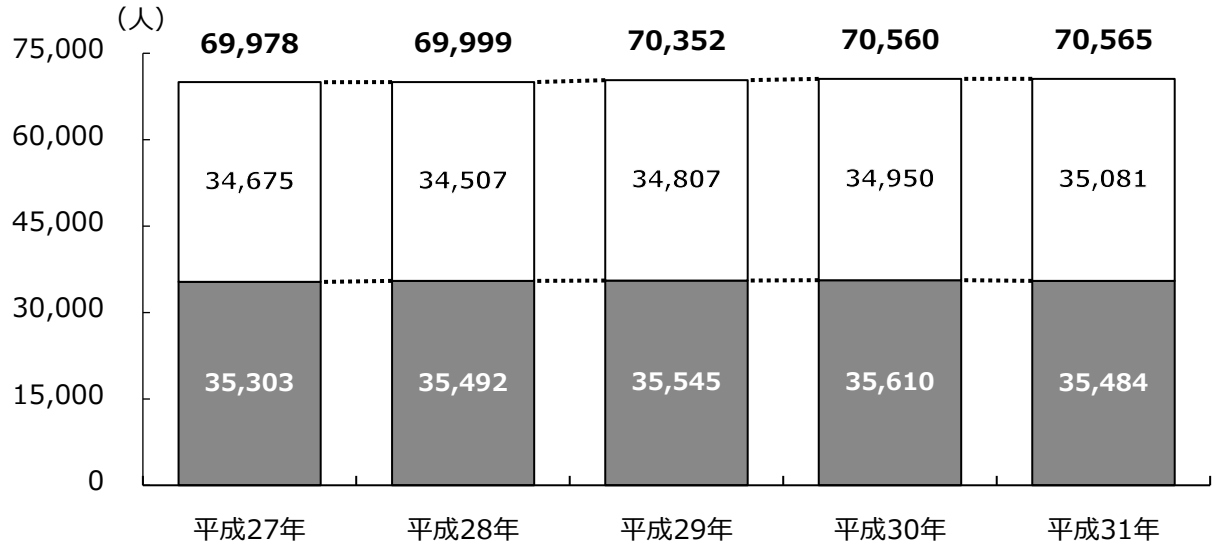
資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）各年4月1日現在を基に
 コーホート要因法により推計

(2) 年代別児童人口の状況

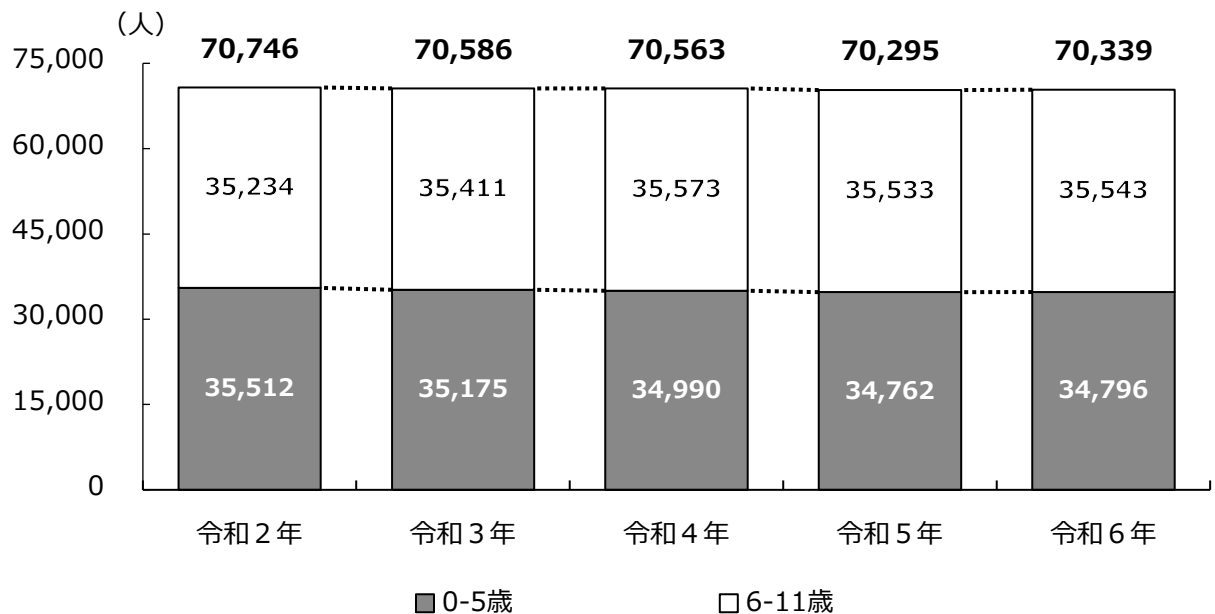
0～5歳の就学前児童人口は、平成30年をピークに減少傾向にあります。6～11歳の小学生児童人口は増加傾向にあり、平成31年は35,081人となっています。

令和2年以降もおおむね同様の傾向が続くことが見込まれます。

●年代別児童人口の推移（平成27～31年）



●年代別児童人口の推計（令和2～6年）



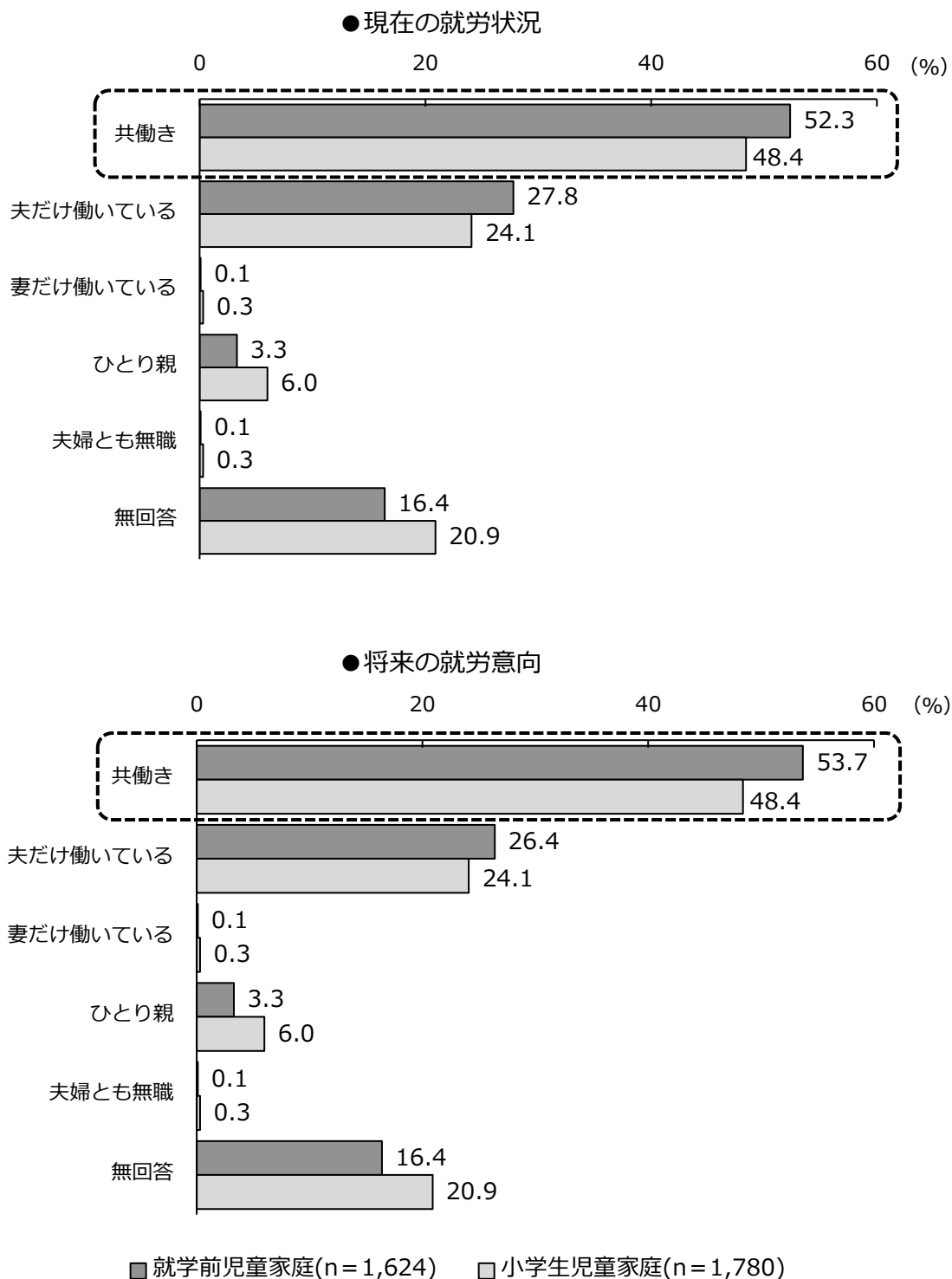
資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）各年4月1日現在を基に
コーホート要因法により推計

2 子育て世帯の就労状況



現在の就労状況は、就学前児童家庭では52.3%、小学生児童家庭では48.4%と、ともに約5割が共働きです。

将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭において、共働きの増加が見込まれます。



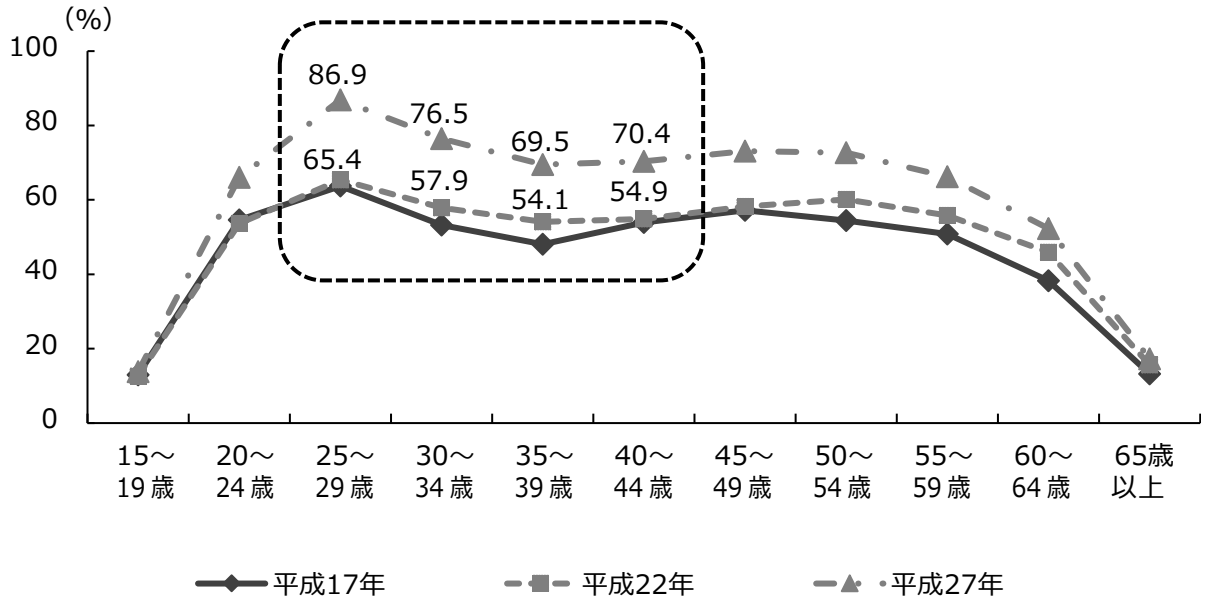
資料：練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（平成31年3月）

3 女性の就労状況と教育・保育サービスの利用状況



(1) 女性の年齢別労働力率

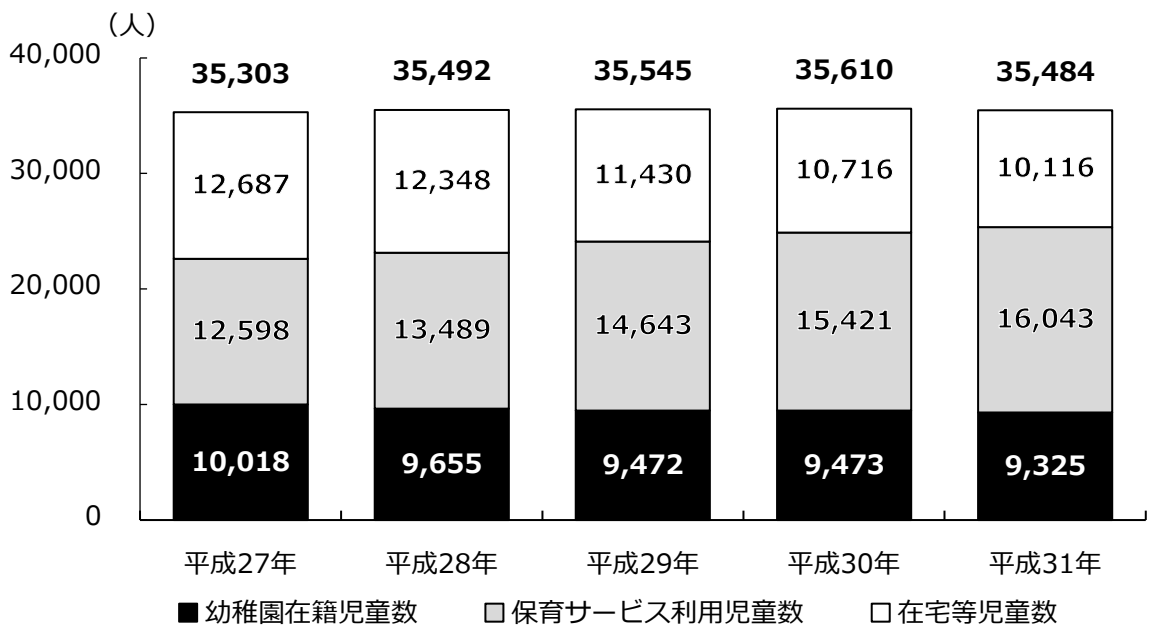
子育て期の女性（25～44歳）の労働力率は、平成22年から平成27年にかけて、大きく上昇しています。



資料：国勢調査

(2) 教育・保育サービス利用児童数の推移

保護者の就労状況の変化などに伴い、保育サービスを利用する児童が増加しています。一方、幼稚園および在宅等の児童は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、練馬区勢概要等を基に作成

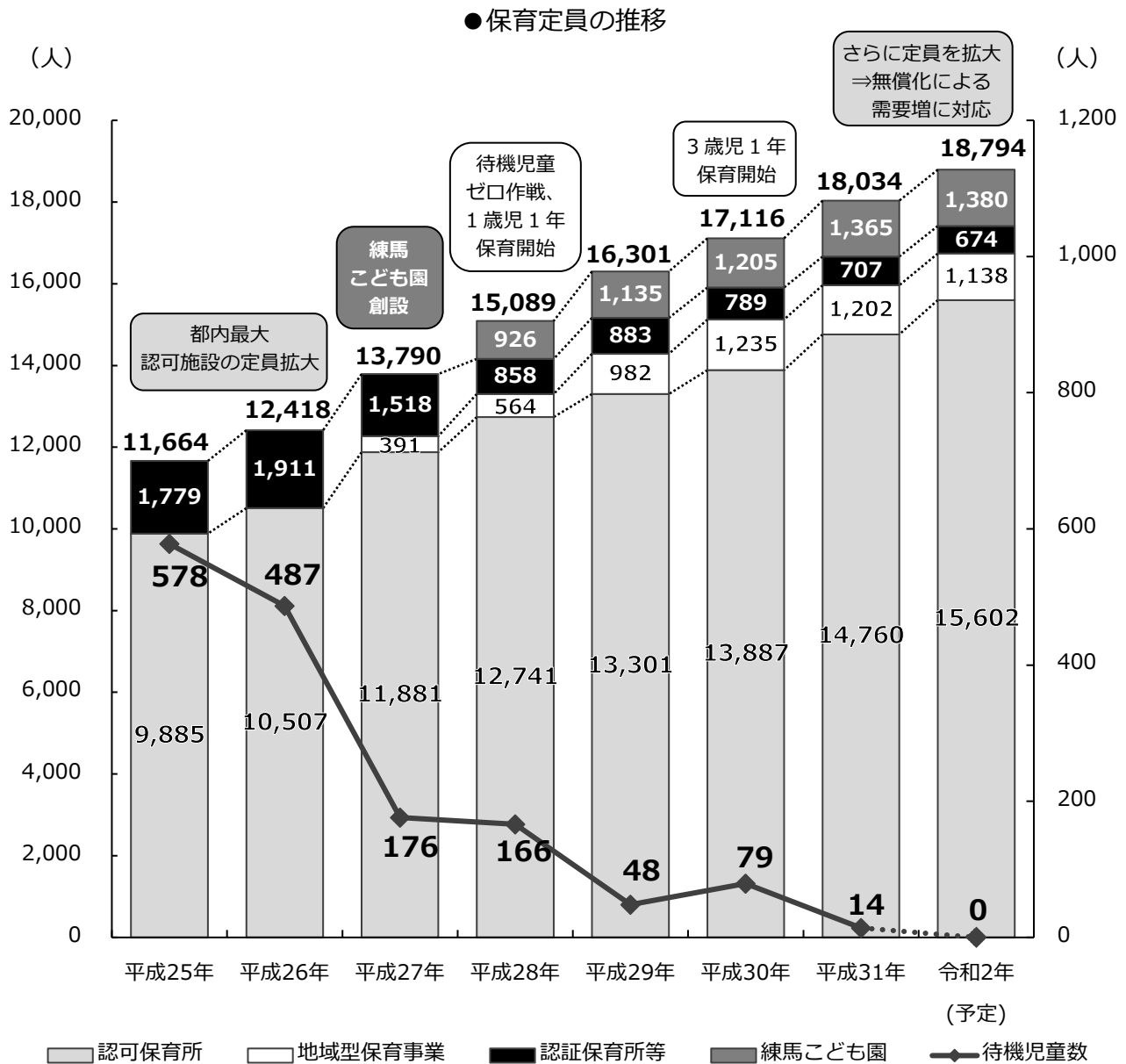
第3章

令和元年度までの取組



1 保育サービスの拡充

増加を続ける保育ニーズに対応するため、練馬こども園を創設するとともに、待機児童ゼロ作戦を展開し、全国トップレベルの定員増を実現してきました。この結果、平成25年度からの6年間で定員を6,000人以上拡大し、平成31年4月の待機児童数は過去最少の14人となりました。幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、令和2年4月に向けては、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員を760人拡大します。



資料：こども家庭部（各年4月1日現在）

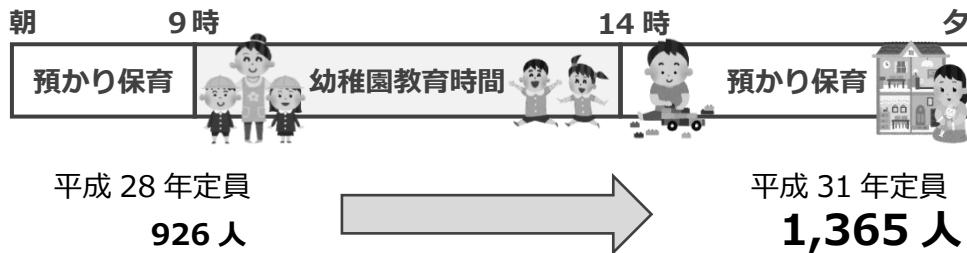
「練馬こども園」の創設（平成 28 年度）

全国初

「3歳からは長時間保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者の希望に応えるため、全国初となる地方自治体型の幼保一元化施設として「練馬こども園」を創設しました。

「練馬こども園」は、通年で11時間の預かり保育を行う私立幼稚園を区が独自に認定するもので、毎年定員を拡大しています。保護者の選択の幅が広がり、共働き家庭などからも利用されています。

令和元年度、新たに低年齢型（0～2歳）と短時間型（9時間）の仕組みを設けました。



待機児童ゼロ作戦の展開（平成 28 年度）

増加する保育ニーズに対応するため、平成 28 年度に「待機児童ゼロ作戦」を展開し、1年間で定員を1,000人以上拡大しました。

平成 29 年度以降も、認可保育所の新規整備や区立幼稚園の空き教室を活用した3歳児1年保育等を実施し、平成 25 年度からの6年間で定員を6,000人以上拡大しました。

この結果、平成 31 年 4 月の待機児童数は過去最少の14人となり、過去最大の578人（平成 25 年）から大幅に減少しました。

待機児童ゼロ作戦 3つのポイント

- 0～2歳児を中心に、認可保育所等を新規整備 ⇒約 750 人増
- 既存の保育施設を有効活用し、待機児童が多い1、2歳児の定員を拡大 ⇒約 150 人増
- 保育所の遊戯室等を活用した1歳児1年保育の実施 ⇒約 100 人増

待機児童ゼロ作戦以降も、全国トップレベルの定員増を実現

平成 25 年定員
11,664 人

平成 31 年定員
18,034 人

1歳児1年保育・3歳児1年保育の実施

保育所等の利用が保留となっている児童への緊急的な対応として、利用が決まるまでの間、区立幼稚園や保育所の空きスペースを活用して保育する「1年保育」を実施しています。

「1歳児1年保育」は平成 28 年度から、バス送迎等による「3歳児1年保育」は平成 30 年度から実施し、セーフティネットとしての機能を果たしています。



2 家庭での子育て支援サービスの充実



0～5歳児のうち保育所や幼稚園に通っていない児童は、平成31年4月1日現在10,116人と全体の約3割を占めており、家庭での子育てを望む家庭への支援が求められています。

区は、子ども家庭支援センター等で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」や民設子育てのひろばを開設し、親子が気軽に交流できる場や一時的に子どもを預けられるサービスを提供しています。また、平成27年度に外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を、平成30年度に発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を開始しました。

令和元年度からは民間カフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場として「練馬こどもカフェ」を創設しました。

「おひさまぴよぴよ」の開始（平成27年度）

0～3歳児と保護者を対象に、公園の中で自然とふれあいながら親子で交流できる遊び場です。相談員へ子育て相談もできます。

室内で遊んだり、保護者同士が交流できる子育てのひろばは、毎年、実施施設を拡大しています。



●おひさまぴよぴよ … 平成27年度 4か所	➔	令和元年度 7か所
●子育てのひろば … 平成27年度 22か所		令和元年度 27か所

「のびのびひろば」の開始（平成30年度）

子どもの育ちに不安のある親子を対象としたひろば事業です。相談員が子育てに関する相談も受けています。区内5か所の子ども家庭支援センターで実施しています。



「練馬こどもカフェ」の創設（令和元年度） 全国初

区内の民間カフェで、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したり、リラックスできる場を提供します。

地域の幼稚園教諭や保育所の保育士、栄養士、看護師を派遣し、育児に関する相談や子育て支援講座を実施しています。



3 相談サポートの充実



区では、安心して子育てができるように、妊娠・出産から子育て期（0～18歳）までの切れ目のないサポートの充実に取り組み、子どもの健やかな成長と保護者の不安や負担の軽減につなげています。

切れ目のない子育てサポート

●妊婦全員面談

保健師などが妊婦本人と面接し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、妊娠期の不安を解消します。

●乳児家庭全戸訪問

赤ちゃんが生まれたすべての家庭に助産師・保健師が訪問します。子育て相談や産婦の健康相談に応じ、育児不安を軽減します。

●子育てのひろば

0～3歳児の親子が自由に遊んだり、気軽に育児の相談ができます。

●子どもショートステイ

保護者の出張や入院などで、一時的に家庭で子どもを見られなくなる時に施設でお預かりします。

●中3勉強会

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、学習を支援します。



妊娠期

妊婦全員面談 妊婦訪問
妊婦健康診査 妊娠・子育て相談員
ねりま子育てサポートナビ など

0歳



0～5歳

乳児家庭全戸訪問 産後ケア事業
すくすくアドバイザー 練馬こどもカフェ
子育てのひろば 保育所
子どもショートステイ 幼稚園
育児支援ヘルパー 練馬こども園
外遊びの場提供事業 一時預かり事業
教育相談（3歳～） 病児・病後児保育
養育支援訪問事業 児童館 など



6歳から

ねりっこクラブ 学童クラブ
児童館 **中3勉強会**
適応指導教室（フリーマインド、トライ）
居場所支援事業 など



～18歳

新しい児童相談体制の構築

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都と実務的な協議を重ね、児童相談所行政を共同して取り組む仕組みを構築します。令和元年5月に設置された児童相談体制等検討会には、練馬区も参加し、積極的に対応していきます。

4 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

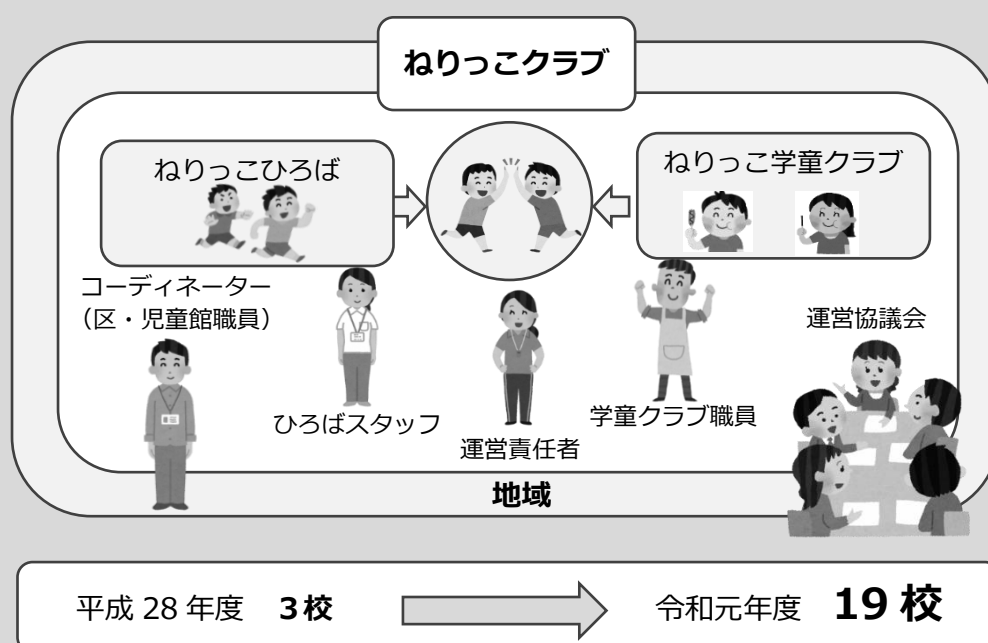


小学校内の施設を活用して、「学童クラブ¹」と「学校応援団ひろば事業²」それぞれの機能や特色を維持しながら、一体的に運営する「ねりっこクラブ」を推進しています。すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供するため、早期の全校実施を目指しています。

長時間保育の実施や駅前での開設等、多様な区民ニーズに応えるとともに、今後のねりっこクラブの担い手を育成するため、民間事業者を支援し、民間学童保育を拡充しています。

「ねりっこクラブ」の開始（平成 28 年度）

小学校の敷地内で安全に過ごせる環境に加え、地域の方々の支えのもと、充実した放課後の時間を提供します。



「夏休み居場所づくり事業」の拡充（令和元年度）

夏休み期間、小学校のひろば室等で、子どもたちが安全に過ごすことができる居場所を提供する「夏休み居場所づくり事業」を実施しています。

令和元年度は、実施校を 10 校に拡大しました。学童クラブ運営事業者と学校応援団との連携を深め、ねりっこクラブへの円滑な移行を進めます。



¹ 学童クラブ…保護者の就労等により放課後保育を必要とする児童を預かる施設

² 学校応援団ひろば事業…児童の遊び場の確保や異年齢児の交流、読書の推進を目的として、放課後帰宅せずに参加できる安全な居場所を、学校施設内に確保する事業

5 ひとり親家庭への支援の充実



ひとり親家庭の就労、子育て等における支援ニーズや課題を把握するため、平成 28 年 4 月にニーズ調査を実施しました。その結果を踏まえ、平成 29 年 4 月から区独自のプロジェクトとして、「生活」「就労」「子育て」の 3 つの支援を柱とした「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始しました。同年 6 月にはひとり親家庭総合相談窓口を開設し、各種支援事業を行っています。

ひとり親家庭ニーズ調査の実施（平成 28 年度）

平成 28 年 4 月実施。5,977 世帯に配布→回収率 43.2%

主な結果
(分析)

- 相談支援体制
 - ・ひとり親の 75%が訪れる児童手当窓口
に相談窓口がない
- 生活
 - ・養育費の取り決めがない家庭が 51%
- 就労
 - ・49%が資格取得（社会福祉士等）を希望
- 子育て
 - ・子育ての悩みは「しつけ・教育」が 49%
 - ・子どもに関する悩みは「進学」が 57%

「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」の開始（平成 29 年度）

■ 総合相談窓口（平成 30 年度相談件数 1,857 件）

様々な相談に応じ、各種支援、他部署等につないでいます。

- ・キャリアコンサルタントの資格を持つ専門相談員が対応
- ・総合相談窓口は児童手当窓口に併設
- ・平日夜間や土曜にも窓口を開設（予約制）
- 弁護士による法律相談（平成 31 年 4 月開始）
- 専門相談員による出張相談（平成 31 年 4 月開始）

- 支援サイト「ひとり親家庭支援ナビ」開設
- 「ひとり親家庭のしおり」発行



各種支援

生活を応援

- 養育費取り決め促進のためのパンフレット発行
- 家計相談の実施
- 生活応援セミナーの実施

就労を応援

- 資格取得等を支援
- 就労支援セミナーの実施
- ハローワークとの連携支援
- 自立支援プログラムによる個別支援
- 子どもの預かり支援

子育てを応援

- 訪問型学習支援・悩み相談の実施
- 親子交流や、ひとり親家庭間交流を支援



6 第1期計画の取組状況



第1期計画における取組の目標について、計画期間の終了時点（見込み）での達成状況は以下のとおりです。

達成度(需要見込みに対する供給実績)	達成率
★★★★★	100%
★★★★☆	80～99%
★★★☆☆	60～79%
★★☆☆☆	40～59%
★☆☆☆☆	20～39%

【妊娠・出産期～】子どもと子育て家庭の支援の充実

目標像 安心して子育てができる環境の整備

取組の内容	需要見込み (R1年度)	供給計画値 (R1年度)	供給実績 (R1年度未見込み)	達成度
妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザーの設置	12 箇所	12 箇所	12 箇所	★★★★★
子育てのひろばの拡大※	310,776 人日	27 箇所	27 箇所	★★★★★
一時預かり事業の拡大	101,916 人日	117,717 人日	115,372 人日	★★★★★
子どもショートステイの拡大	959 人日	4,380 人日	4,380 人日	★★★★★

※子育てのひろばは、国の規定により需要と供給の単位が異なります。上記達成度は、供給計画値に対する供給実績を示しています。

【乳児～幼児期】子どもの教育・保育の充実

目標像 練馬こども園の創設により、多様なニーズに応じて教育・保育を選択できる社会の実現

取組の内容	需要見込み (R1年度)	供給計画値 (R1年度)	供給実績 (R1年度未見込み)	達成度
私立幼稚園の長時間預かり保育の拡大	374,098 人日	490,946 人日	536,491 人日	★★★★★
教育・保育施設の定員拡大	27,027 人	29,094 人	28,901 人	★★★★★
延長保育の定員拡大	7,400 人	9,243 人	8,856 人	★★★★★
病児・病後児保育の拡大	13,810 人日	16,120 人日	16,640 人日	★★★★★
巡回支援員の確保	12 人	12 人	11 人	★★★★☆

【小学生～中高生年代】子どもの成長環境の充実

目標像 学童クラブと学校応援団ひろば事業を一体的に運営し、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

取組の内容	需要見込み (R1年度)	供給計画値 (R1年度)	供給実績 (R1年度未見込み)	達成度
学童クラブの受入枠拡大	5,780 人	5,816 人	5,784 人	★★★★★



23区「子育てしやすい街」No. 1 に選ばれました！

平成 28 年 4 月、不動産・住宅情報サイト「LI FULL HOME'S」調べによる「子育てしやすい街ランキング」において、練馬区が第 1 位に選ばれました。

ランキングは 23 区を対象としており、評価方法として、保育園数など待機児童に関わる項目や都市公園の数、犯罪の少なさ等の 8 項目から得点を算出しています。

練馬区は、保育園数とその定員数が多いこと、光が丘公園や石神井公園など、公園の数が多いことが高評価となった要因です。また、小児科の数も多く、すべての項目が平均を上回っていました。

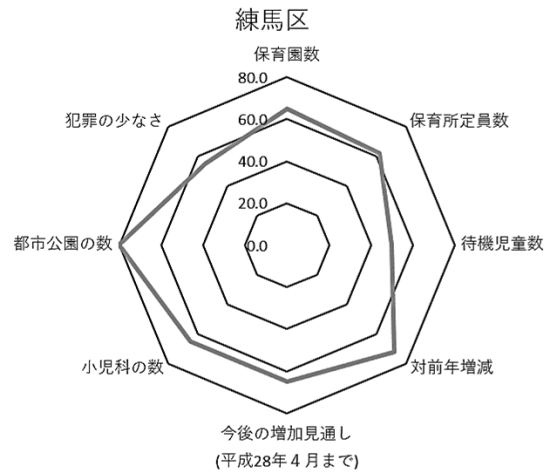
ランキングで 1 位となった練馬区は、「ママにとって公私共に充実した暮らしを送ることが期待できる」と評価されました。

また、平成 28 年 7 月、総合情報ニュースサイト「マイナビニュース」調べによる「家族で暮らしやすそうな区」に、練馬区が第 2 位に選ばれました。

マイナビニュース会員 300 名（東京都在住者限定）に、東京 23 区で「最も家族で暮らしやすそうな区」を聞いた調査結果¹で、14.0%の方が練馬区と回答しました。

その理由として、「住宅街もあり、適度に都会と田舎のいいところを持ち合わせているから」、「都心へのアクセスがいい上に自然環境もいい」等が挙げられています。

練馬区は今後も、子育てしやすく、暮らしやすい街No.1を目指していきます。



¹ 調査時期…平成 28 年 4 月 26 日～平成 28 年 6 月 3 日、調査方法…インターネットログイン式アンケート

第4章

取組の視点と方向性



1 計画の基本目標と方針

第1期計画に引き続き子どもの発達段階と発育環境への視点を重視し、計画の目標と方向性を踏襲して、各事業の量・質の更なる向上によって施策の拡充を図ります。

基本目標

**安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます**

基本方針

🌸 妊娠・出産期～

子どもと子育て家庭の支援の充実

🌸 乳児～幼児期

子どもの教育・保育の充実

🌸 小学生～中高生年代

子どもの成長環境の充実

🌸 支援を必要とする子どもや家庭への取組

方向性

- 🌸 保護者が安心して子育てを行えるように相談体制を充実します
- 🌸 教育・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童を解消します
- 🌸 すべての小学生が安心して放課後を過ごすことのできる居場所をつくります
- 🌸 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援します
- 🌸 東京都や関係機関と連携した子育て支援体制の仕組みをつくります

2 4つの目標



第2章および第3章で述べた区を取り巻く現状と令和元年度までの取組を踏まえ、区における子ども・子育ての目標として以下の4点を掲げます。

目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり、孤立感を抱く保護者が増加傾向にあります。

保健相談所では、妊婦全員面談や乳児家庭全戸訪問など相談体制の充実を図ってきましたが、3歳児健診以降は相談が途切れてしまうケースがあり、関係機関相互の連携したサポート体制が求められています。

子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭の総合相談を実施していますが、場所が限られており、小さな子どもを抱えた家庭からは「もっと近い場所で相談できないか」という声が寄せられています。より身近な相談窓口の更なる充実が課題となっています。

目標2：子育てのかたちを選択できる社会の実現

区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、練馬こども園を創設するとともに、待機児童ゼロ作戦を展開し、全国トップレベルの保育所定員増を実現してきました。今後も、幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育サービスを拡充していくことが必要です。

家庭での子育てを望む家庭に対しては、親子が気軽に交流できる場や一時的に子どもを預けられるなど子育て支援サービスの充実が必要です。

目標3：すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

女性の社会進出に伴い、学童クラブの入会希望者が増え、待機児童が発生しています。今後も入会希望者の増加は続くものと見込まれており、その対策が求められています。

就労家庭のみならず、すべての児童にとって、放課後に自主的な遊びと体験を通じて社会性を育むことができる、安全な居場所が必要です。

また、放課後等の児童の安全を地域全体で見守っていくため、放課後の児童の様子等を関係者で構成する協議会等を通じ、利用者や地域住民に周知していくことが課題となっています。

目標4：ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

複雑な課題を抱えるひとり親家庭や生活困窮世帯等への自立の支援については、専門的な相談体制の充実や早期のサポートにつなげていく仕組みが欠かせません。

また、深刻化する児童虐待等への対応は、子ども家庭支援センターの充実・強化とともに、東京都の広域的・専門的な支援との連携を更に強めていく必要があります。



1 子どもと子育て家庭の支援の充実

目 標

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実します。

重点取組

(1) 母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実現するためには、子どもの発達や健康状態等を適切に把握し、関係部署が情報共有する仕組みが必要です。

国による母子保健情報の電子化の動きを注視しながら、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の健診情報等を電子化する「母子健康電子システム」を構築します。電子化した情報は、本人または保護者が閲覧できるようにします。あわせて居住する地域にかかわらず、どの保健相談所でも健診や相談を受けられる仕組みを作ります。また、本人や保護者の同意の下、必要な場合は関係部署間で情報を共有、連携し、子どもの成長段階に合わせて切れ目なくサポートします。システムの構築とあわせて、電子母子健康手帳の導入についても検討します。

(2) 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充

乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子ども家庭支援センター等で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」や民設子育てのひろば¹に加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」にも相談員を配置します。児童館の子育て支援機能を強化するため「にこにこ²」にも相談員を配置します。また、発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば³」は区内5か所の子ども家庭支援センターで原則毎月2回実施し、身近で相談できる環境を整備します。

(3) 成長発達にかかわる相談サポート体制の充実

発達に心配のある子どもには、乳幼児健診や子育て相談などの機会をとらえて、できるだけ早期からかかわることが重要です。発達障害の早期発見を目的として、社会性や言語、認知等の発達段階を把握する問診票を1歳6か月児健康診査に導入します。その結果、障害の程度が比較的軽度の子どもについては、引き続き支援を行うため、保健相談所に新たに心理相談員を配置します。より専門的な支援が必要と判断された場合には、こども発達支援センターなど、個々の状況に合った医療や療育、福祉サービスにつなぎます。

¹ 子育てのひろば…乳幼児とその保護者が自由に来室し、親子で楽しく遊んだり保護者同士で交流ができる集いの場

² にこにこ…学童クラブ室の小学生がいない時間帯を活用した子育てのひろば

³ のびのびひろば…月2回実施（4か所）、月1回または2回実施（1か所）

その他の主な取組

(1) 妊娠届出時の面談、妊婦訪問

妊娠届出に基づき母子健康手帳などを交付し、すべての妊婦との面談を実施し早期からの支援を行います。妊娠や出産について心配のある方には、助産師・保健師が訪問します。

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。受診票は都内の契約医療機関と埼玉県の一部の契約医療機関で使用できます。

※54 ページに年度別の計画を記載

(3) 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助等を必要とする方に、区が契約した事業者を通じてホームヘルパーを派遣します。妊娠期から子どもが2歳になった月の末日まで利用可能です。

(4) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

出生通知票をもとに、生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

※54 ページに年度別の計画を記載

(5) 乳幼児健康診査

乳児および幼児に対し、月齢や年齢に応じて健康診査や子育て相談を行い、乳幼児の健康の保持および増進を図ります。



(6) 産後ケア事業

助産師のいる施設での母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）、早期訪問（助産師による家庭訪問）により、乳房ケア、授乳相談、沐浴や沐浴指導、育児相談等を受けることができます。対象は、出産直後の産婦と乳児で、育児に不安が強い方、産後に家族などから支援を受けられない方で、母子ともに医療的な処置の必要がない方です。利用期間は、母子ショートステイと母子デイケアが生後4か月未満まで、早期訪問が生後1か月未満までです。

(7) 妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー（利用者支援事業）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および子ども家庭支援センター（練馬駅北分室・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

※50・51 ページに年度別の計画を記載

(8) 子育てスタート応援券

出産・転入されたご家庭に「育児支援ヘルパー事業」、「助産師ケア事業」、「ファミリーサポート事業」、「乳幼児一時預かり事業」等に利用できる子育てスタート応援券を8枚送付しています。応援券は子どもが2歳になった月の末日まで利用できます。

(9) 多胎児家庭へのサポート

多胎児家庭の育児負担の軽減を図るため、育児等のサポート体制の充実について検討します。

(10) 外国人保護者の相談支援の充実

保健相談所に、多言語翻訳ソフト等のツールを導入し、外国人保護者の相談に的確に対応します。

(11) 民間子育て支援団体の育成

地域の子ども家庭支援センターの施設等を活用し、NPO等地域で子育て支援活動をしている団体の活動を支援します。

(12) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業者向けのワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施するとともに、区内産業経済団体等と連携した事業者向けの情報発信を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの成功事例の紹介やモデルとなる企業認証制度の導入など、区内に多い小規模事業者に適した啓発事業の実施を検討します。

(13) 子育て情報の提供

練馬区の子育て情報を1冊にまとめた「ねりま子育て応援ハンドブック」を発行しています。妊娠中から子育て中に知っておきたい制度や各種手続き、相談窓口、保育施設の案内等をまとめた冊子で、母子健康手帳を交付する際に配付します。また、民間子育て支援情報のポータルサイト「ねりこそ@なび」や、子育てサポートメール等においても、子育て支援情報を提供します。

(14) 児童手当¹・第3子誕生祝金²の支給、子ども医療費の助成³等

児童手当・第3子誕生祝金の支給や子ども医療費の助成等により、子育て世帯の経済的な支援を行います。

(15) ブックスタート事業

4か月児健診の対象となる乳児と保護者を対象に、区立図書館で絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの紹介などを行います。絵本2冊とおすすめの絵本リストも配付します。



¹ 児童手当…中学校修了前の児童の保護者に対して、手当を支給する。支給額は子どもの年齢等により異なる。

² 第3子誕生祝金…区独自の制度として、第3子が誕生した世帯に祝金を支給する。

³ 子ども医療費助成…子どもに係る医療費の健康保険の自己負担分を助成する。

2 子どもの教育・保育の充実



目 標

子育てのかたちを選択できる社会の実現

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

重点取組

(1) 家庭での子育て支援サービスの充実

親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設し、発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」は原則毎月2回実施します。また、親子の外遊び事業として、憩いの森など大きなフィールドを活用した事業「おひさまてくてく」を実施します。

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わずに乳幼児を短時間預かる乳幼児一時預かり事業の利便性を向上するため、インターネット予約システムを導入します。

指 標

- 子育てのひろば（地域子育て支援拠点事業）の実施か所数

現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
27か所	30か所

※52ページに年度別の計画を記載



(2) 「練馬こどもカフェ」の充実

民間カフェと協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する場として、「練馬こどもカフェ」を実施します。カフェ店内のスペースを活用して、地域の幼稚園教諭や保育士等が保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施し、在宅子育て世帯を支援します。今後、地域の状況等に応じて、実施店舗を拡大します。



(3) 保育サービスの拡充

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加への対応を含め、保育サービスの更なる拡充を図ります。また、家庭的保育事業等における連携施設を確保し、いわゆる「3歳の壁」に対する保護者の不安を解消します。

指 標

●教育・保育施設の定員

現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
28,901 人	31,656 人

※39～47 ページに年度別の計画を記載



(4) 「練馬こども園」の充実

区独自の幼保一元化施設として、通年（春・夏・冬休みを含む）で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う「練馬こども園」を拡大します。将来的には、区立幼稚園や保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

指 標

●幼稚園の長時間預かり保育の定員

現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
536,491 人日	545,481 人日

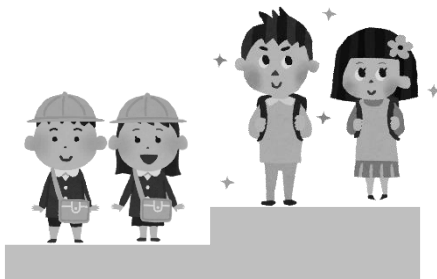
※39 ページに年度別の計画を記載



(5) 小学校就学前からの切れ目のない取組

幼児教育・保育、在宅子育ておよび小中学校教育を教育委員会が一元的に所管している区の特性を生かし、小学校就学前から切れ目のない取組を展開します。

乳幼児期から小学校への学びの連続性が確保されるよう、幼稚園・保育所・小学校の教員や保育士が積極的に情報交換を行い、相互理解を深めます。保護者に対し、子育て情報の周知と子育てに関する啓発を行うなど家庭教育を支援します。



その他の主な取組

(1) 一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）

保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を活用したファミサポートホーム等でお預かりします。

※53 ページに年度別の計画を記載

(2) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設で短期間一時保育します。また、保護者に育児疲れや育児不安のある家庭の子どもを最長 14 日間預かる要支援家庭を対象としたショートステイ事業も実施します。

※55 ページに年度別の計画を記載

(3) 延長保育事業等

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に行う延長保育を拡充します。また、日曜日と祝祭日に行う休日保育も拡充します。

※48 ページに年度別の計画を記載

(4) 病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもが、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないものの当面急変の恐れのない期間に、一時的に子どもを保育します。

※49 ページに年度別の計画を記載

(5) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

※50 ページに年度別の計画を記載

(6) 保育サービスの向上・安全確保

区内の保育施設に対して、ICT 導入経費の補助を行うことにより、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。また、ベビーセンサー・無呼吸アラーム等の安全対策機器導入に要する経費の補助を行い、睡眠中の事故防止を図ります。

(7) 保育士の人材確保・育成

区内保育施設で働く保育士などを対象とした研修を充実します。ハローワークとの共催による就職セミナーおよび就職相談・面接会なども実施します。また、職員の賃金改善に要する経費の補助や、職員の宿舍借上げ支援、保育士資格の取得に要する費用の助成を行い、保育士の人材確保を促進します。

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対し、副食材料費に係る補足給付を行います。

(9) ねりまイクメン講座

父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、育児や家事について学ぶ機会を提供し、父親同士や子どもとの交流を促進します。講座の企画・運営は、地域で活動する団体に委託します。

(10) 子育て学習講座

子育て、家庭教育および子どもの教育に関する学習の場と機会を広く区民に提供し、家庭および地域の教育力を高めるため、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。

(11) よみきかせ・おはなし会

幼児から小学生を対象に、図書館職員やボランティアが子どもたちの読書への興味や関心を引き出すため、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング¹などを行います。



¹ ストーリーテリング…本等を使わずに話し手が物語を覚えて語り聞かせること。素話（すばなし）ともいう。

3 子どもの成長環境の充実



目 標

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を全小学校内に整備します。

重点取組

(1) ねりっこクラブの全小学校での実施と充実

学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。急増する学童クラブの入会希望への対応も検討します。また、ねりっこクラブ運営協議会等を通じ、利用者や地域に放課後の事業や児童の様子等を周知します。

指 標

●放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の受入枠

現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
5,784 人	8,715 人

※56・57 ページに年度別の計画を記載



(2) 夏休み居場所づくり事業の拡充

放課後だけでなく、夏休みなどの長期休業期間中も、小学生にとっての安全な居場所が求められています。「ねりっこクラブ」への移行や学童クラブの待機児童の状況に応じて、夏休み居場所づくり事業の実施校を拡大します。

(3) キッズ安心メール¹の利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」について、更に保護者が安心できるよう学校応援団ひろば室へも設置します。



¹ キッズ安心メール…利用登録をした児童が、学童クラブ、児童館等の施設を利用する際に IC カードをカードリーダーにかざすと、来館・退館した旨のメールが保護者の携帯電話等に送信されるシステム

その他の主な取組

(1) 児童館等機能の見直し

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大に合わせ、児童館等の機能を見直します。

- ① 中学生・高校生向け事業を充実します。
- ② 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスを充実します。
- ③ 地域の子育て関連施設や地域のイベントで出前児童館を開催し、地域における子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化します。

(2) 教育相談

子どもや保護者が、より身近なところで教育相談を受けることができるよう関係機関との連携を進めます。また、不登校児童・生徒が学習支援を受けることができる体制を充実します。

都と区における「東京都公立学校スクールカウンセラー派遣に関する協定書」により、全小中学校にスクールカウンセラーと、その職務を補完する心のふれあい相談員を配置します。



(3) 学校安全対策の拡充

区の内外において児童・生徒等が犠牲となる痛ましい事件・事故が頻発しており、更なる学校安全対策の拡充が求められています。保護者や地域の方々を交えた子どもの見守り・安全講習会や通学路等安全点検に加え、民間警備員の派遣などの取組を進めます。

(4) 子供安全学習教室

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶとともに、大人が子どもの安全に関する知識を習得するため、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。



(5) 情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を正しく判断し、自ら情報を発信していく能力（情報リテラシー）を育成します。

(6) 本の探検ラリー

子どもたちの読書への興味や関心を引き出すため、本の内容や情報を題材にしたクイズを、本の中から答えを探して解き明かす参加型イベントを図書館や小学校、中学校で開催します。



4 支援を必要とする子どもや家庭への取組



目 標

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を充実します。

重点取組

(1) ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

平成 29 年度から開始した「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」により、相対的な貧困率が高いひとり親家庭を対象に、「生活」「就労」「子育て」の3つの支援を組み合わせ提供します。総合相談窓口で様々な相談に応じるほか、各種支援事業を行います。

離婚手続きや養育費、親権問題などに専門的なアドバイスを行うための弁護士による法律相談を令和元年度から行うとともに、出張相談により、小さな子どもを抱えるひとり親など相談に来ることが難しい家庭を早期段階からサポートします。また、不動産団体と連携して、ひとり親家庭の民間賃貸住宅への入居を支援します。

(2) 生活保護受給世帯等の子どもに対する支援の充実

生活保護受給世帯等の子どもの状況を的確に把握し、学習環境や生活習慣を改善するため、家庭訪問を行う子ども支援員の体制を強化します。また、将来の自立した生活につながるよう、課題を抱える子どもの学習支援や居場所確保を行う支援拠点を増設します。

(3) 重度障害児等への支援の充実

こども発達支援センターの職員による、居宅訪問型児童発達支援¹および保育所等訪問支援²を開始し、障害児の発達状況に応じた支援を充実します。また、医療的ケアを要する重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業者に対し、適切な支援と運営の安定化のため、補助制度を創設します。

(4) 新しい児童相談体制の構築

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点³」を子ども家庭支援センターに設置し、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。子ども家庭支援センターでは、地域のきめ細やかな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポート、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。また、都区の連携のもと、一時保護された子どもの実態を分析するとともに、「一時保護までいかない子ども」などへの対応も検討します。

¹ 居宅訪問型児童発達支援…外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、療育を行う。

² 保育所等訪問支援…幼稚園や保育所等を訪問し、障害児が集団生活に馴染めるよう支援する。

³ 練馬区虐待対応拠点…都児童相談所の職員が定期的および必要時、虐待通告に基づく家庭訪問や子ども家庭支援センターとの情報共有・合同調査、児童・保護者面接等の業務を行う。

(5) 子どもへのサポート体制の充実

不登校児童・生徒への支援として、適応指導教室・居場所支援事業の実施場所を拡大します。生活困窮世帯を対象に実施している「中3勉強会」は、従来の「勉強会」に加えて、学習支援員を配置した学習室での自学自習の機会を増やします。

また、従来の特別支援学級（知的・言語・難聴・弱視）に加え、平成31年4月に全区立小中学校への開設を完了した特別支援教室により、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な教育の場と機会を提供し、特別支援教育の更なる充実に取り組みます。医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入れ体制も充実します。

その他の主な取組

(1) 養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）

児童福祉法に基づく地域協議会（練馬区要保護児童対策地域協議会）において支援が必要と判断された家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより養育状況の改善を図ります。

※養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問を経て、支援が必要な世帯に対して訪問するものであり、対象は乳児家庭全戸訪問事業の需要量に含まれるため、単独での年度別取組計画は設定しません。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等への適切な保護および支援を行うため、練馬区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。地域協議会の運営においては、子ども家庭支援センターが中核となり、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関、区民の幅広い協力体制を構築するとともに、構成員の専門性強化に取り組み、児童虐待防止対策を推進します。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、養育支援訪問事業を経て、支援について関係機関と協議するものであり、対象は乳児家庭全戸訪問事業の需要量に含まれるため、単独での年度別取組計画は設定しません。

(3) 小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児・医療的ケア児への保育等の充実

- ① おおむね中・軽度の障害があり、集団保育が可能な児童を認可保育所で受け入れ、児童の発達を支援します。巡回支援や研修を充実し、障害児保育のノウハウ向上を図ります。
- ② 幼稚園や園児の保護者に適切な支援を行うとともに、私立幼稚園における障害児の受入れに対する補助の充実を図り、インクルーシブ教育を推進します。
- ③ おおむね中・軽度の障害があり、適切な保育および支援ができる児童を区立学童クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）で受け入れ、児童の成長発達を支援します。専門指導員による巡回指導や研修も実施します。
- ④ 区立の小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおいて、たんの吸引・経管栄養・導尿等が安全に実施できる児童を対象に医療的ケアを行います。

(4) すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある小中学生および保護者もしくは介助者を対象に、子どもの居場所づくりおよび精神面での成長・発達を目的として、地域で活動する団体に講座の企画・運営を委託します。



生活困窮世帯等への支援の重要性 ～貧困の連鎖を断つ～

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置づけています。生活困窮世帯やひとり親家庭等の自立を支えていくためには、各世帯が抱える多様な課題や個々の状況に応じた、きめ細やかなサポートが重要です。

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、生活困窮世帯やひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実し、世代を超えた貧困の連鎖を断つ取組を実施していきます。

1 背景

戦後すぐの日本には、衣食住のすべてが足りない絶対的貧困が存在しました。高度経済成長を経て目覚ましい発展を遂げ、今では名目GDP世界第3位の経済大国です。しかし近年、日本は先進国の中でも極めて貧しい国だと指摘されることが多くあります。これは相対的貧困と絶対的貧困を混同した議論です。相対的貧困率とは、国ごとの国民の所得の中央値の半分未満しかない人々の割合を示すもので、所得格差に注目した指標です。相対的貧困率を単に他国との比較に用いると、極めて不正確な結果と誤解を招くことに注意が必要です。

そのような中、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、これまで様々な対策が進められてきた結果、子どもの貧困率をはじめとする多くの指標で改善が見られています。しかしながら、現場には、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の状況は依然として厳しい状況です。

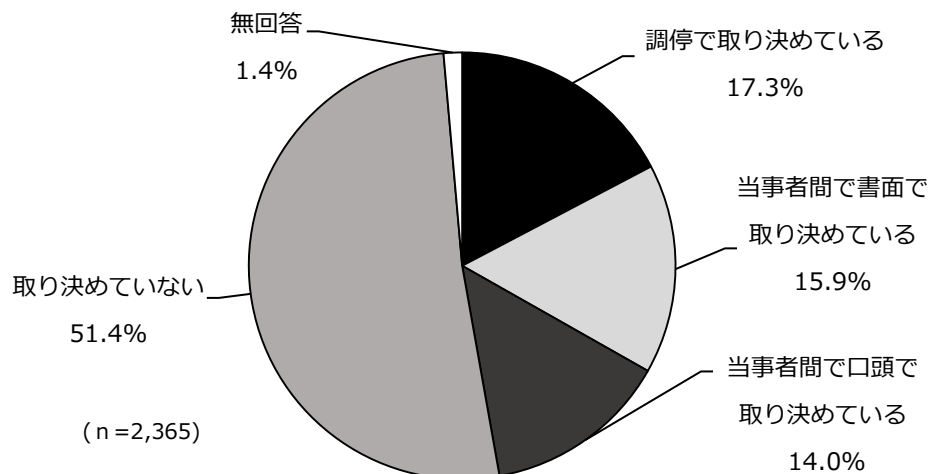
2 練馬区の現状

平成28年、区内におけるひとり親家庭が必要とする具体的な支援ニーズや現在の支援事業の改善すべき課題を把握するため「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施しました。

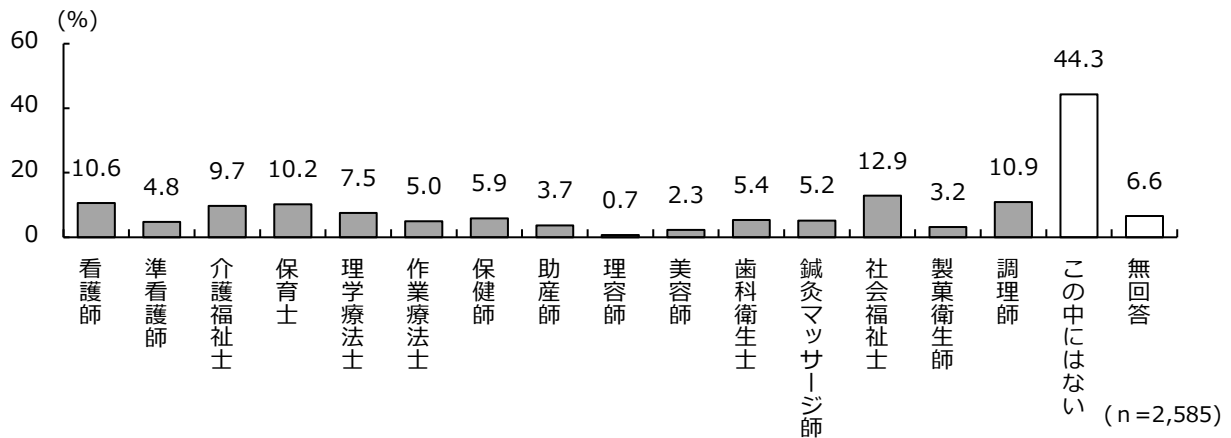
(1) 【生活】養育費の取り決め

ひとり親家庭の51%において、養育費の取り決めがされていませんでした。

養育費は子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な費用であり、子どもの生活を保障する、ひとり親家庭にとって重要なものです。



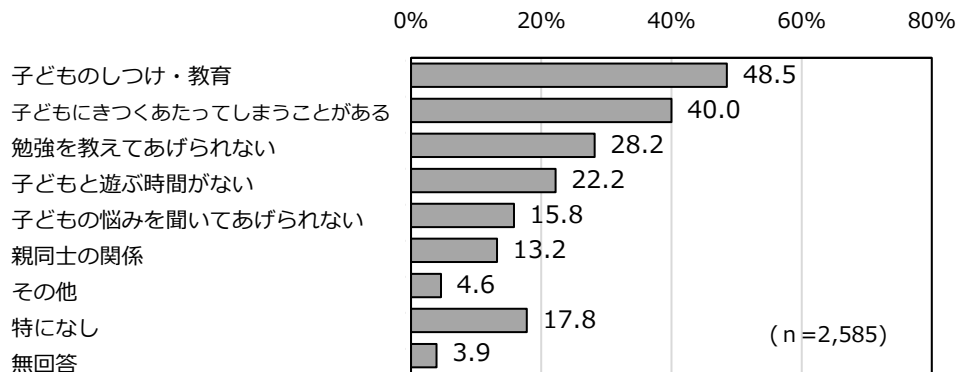
(2) 【就労】「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」で取得したい資格・技能
ひとり親家庭の49%が社会福祉士等の資格取得を希望しています。国家資格等を
取得し就労することで、安定した収入の確保が見込まれます。



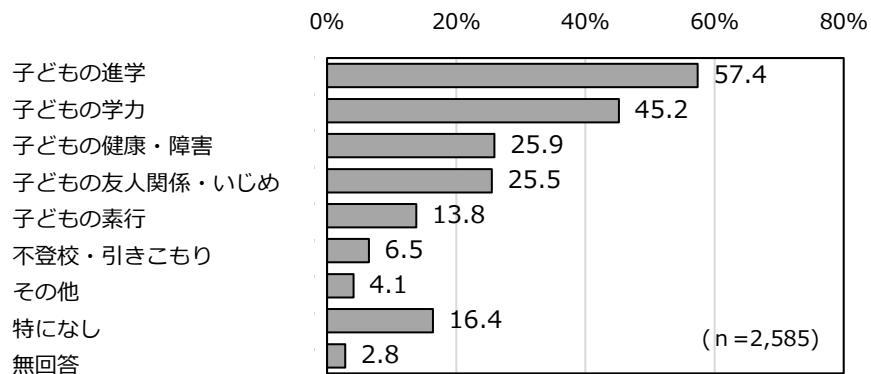
(3) 【子育て】子育ての悩み、子どもに関する悩み

子育てについての悩みは「子どものしつけ・教育」が49%、子どもに関する悩みは「子どもの進学」が57%となっています。生活や就労で多忙なひとり親家庭は、子どもの教育や親子のコミュニケーション不足など多くの悩みを抱えています。

●子育てについての悩み



●子どもに関する悩み



練馬区はひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援していきます。

5 青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組



青少年・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、若年無業者（ニート）やひきこもりなど、若者の自立をめぐる問題や有害情報の氾濫などが深刻化しています。区は、次代の社会の担い手である青少年・若者の健やかな成長のため、様々な取組を行います。

重点取組

(1) 若者サポートステーション

働くことに悩みを抱える若者に対し、就労に向けた支援を行います。区独自に、メンタル相談のほか、ヤング応援就職面接会事前セミナー、資格取得を目指した講座、体験就労・ボランティア体験、保護者に対するセミナー等を行い、若者の自立を支援します。また、ひきこもりに対応するため、支援が必要な若者に対し、関係機関と連携して支援する体制を整えます。



(2) 青少年育成地区委員会事業

区内 17 か所の青少年育成地区委員会において、地域の特色を生かした事業を行います。

野外活動	キャンプ ハイキング 川遊び 飯ごう炊さん 潮干狩り いも堀り など	スポーツ	キャッチバレーボール バドミントン サッカー・野球 スケート教室 なわとび記録会 ボウリング など	文化事業	音楽祭 カルタ大会 折り紙教室 自転車安全教室 中学生意見発表会 救命救急講習 など	地域交流	地区祭 地域の清掃活動 環境パトロール ボランティア体験 うどん作り もちつき大会 など
-------------	---	-------------	--	-------------	---	-------------	---

(3) ジュニアリーダー養成講習会

小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成します。

(4) 青年リーダー養成事業

ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳を対象に、青年リーダーを養成します。青年リーダーには、ジュニアリーダー養成講習会での指導のほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域活動への自主的な参加、協力を働きかけます。

(5) 「地域活動スタッフ」事業

ジュニアリーダー養成講習会修了者に地域活動実践の機会を提供し、ボランティアとして、成人の日のつどいなど区の様々な事業への自主的な参加を働きかけます。



その他の主な取組

(1) 青少年活動および学習機会の場の提供

① 子ども議会

子どもたちが普段から物事に問題意識を持ち、具体的に考える習慣を身に付け、自分たちで解決策をみつける力を磨くことを目的に、中学生を対象とした「練馬子ども議会」を実施します。子ども議員として日頃思っている意見や疑問を発表し、区政に反映させる機会をつくることにより、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心・理解を深めます。



② ねりま遊遊スクール

子どもと保護者を対象に、休日や放課後などの余暇時間を活用して学習・体験できる講座を実施します。子どもと地域における子どもの居場所をつくるとともに、子どもが自ら学び考える機会を提供します。

③ 青少年館各種講座等事業

青少年等を対象に教養講座を実施します。児童劇団や心身障害者青年学級の運営、余暇活動等への支援を行います。

また、青少年館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。

(2) 青少年の健全で安全な社会環境づくりと非行防止推進事業

① 青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策に必要な重要事項の調査・審議を行います。また、区の青少年事業の柱となる青少年育成活動方針を策定します。

② 練馬区子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）

全ての区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および区が一体となって非行防止を推進します。「健やか運動」協力店に対し、子どもたちへの呼びかけ等を依頼します。「夕べの音楽」の放送や健やかカレンダーの作成等を行います。

③ 青少年を取り巻く環境実態調査

成人向け雑誌自動販売機等、青少年の健全な成長に好ましくない影響を与える恐れのある地域環境の実態を調査します。

④ 社会を明るくする運動

青少年の非行防止と更生の援助を中心とする運動です。保護司を中心とした青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、フェスティバルとつどいを行います。



⑤ 地域における子どもたちの安全

子どもたちを犯罪から守るため、「子ども防犯ハンドブック」の配布や、子どもたちの緊急避難所事業を実施するPTA等地域団体への「ひまわり110番」標示板の提供等を行います。

(参考) 子ども・子育て支援施策の一覧



本計画に掲載する子ども・子育て支援施策を子どもの発達・発育の段階と照らし合わせて整理した表は、以下のとおりです。

	【妊娠・出産期】	【乳児～幼児期】	【小学生～中高生年代】
相談・ 訪問支援	妊婦全員面談・訪問	産後ケア事業	
	妊婦健康診査	乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児健康診査
		育児支援ヘルパー事業	
		母子健康電子システム、電子母子健康手帳	
		妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー（利用者支援事業）	
		多胎児家庭へのサポート	
	外国人保護者の相談支援		教育相談
親子支援		子育てスタート応援券	
		児童手当・第3子誕生祝金・子ども医療費助成	
		ねりまイクメン講座	
		子育て学習講座	
		民間子育て支援団体の育成	
	ワーク・ライフ・バランスの推進		
居場所		練馬こどもカフェ	
		ねりま遊遊スクール	
		児童館	
		子育てのひろば(地域子育て支援拠点事業)	キッズ安心メール
		にこにこ	夏休み居場所づくり事業
	外遊びの事業	ねりっこクラブ	
定期的な 教育・保育 サービス		教育・保育施設の定員拡大	放課後児童健全育成事業
		練馬こども園	
		延長保育事業	
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
		保育サービスの向上・安全確保	
		保育士の人材確保・育成	
		実費徴収に係る補給給付を行う事業	
一時的な 保育 サービス		病児・病後児保育事業	
		幼稚園預かり保育	
		一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）	
		子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	
支援を必要とする子どもや 家庭への取組		ひとり親家庭自立応援プロジェクト	
		児童虐待への対応（養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	不登校対策事業
			中3勉強会
		こども発達支援センターでの障害児支援	
		のびのびひろば	
		保育園・幼稚園での障害児保育	区立小中学校・学童クラブでの障害児保育
		保育園・幼稚園での医療的ケア	区立小中学校・学童クラブでの医療的ケア
		成長発達に関わる相談サポート体制	特別支援教育
			すまいるねりま遊遊スクール
			生活保護受給世帯等の子どもへの支援
その他		子育て情報の提供（ねりま子育て応援ハンドブック、ねりこそ@なび）	
		幼保小連携推進事業	
		ブックスタート事業、よみきかせ・おはなし会	本の探検ラリー
			学校安全対策の拡充
			子供安全学習講座
			情報教育推進事業
			青少年の健全育成を支援する取組
			若者の自立を支援する取組

※青の事業 は、子ども・子育て支援法による法定事業です。第6章に需給計画を記載しています。

※青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組は、33・34ページに掲載します。



1 子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援法では、区市町村の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る年度別の需給計画を定めるものとされています。

なお、子ども・子育て支援法で規定されている法定事業は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育

教育・保育を提供する施設の種別は以下のとおりです。

教育・保育を提供する施設

- 幼稚園
- 認定こども園（※1）
- 認可保育所
- 地域型保育事業（※2）

※1 認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された教育と保育を一体的に行う施設

※2 以下の4種類があります。

- ・家庭的保育事業：保育士などの資格のある家庭的保育者（保育ママ）が、家庭的な雰囲気の自宅等で3～5人の子どもを保育します。
- ・小規模保育事業：定員19人までの子どもを保育する小規模な保育施設です。認可基準などが異なるA型・B型・C型の3種類があります。
- ・事業所内保育事業：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行います。
- ・居宅訪問型保育事業：利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行います。

教育・保育は以下の区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
1号認定	3～5歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
2号認定	3～5歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
3号認定	0歳	
	1、2歳	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業
- ② 病児・病後児保育事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ④ 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ ファミリーサポートセンター事業
- ⑧ 妊婦健康診査
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ⑩ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ⑫ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

※年度別需給計画において、⑦ファミリーサポートセンター事業は、⑥一時預かり事業に含めています。

※⑩養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）で、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

※⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。



2 区域の設定



国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して、事業ごとにサービスを提供する区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスが総合福祉事務所の区域を単位として実施されているため、本計画では4つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた教育・保育提供区域を設定します。総合福祉事務所管轄単位の区域設定のイメージ図および事業ごとの教育・保育提供区域については以下のとおりです。



事業名		教育・保育提供区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（4区域） ※ただし、1号認定については区全域を区域とします。
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー） 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）	総合福祉事務所管轄単位（4区域）
	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	区全域（1区域）

3 年度別需給計画



(1) 教育・保育

① 教育

<1号認定>

就学前の教育・保育のうち、主に幼稚園での教育（3～5歳）に関する事業です。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
需要量見込み	人	10,449	10,707	9,688	9,918	10,011
供給量（定員数）実績	人	11,597	11,197	11,087	11,012	10,867

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	9,341	9,108	8,916	8,850	8,909
供給量（定員数）	人	10,822	10,822	10,822	10,822	10,822
過不足(供給量－需要量)	人	1,481	1,714	1,906	1,972	1,913

<幼稚園預かり保育>

保育が必要な在園児（3～5歳）を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園で保育する事業です。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
需要量見込み	人日	307,446	306,438	362,007	370,818	374,098
供給量（定員数）実績	人日	387,984	450,496	444,855	498,521	536,491

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	387,785	391,456	395,224	398,051	401,355
供給量（定員数）	人日	536,481	540,981	545,481	545,481	545,481
過不足(供給量－需要量)	人日	148,696	149,525	150,257	147,430	144,126

② 保育

就学前の教育・保育のうち、保育を必要とする子ども（0～5歳）に関する事業です。

< 3号認定（0歳） >

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	1,318	1,303	1,422	1,476	1,524
供給量（定員数）実績	人	1,334	1,349	1,414	1,488	1,551

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	1,563	1,587	1,618	1,636	1,640
供給量（定員数）	人	1,625	1,676	1,719	1,763	1,768
認可保育所	人	1,278	1,329	1,377	1,425	1,431
地域型保育事業	人	215	215	210	206	205
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	17	17
認証保育所等	人	115	115	115	115	115
過不足(供給量 - 需要量)	人	62	89	101	127	128



【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	430	434	436	439	441
供給量（定員数）	人	454	457	460	472	478
認可保育所	人	342	345	351	363	369
地域型保育事業	人	76	76	73	73	73
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	29	29	29	29	29
過不足(供給量－需要量)	人	24	23	24	33	37
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	476	493	511	519	520
供給量（定員数）	人	484	502	514	525	525
認可保育所	人	409	427	439	451	451
地域型保育事業	人	52	52	52	51	51
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	23	23	23	23	23
過不足(供給量－需要量)	人	8	9	3	6	5
◆石神井地区						
需要量見込み	人	417	423	435	446	449
供給量（定員数）	人	434	452	468	484	483
認可保育所	人	334	352	370	388	388
地域型保育事業	人	63	63	61	59	58
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	30	30	30	30	30
過不足(供給量－需要量)	人	17	29	33	38	34
◆大泉地区						
需要量見込み	人	240	237	236	232	230
供給量（定員数）	人	253	265	277	282	282
認可保育所	人	193	205	217	223	223
地域型保育事業	人	24	24	24	23	23
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	3	3
認証保育所等	人	33	33	33	33	33
過不足(供給量－需要量)	人	13	28	41	50	52

< 3号認定（1、2歳） >

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	5,166	5,278	5,773	6,161	6,345
供給量（定員数）実績	人	4,986	5,332	6,069	6,384	6,643

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	6,517	6,732	6,983	7,040	7,045
供給量（定員数）	人	6,902	7,041	7,147	7,315	7,350
認可保育所	人	5,609	5,745	5,886	6,062	6,084
地域型保育事業	人	906	894	874	866	864
練馬こども園	人	10	10	10	10	10
企業主導型保育事業の地域枠	人	41	41	41	41	41
認証保育所等	人	336	351	336	336	351
過不足(供給量 - 需要量)	人	385	309	164	275	305



【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	1,664	1,712	1,775	1,785	1,790
供給量（定員数）	人	1,843	1,839	1,832	1,876	1,898
認可保育所	人	1,367	1,363	1,372	1,416	1,438
地域型保育事業	人	363	363	347	347	347
練馬こども園	人	10	10	10	10	10
企業主導型保育事業の地域枠	人	11	11	11	11	11
認証保育所等	人	92	92	92	92	92
過不足(供給量－需要量)	人	179	127	57	91	108
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	1,986	2,016	2,072	2,073	2,075
供給量（定員数）	人	2,053	2,107	2,151	2,193	2,193
認可保育所	人	1,741	1,807	1,851	1,895	1,895
地域型保育事業	人	237	225	225	223	223
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	68	68	68	68	68
過不足(供給量－需要量)	人	67	91	79	120	118
◆石神井地区						
需要量見込み	人	1,865	1,925	1,994	2,024	2,021
供給量（定員数）	人	1,939	1,989	2,014	2,076	2,089
認可保育所	人	1,602	1,637	1,681	1,747	1,747
地域型保育事業	人	221	221	217	213	211
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	17	17
認証保育所等	人	99	114	99	99	114
過不足(供給量－需要量)	人	74	64	20	52	68
◆大泉地区						
需要量見込み	人	1,002	1,079	1,142	1,158	1,159
供給量（定員数）	人	1,067	1,106	1,150	1,170	1,170
認可保育所	人	899	938	982	1,004	1,004
地域型保育事業	人	85	85	85	83	83
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	6	6	6	6	6
認証保育所等	人	77	77	77	77	77
過不足(供給量－需要量)	人	65	27	8	12	11

< 2号認定（3～5歳） >

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,490	6,425	7,974	8,629	9,147
供給量（定員数）実績	人	7,470	8,408	8,818	9,244	9,840

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	9,600	9,692	9,806	9,909	10,110
供給量（定員数）	人	10,267	10,677	11,220	11,566	11,716
認可保育所	人	8,715	9,114	9,567	9,913	10,063
地域型保育事業	人	17	17	17	17	17
練馬こども園	人	1,370	1,460	1,550	1,550	1,550
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	24	24
認証保育所等	人	141	62	62	62	62
過不足(供給量 - 需要量)	人	667	985	1,414	1,657	1,606



【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	2,225	2,223	2,219	2,264	2,332
供給量（定員数）	人	2,504	2,563	2,634	2,704	2,760
認可保育所	人	2,199	2,249	2,320	2,390	2,446
地域型保育事業	人	6	6	6	6	6
練馬こども園	人	230	290	290	290	290
企業主導型保育事業の地域枠	人	1	1	1	1	1
認証保育所等	人	68	17	17	17	17
過不足(供給量－需要量)	人	279	340	415	440	428
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	3,001	3,014	3,013	3,044	3,064
供給量（定員数）	人	3,214	3,340	3,465	3,549	3,577
認可保育所	人	2,839	2,965	3,090	3,174	3,202
地域型保育事業	人	10	10	10	10	10
練馬こども園	人	355	355	355	355	355
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	10	10	10	10	10
過不足(供給量－需要量)	人	213	326	452	505	513
◆石神井地区						
需要量見込み	人	2,839	2,913	2,980	3,009	3,088
供給量（定員数）	人	2,910	3,043	3,264	3,400	3,452
認可保育所	人	2,307	2,440	2,601	2,737	2,789
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
練馬こども園	人	550	550	610	610	610
企業主導型保育事業の地域枠	人	23	23	23	23	23
認証保育所等	人	30	30	30	30	30
過不足(供給量－需要量)	人	71	130	284	391	364
◆大泉地区						
需要量見込み	人	1,535	1,542	1,594	1,592	1,626
供給量（定員数）	人	1,639	1,731	1,857	1,913	1,927
認可保育所	人	1,370	1,460	1,556	1,612	1,626
地域型保育事業	人	1	1	1	1	1
練馬こども園	人	235	265	295	295	295
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	33	5	5	5	5
過不足(供給量－需要量)	人	104	189	263	321	301

< 2、3号認定合計（0～5歳） >

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	12,974	13,006	15,169	16,266	17,016
供給量（定員数）実績	人	13,790	15,089	16,301	17,116	18,034

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	17,680	18,011	18,407	18,585	18,795
供給量（定員数）	人	18,794	19,394	20,086	20,644	20,834
認可保育所	人	15,602	16,188	16,830	17,400	17,578
地域型保育事業	人	1,138	1,126	1,101	1,089	1,086
練馬こども園	人	1,380	1,470	1,560	1,560	1,560
企業主導型保育事業の地域枠	人	82	82	82	82	82
認証保育所等	人	592	528	513	513	528
過不足(供給量 - 需要量)	人	1,114	1,383	1,679	2,059	2,039



【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	4,319	4,369	4,430	4,488	4,563
供給量（定員数）	人	4,801	4,859	4,926	5,052	5,136
認可保育所	人	3,908	3,957	4,043	4,169	4,253
地域型保育事業	人	445	445	426	426	426
練馬こども園	人	240	300	300	300	300
企業主導型保育事業の地域枠	人	19	19	19	19	19
認証保育所等	人	189	138	138	138	138
過不足(供給量－需要量)	人	482	490	496	564	573
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	5,463	5,523	5,596	5,636	5,659
供給量（定員数）	人	5,751	5,949	6,130	6,267	6,295
認可保育所	人	4,989	5,199	5,380	5,520	5,548
地域型保育事業	人	299	287	287	284	284
練馬こども園	人	355	355	355	355	355
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	101	101	101	101	101
過不足(供給量－需要量)	人	288	426	534	631	636
◆石神井地区						
需要量見込み	人	5,121	5,261	5,409	5,479	5,558
供給量（定員数）	人	5,283	5,484	5,746	5,960	6,024
認可保育所	人	4,243	4,429	4,652	4,872	4,924
地域型保育事業	人	284	284	278	272	269
練馬こども園	人	550	550	610	610	610
企業主導型保育事業の地域枠	人	47	47	47	47	47
認証保育所等	人	159	174	159	159	174
過不足(供給量－需要量)	人	162	223	337	481	466
◆大泉地区						
需要量見込み	人	2,777	2,858	2,972	2,982	3,015
供給量（定員数）	人	2,959	3,102	3,284	3,365	3,379
認可保育所	人	2,462	2,603	2,755	2,839	2,853
地域型保育事業	人	110	110	110	107	107
練馬こども園	人	235	265	295	295	295
企業主導型保育事業の地域枠	人	9	9	9	9	9
認証保育所等	人	143	115	115	115	115
過不足(供給量－需要量)	人	182	244	312	383	364

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に子どもを保育します。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,263	6,227	7,299	7,366	7,400
供給量(定員数)実績	人	6,411	7,328	7,977	8,335	8,856

【計画目標(区全域)】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	6,442	6,383	6,350	6,311	6,312
供給量(定員数)	人	9,895	10,522	11,398	12,217	12,629
過不足(供給量-需要量)	人	3,453	4,139	5,048	5,906	6,317

【計画目標(区域別)】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	1,495	1,494	1,496	1,503	1,517
供給量(定員数)	人	2,525	2,650	2,740	2,866	2,950
過不足(供給量-需要量)	人	1,030	1,156	1,244	1,363	1,433
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	1,837	1,821	1,809	1,810	1,809
供給量(定員数)	人	2,759	3,040	3,323	3,594	3,744
過不足(供給量-需要量)	人	922	1,219	1,514	1,784	1,935
◆石神井地区						
需要量見込み	人	2,252	2,228	2,212	2,178	2,167
供給量(定員数)	人	2,937	3,060	3,411	3,631	3,795
過不足(供給量-需要量)	人	685	832	1,199	1,453	1,628
◆大泉地区						
需要量見込み	人	858	840	833	820	819
供給量(定員数)	人	1,674	1,772	1,924	2,126	2,140
過不足(供給量-需要量)	人	816	932	1,091	1,306	1,321

② 病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもが、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないものの、当面急変の恐れのない期間に、一時的に子どもを保育します。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人日	11,388	11,323	13,596	13,733	13,810
供給量（定員数）実績	人日	12,740	13,000	13,910	14,668	16,640

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人日	14,739	14,617	14,546	14,466	14,490
供給量（定員数）	人日	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640
過不足(供給量－需要量)	人日	1,901	2,023	2,094	2,174	2,150

【計画目標（区域別）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人日	3,687	3,683	3,687	3,701	3,738
供給量（定員数）	人日	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160
過不足(供給量－需要量)	人日	473	477	473	459	422
◆光が丘地区						
需要量見込み	人日	4,640	4,601	4,575	4,577	4,580
供給量（定員数）	人日	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
過不足(供給量－需要量)	人日	560	599	625	623	620
◆石神井地区						
需要量見込み	人日	4,784	4,740	4,703	4,633	4,619
供給量（定員数）	人日	4,940	4,940	4,940	4,940	4,940
過不足(供給量－需要量)	人日	156	200	237	307	321
◆大泉地区						
需要量見込み	人日	1,628	1,593	1,581	1,555	1,553
供給量（定員数）	人日	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
過不足(供給量－需要量)	人日	712	747	759	785	787

③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。新規開設保育所や認可外保育施設、委託運営の区立保育所を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6	6	12	12	12
供給量（巡回支援員数）実績	人	12	12	11	13	11

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	14	17	17	17	17
供給量（巡回支援員数）	人	14	17	17	17	17
過不足(供給量－需要量)	人	0	0	0	0	0

④ 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および子ども家庭支援センター（練馬駅北分室・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	か所	5	5	12	12	12
供給量（実施か所数）実績	か所	1	3	12	12	12

※第1期計画では、妊娠・子育て相談員とすくすくアドバイザーを合わせて記載しています。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	か所	12	12	12	12	12
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
供給量（実施か所数）	か所	12	12	12	12	12
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0

【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	か所	4	4	4	4	4
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2	2
供給量（実施か所数）	か所	4	4	4	4	4
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2	2
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0
◆光が丘地区						
需要量見込み	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
供給量（実施か所数）	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0
◆石神井地区						
需要量見込み	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
供給量（実施か所数）	か所	3	3	3	3	3
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0
◆大泉地区						
需要量見込み	か所	2	2	2	2	2
妊娠・子育て相談員	か所	1	1	1	1	1
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
供給量（実施か所数）	か所	2	2	2	2	2
妊娠・子育て相談員	か所	1	1	1	1	1
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
過不足(供給量－需要量)	か所	0	0	0	0	0



⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

0～3歳の乳幼児とその保護者などのための遊び場です。生活や遊びなどの子育て相談にも対応しています。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
需要量見込み	人回	203,943	202,259	312,922	310,964	310,776
供給量（実施か所数）実績	か所	22	24	25	26	27

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人回	304,640	305,884	308,492	306,263	304,660
供給量（実施か所数）	か所	28	29	30	30	30

【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人回	56,597	57,713	59,022	59,127	59,299
供給量（実施か所数）	か所	6	6	7	7	7
◆光が丘地区						
需要量見込み	人回	90,112	90,264	91,021	90,530	90,056
供給量（実施か所数）	か所	7	8	8	8	8
◆石神井地区						
需要量見込み	人回	97,612	96,745	96,910	95,858	95,331
供給量（実施か所数）	か所	8	8	8	8	8
◆大泉地区						
需要量見込み	人回	60,319	61,162	61,539	60,748	59,974
供給量（実施か所数）	か所	7	7	7	7	7



- ⑥ 一時預かり事業（保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等）
 保護者がリフレッシュしたい時など理由を問わず利用できる一時預かり事業です。子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、保健相談所の部屋を活用したファミサポートホーム等でお預かりします。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
需要量見込み	人日	107,066	106,332	102,991	102,357	101,916
供給量（定員数）実績	人日	115,947	117,717	116,085	114,904	115,372

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	91,341	91,572	92,622	92,114	92,014
供給量（定員数）	人日	115,372	115,372	115,372	115,372	115,372
過不足(供給量－需要量)	人日	24,031	23,800	22,750	23,258	23,358

【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人日	29,783	29,879	30,390	30,505	30,724
供給量（定員数）	人日	36,280	36,280	36,280	36,280	36,280
過不足(供給量－需要量)	人日	6,497	6,401	5,890	5,775	5,556
◆光が丘地区						
需要量見込み	人日	22,883	23,068	23,455	23,288	23,125
供給量（定員数）	人日	30,056	30,056	30,056	30,056	30,056
過不足(供給量－需要量)	人日	7,173	6,988	6,601	6,768	6,931
◆石神井地区						
需要量見込み	人日	17,981	17,825	17,883	17,719	17,729
供給量（定員数）	人日	24,390	24,390	24,390	24,390	24,390
過不足(供給量－需要量)	人日	6,409	6,565	6,507	6,671	6,661
◆大泉地区						
需要量見込み	人日	20,694	20,800	20,894	20,602	20,436
供給量（定員数）	人日	24,646	24,646	24,646	24,646	24,646
過不足(供給量－需要量)	人日	3,952	3,846	3,752	4,044	4,210

⑦ 妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,061	6,007	6,289	6,262	6,243
	回	69,670	69,045	72,288	71,976	71,760
供給量	—	○実施場所…都内契約医療機関等 ○検査項目…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期…14回(妊娠週数に応じて実施)				

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	5,896	5,852	5,830	5,802	5,778
	回	65,856	65,366	65,122	64,810	64,543
供給量	—	○実施場所…都内契約医療機関等 ○検査項目…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期…14回(妊娠週数に応じて実施)				

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

出生通知票をもとに、生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人	5,568	5,518	5,777	5,752	5,735
供給量	—	○実施体制…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数…年間約 130 家庭に対し 1 名の割合で配置				

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人	5,468	5,447	5,460	5,479	5,485
供給量	—	○実施体制…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数…年間約 130 家庭に対し 1 名の割合で配置				

⑨ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設で短期間一時保育します。

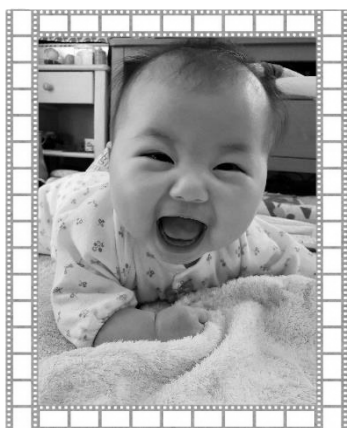
【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
需要量見込み	人日	1,381	1,373	936	950	959
供給量（定員数）実績	人日	4,392	4,380	4,380	4,380	4,380

【計画目標（区全域）】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
需要量見込み	人日	2,157	2,143	2,121	2,106	2,111
供給量（定員数）	人日	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
過不足(供給量－需要量)	人日	2,223	2,237	2,259	2,274	2,269



⑩ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

【第1期計画】

※令和元年度の供給量実績は見込みです。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
需要量見込み	人	6,185	6,204	5,175	5,434	5,780
低学年	人	5,112	5,154	5,175	5,434	5,780
高学年	人	1,073	1,050	1,367	1,398	1,397
供給量（受入枠）実績	人	4,777	4,970	5,236	5,521	5,784

※第1期計画の中間見直し(平成29年度実施)から、高学年の需要量見込みは網掛け部分に参考値として示しています。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,027	6,584	7,162	7,540	7,672
低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,540	7,672
高学年	人	790	762	773	788	802
供給量（受入枠）	人	6,106	7,038	7,466	8,205	8,715
過不足(供給量－需要量)	人	79	454	304	665	1,043

※高学年の需要量見込みは、網掛け部分に参考値として示しています。



【計画目標（区域別）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
◆練馬地区						
需要量見込み	人	1,349	1,487	1,628	1,704	1,736
低学年	人	1,349	1,487	1,628	1,704	1,736
高学年	人	196	188	197	205	210
供給量（受入枠）	人	1,331	1,571	1,686	1,776	1,956
過不足(供給量－需要量)	人	△18	84	58	72	220
◆光が丘地区						
需要量見込み	人	1,750	1,918	2,131	2,203	2,248
低学年	人	1,750	1,918	2,131	2,203	2,248
高学年	人	196	192	188	201	206
供給量（受入枠）	人	1,891	2,043	2,171	2,311	2,401
過不足(供給量－需要量)	人	141	125	40	108	153
◆石神井地区						
需要量見込み	人	1,844	2,000	2,149	2,335	2,396
低学年	人	1,844	2,000	2,149	2,335	2,396
高学年	人	196	191	198	190	196
供給量（受入枠）	人	1,783	2,113	2,193	2,533	2,683
過不足(供給量－需要量)	人	△61	113	44	198	287
◆大泉地区						
需要量見込み	人	1,084	1,179	1,254	1,298	1,292
低学年	人	1,084	1,179	1,254	1,298	1,292
高学年	人	202	191	190	192	190
供給量（受入枠）	人	1,101	1,311	1,416	1,585	1,675
過不足(供給量－需要量)	人	17	132	162	287	383



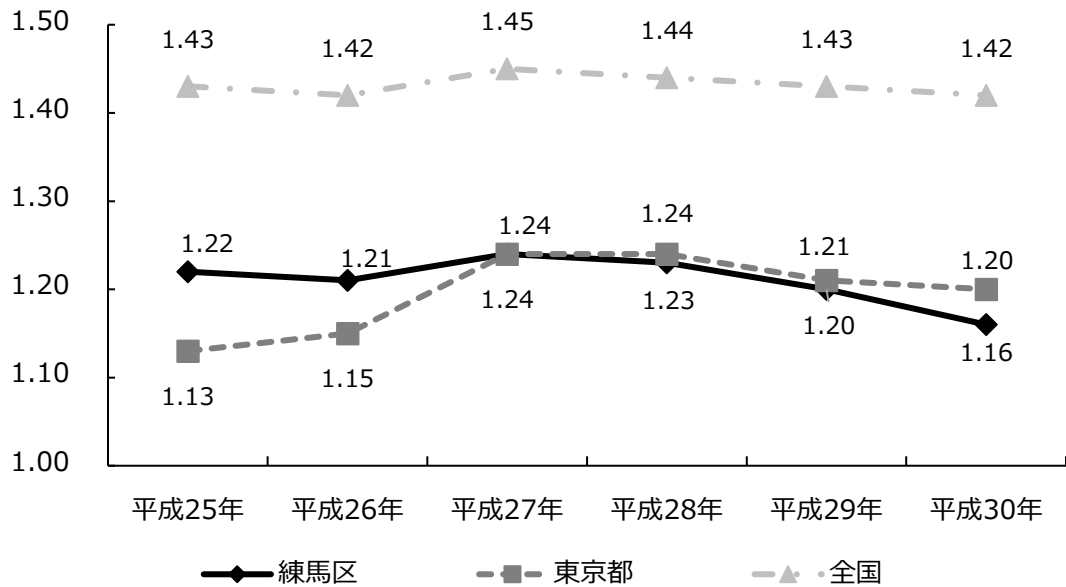


1 練馬区の現状

(1) 出生率の推移

① 練馬区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

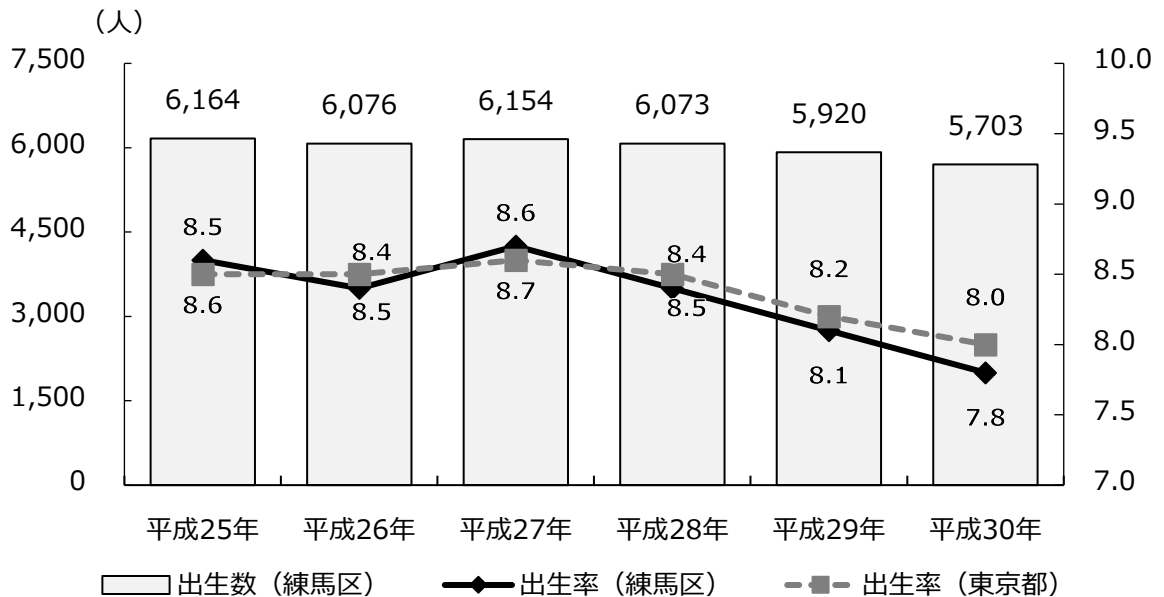
練馬区の合計特殊出生率は平成 27 年をピークに低下傾向で推移しています。



資料：人口動態統計

② 出生数および出生率（人口千対）の推移

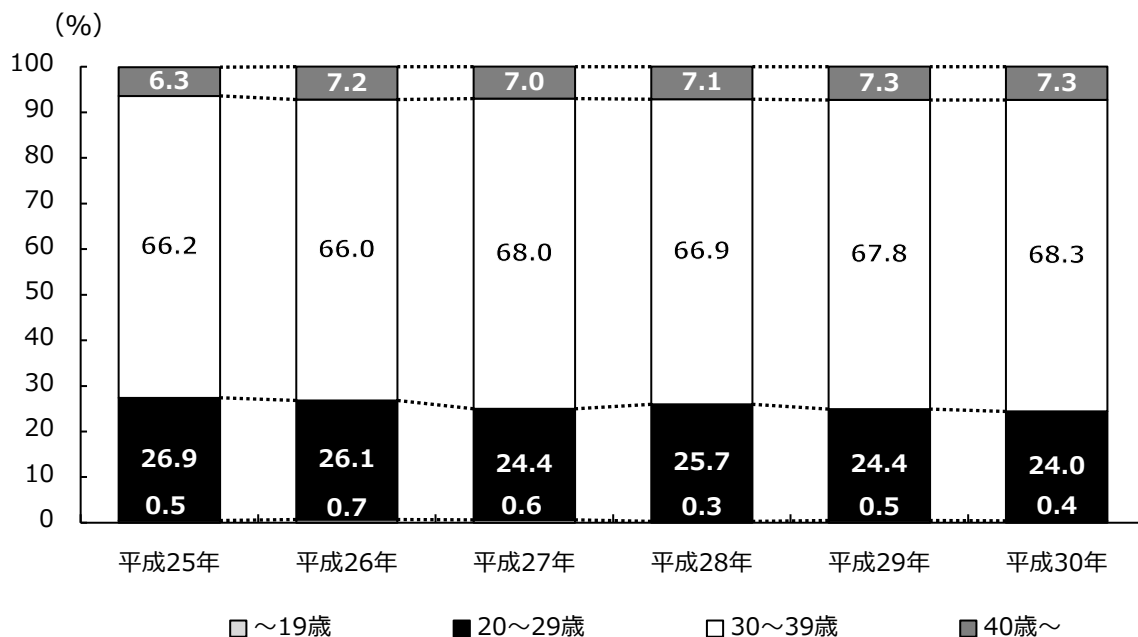
練馬区の出生数は、平成 27 年をピークに減少傾向で推移しています。



資料：人口動態統計

③ 母親の出産年齢

20歳代で出産した女性は減少傾向にあり、30歳代、40歳以上で出産した女性は増加傾向にあります。

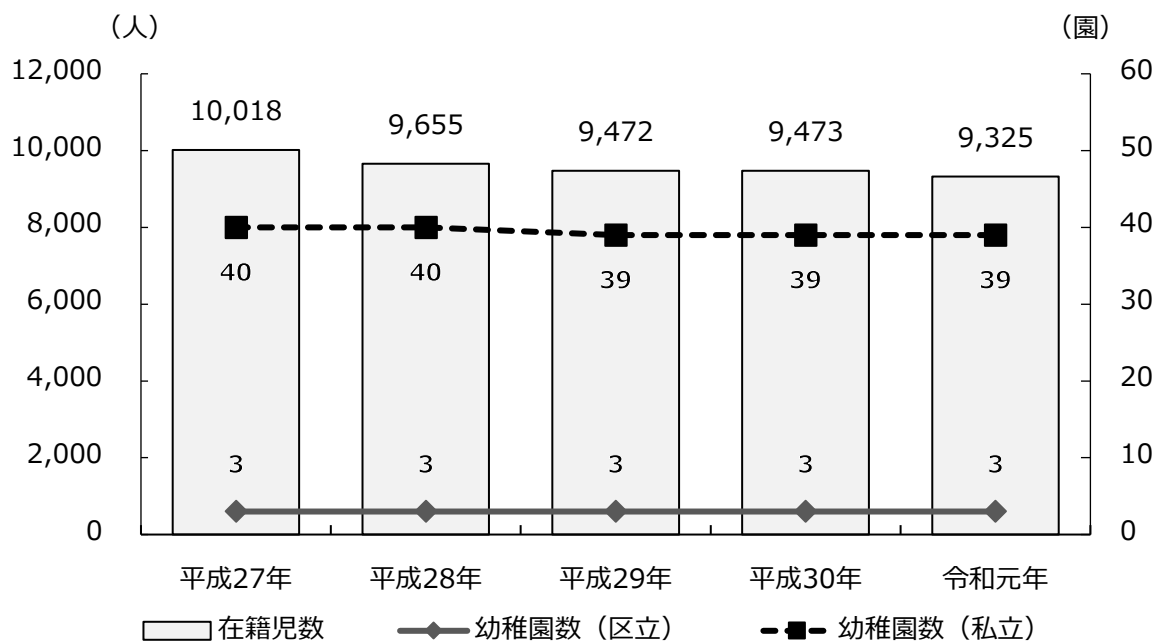


資料：人口動態統計

(2) 子育て支援サービスの状況

① 幼稚園の状況

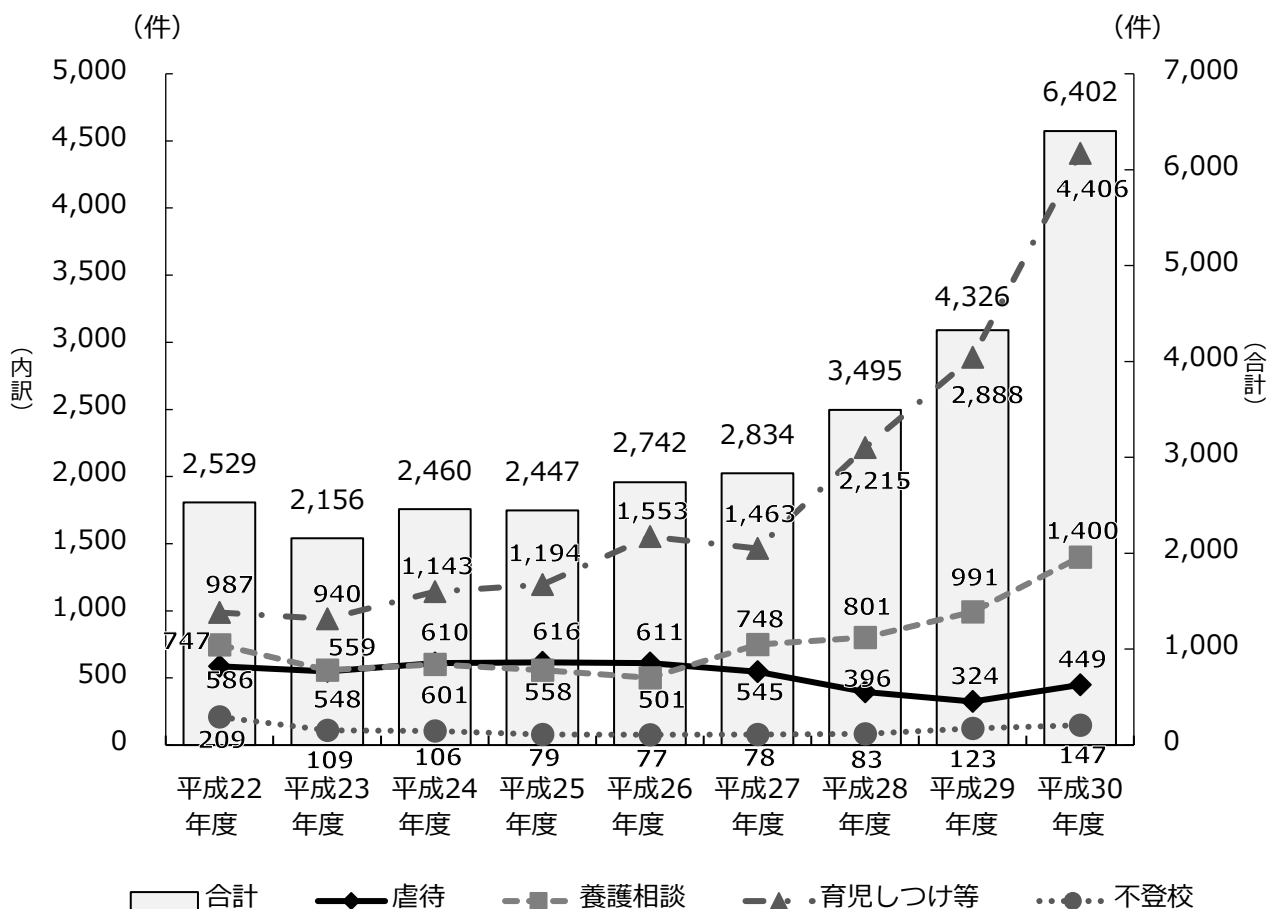
幼稚園は現在42園で、区立3園、私立39園（幼稚園型認定こども園を含む）となっており、在籍児数は減少傾向にあります。



資料：練馬区勢概要、在籍児数は各年5月1日現在

② 子どもと家庭の総合相談件数の推移

相談件数は増加傾向にあり、特に育児しつけ等や養護相談が増加しています。



資料：練馬区勢概要

③ 子育てのひろばの利用状況

子育てのひろば（ぴよぴよ）、民設子育てのひろばともに、延べ利用人数は増加しています。

	子育てのひろば（ぴよぴよ）		民設子育てのひろば	
	か所数	延べ利用人数	か所数	延べ利用人数
平成26年度	9か所	166,277人	13か所	51,306人
平成27年度	9か所	171,629人	13か所	50,712人
平成28年度	11か所	196,680人	13か所	58,971人
平成29年度	11か所	208,257人	14か所	56,152人
平成30年度	11か所	210,089人	15か所	77,365人

資料：練馬区勢概要、練馬区統計書

④ 多様な保育サービスの利用状況

病児・病後児保育、休日保育、乳幼児一時預かり、子どもショートステイの利用者数は、増加傾向にあります。

単位：延べ人日

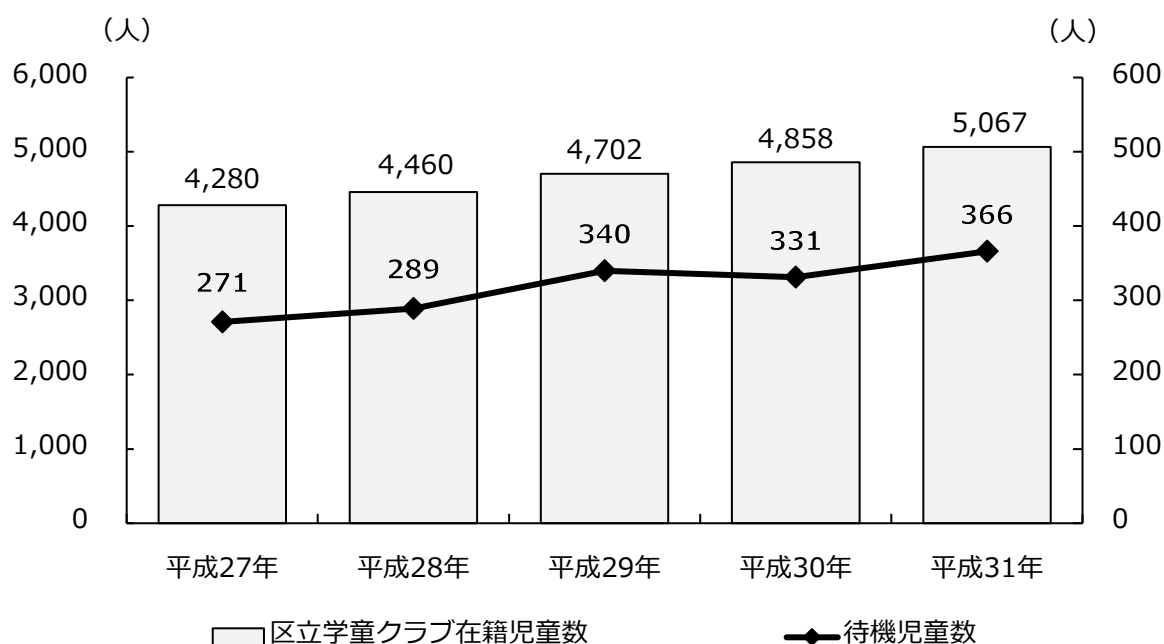
	年末保育	病児・病後児保育	休日保育	保育園一時預かり
平成26年度	228	4,948	783	9,820
平成27年度	389	6,431	1,330	11,687
平成28年度	313	6,741	1,852	10,979
平成29年度	230	7,651	2,091	10,389
平成30年度	116	7,403	2,169	8,044

	乳幼児一時預かり	短期特例保育	子どもショートステイ (宿泊型一時預かり)	子どもトワイライトステイ (夜間一時預かり)
平成26年度	16,556	976	1,213	1,152
平成27年度	23,061	1,749	855	967
平成28年度	28,824	3,181	865	758
平成29年度	29,982	2,579	1,074	1,390
平成30年度	31,874	2,224	1,451	1,095

資料：練馬区勢概要

⑤ 区立学童クラブの在籍・待機児童数の推移

在籍児数、待機児童数ともに増加傾向にあります。



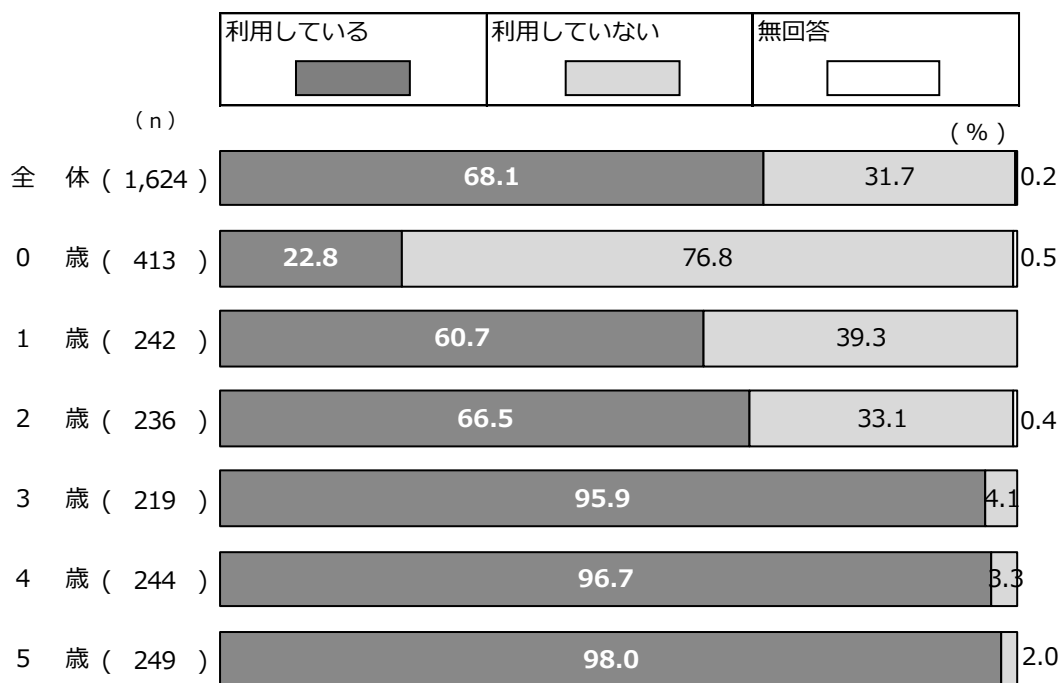
資料：こども家庭部子育て支援課（各年4月1日現在）

2 ニーズ調査の結果概要



(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近くになっています。



年齢別に利用事業をみると、0～3歳は「認可保育所(公立・私立)」が最も多く、4歳、5歳では「幼稚園(公立・私立)」が最も多くなっています。

単位：%

	合計件	幼稚園(公立・私立)	幼稚園・東馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園(公立・私立)	認可保育所(公立・私立)	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	1,106	29.1	7.1	4.3	52.5	3.1	0.9	0.5	0.1	3.1	0.3	0.3	-	0.3	0.7	0.8	2.4	0.4
0歳	94	2.1	-	-	60.6	9.6	3.2	2.1	-	14.9	1.1	-	-	-	-	-	5.3	1.1
1歳	147	-	0.7	-	76.2	8.2	3.4	0.7	-	6.8	0.7	0.7	-	2.0	0.7	0.7	1.4	-
2歳	157	1.9	-	1.3	76.4	7.0	1.3	0.6	-	2.5	0.6	-	-	-	1.3	1.3	7.0	0.6
3歳	210	39.5	9.0	6.2	43.8	0.5	-	-	-	1.4	-	0.5	-	-	0.5	0.5	1.9	0.5
4歳	236	48.7	11.4	7.6	39.0	-	-	0.4	0.4	0.4	-	-	-	-	0.8	1.3	0.8	-
5歳	244	46.3	10.2	6.1	41.4	-	-	-	-	0.8	-	0.4	-	-	0.8	0.8	1.2	0.4

(2) 教育・保育事業の利用意向

① 就学前の教育・保育事業

0～2歳では「延長保育のある認可保育所」の希望が高く、3～5歳では「延長保育のある認可保育所」および「幼稚園の預かり保育」の希望が高い傾向にあります。

単位：％

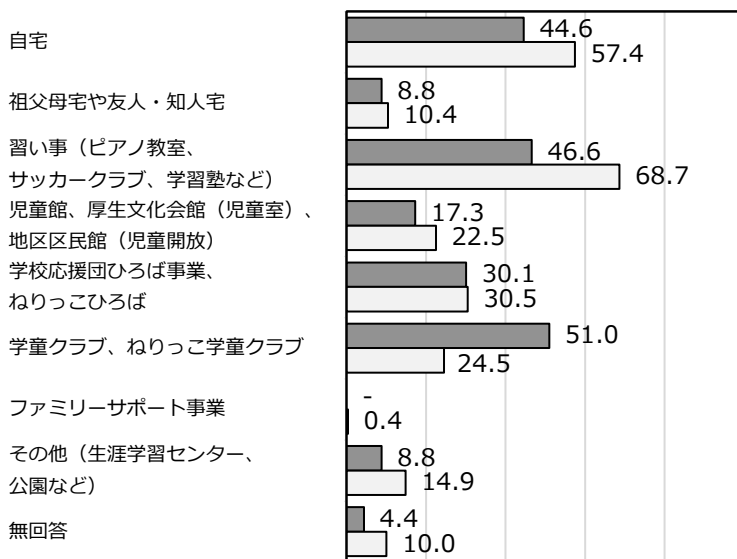
	合計(件)	幼稚園(通常)の預かり保育の利用のみ(公立・私立)	幼稚園・保育所(通常)の預かり保育(公立・私立)	認定こども園(公立・私立)	延長保育のある認可保育所(公立・私立)	延長保育のない認可保育所(公立・私立)	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時的預かり事業を活用した定期利用保育	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
0歳	413	1.5	4.8	7.5	42.1	18.4	9.0	2.7	1.0	0.5	5.3	0.2	1.0	-	1.5	3.6	0.2	0.5	11.1	43.3
1歳	242	0.8	4.5	3.3	46.3	15.3	3.7	1.7	0.4	-	4.5	-	0.4	-	0.4	0.4	-	-	2.5	52.5
2歳	236	0.8	7.6	5.5	38.6	15.7	4.7	0.8	-	-	2.5	-	0.8	-	0.8	1.7	0.4	0.4	2.5	55.9
3歳	219	22.8	25.6	11.4	38.8	11.4	0.5	0.5	0.5	0.9	0.9	-	0.9	-	-	2.3	0.5	0.5	-	40.6
4歳	244	23.0	25.0	12.3	25.0	5.7	-	-	0.4	-	0.8	0.4	0.4	-	0.4	1.6	0.4	-	-	50.8
5歳	249	26.9	33.3	22.1	40.6	10.4	0.4	0.4	1.2	-	2.8	0.4	0.8	-	-	0.8	0.4	-	-	30.1

② 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、習い事や自宅のほか、低学年は「学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」や「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」の希望が高く、夏休み等の長期休業時の希望も多くあります。

<就学前児童家庭の回答(5歳児)>

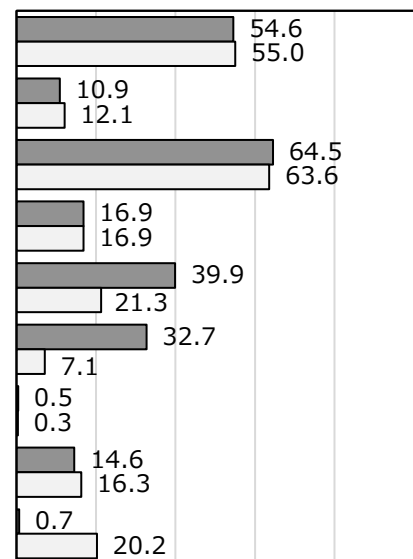
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 低学年(1～3年) (n=249)
□ 高学年(4～6年) (n=249)

<小学生児童家庭の回答>

0% 20% 40% 60% 80% 100%

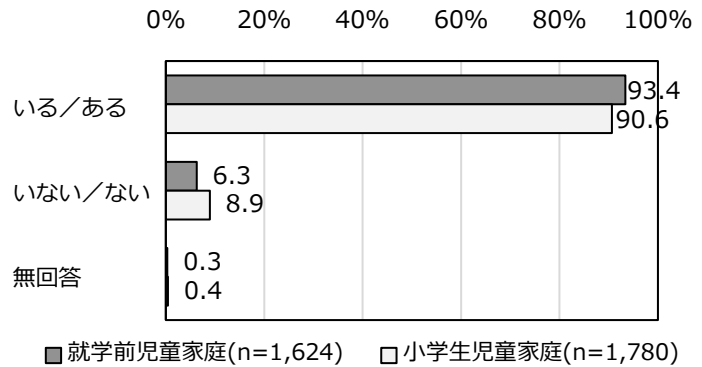


■ 低学年(1～3年) (n=865)
□ 高学年(4～6年) (n=1,780)

(3) 子育て全般について

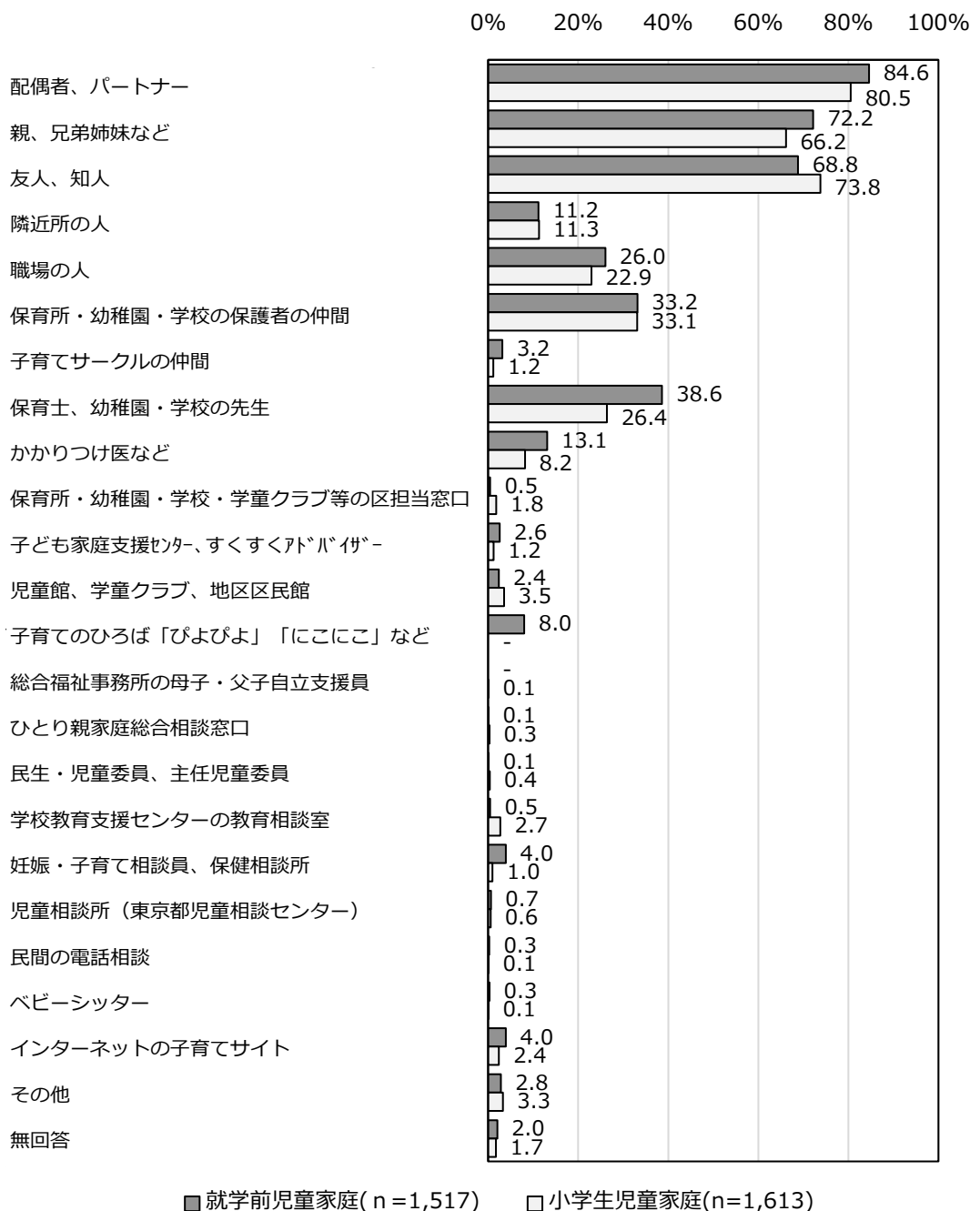
① 気軽に相談できる人はいるか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「いる/ある」の割合が9割を超えています。



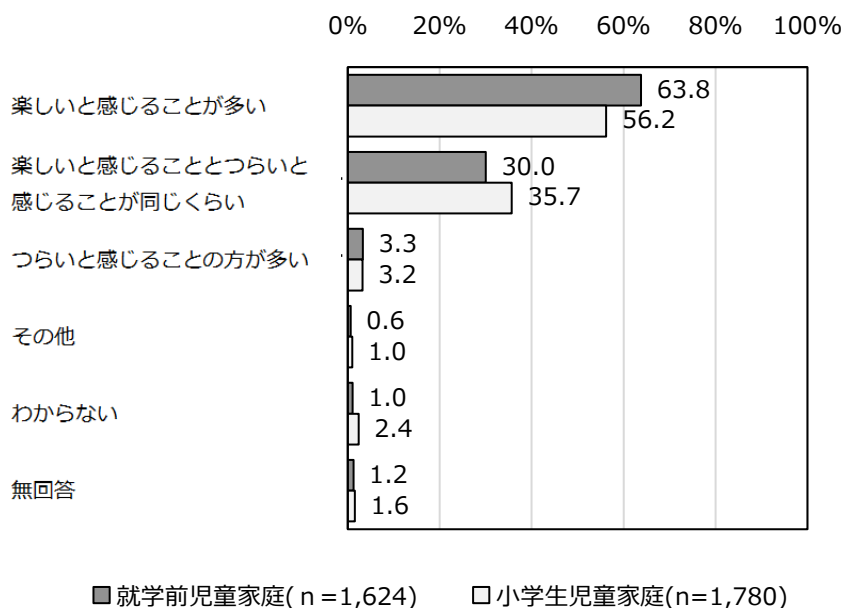
② 相談者がいる人の相談先

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「親、兄弟姉妹など」「友人・知人」が多くなっています。



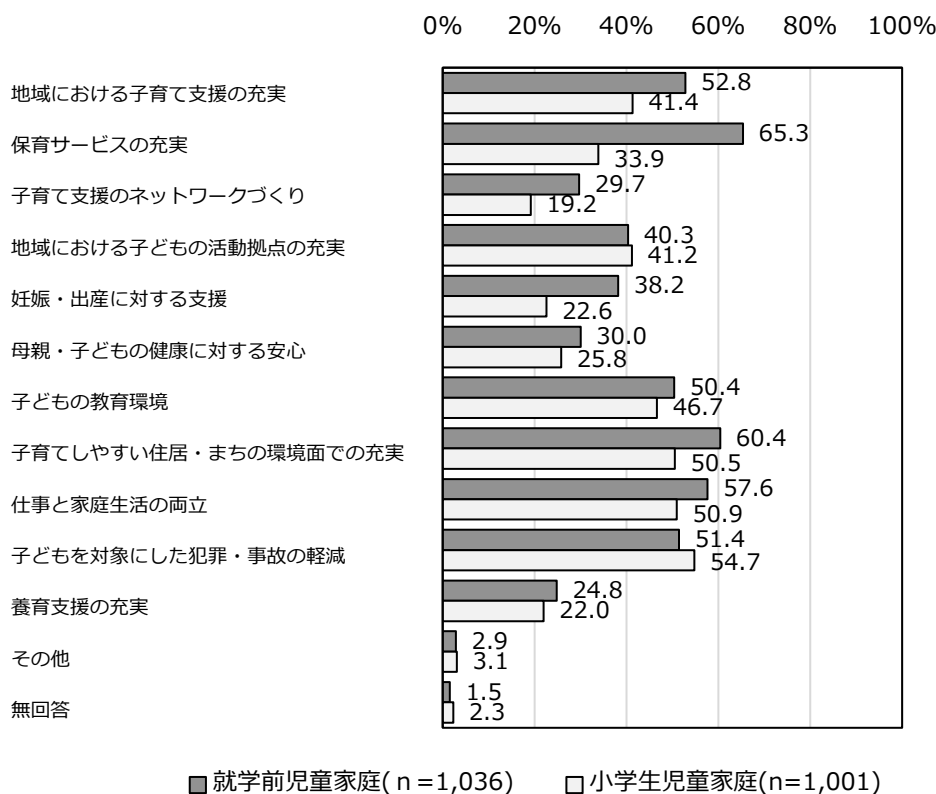
③ 子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっている一方、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多いい」を合わせた割合が3割を超えています。



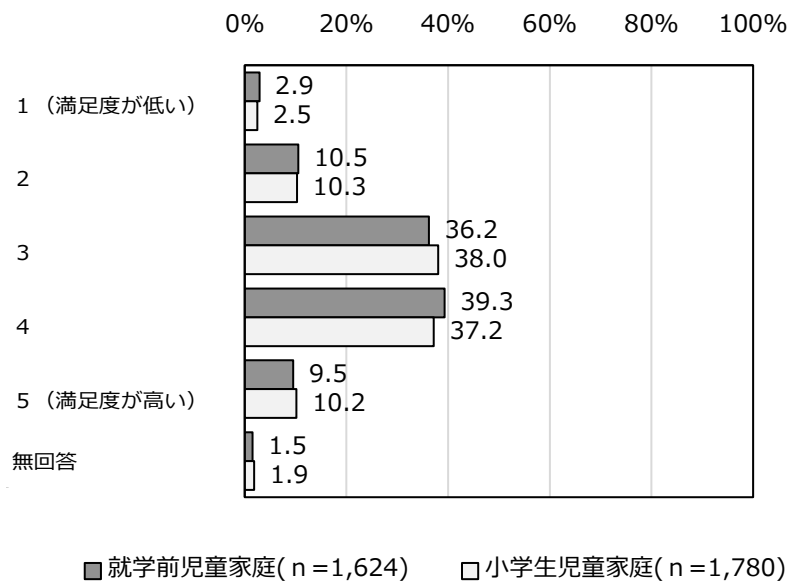
④ 子育てをする中でどのような支援・対策が有効か

子育てをする中で楽しいと感じることが多いと回答した家庭に、どのような支援・対策が有効と感じているか聞いたところ、就学前児童家庭では「保育サービスの充実」が、小学生児童家庭では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多くなっています。



⑤ 子育ての満足度

練馬区における子育ての環境や支援への満足度について、満足度が高い「5」「4」の割合は、就学前児童家庭で48.8%、小学生児童家庭で47.4%となっています。



※「練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（平成31年3月）」より一部抜粋

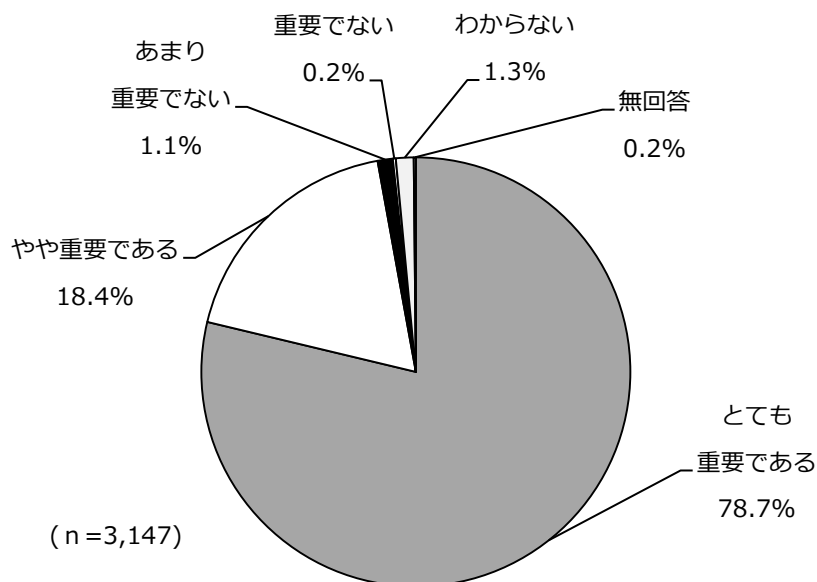


3 幼児教育・保育の無償化による影響調査の結果概要



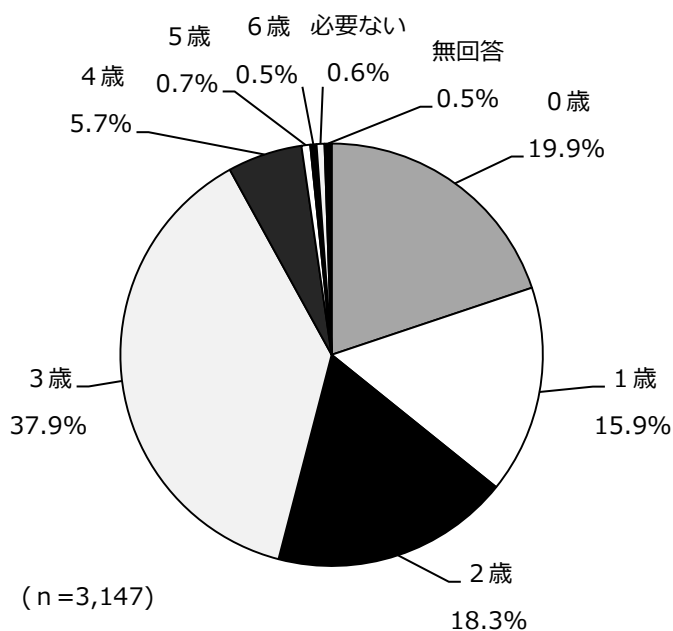
(1) 幼児教育についての考え

『重要である』（「とても重要である」または「やや重要である」）と回答した保護者は100%近くになっています。



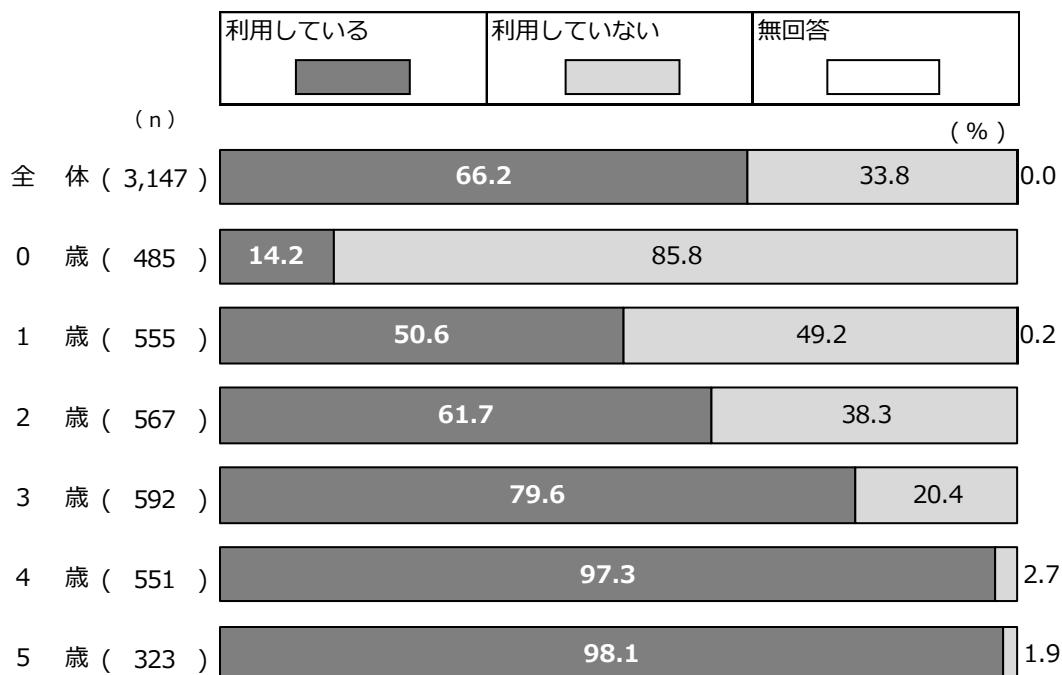
(2) 幼児教育が必要と考える年齢

3歳から幼児教育を必要と考える割合が高くなっています。



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向があり、4歳以上では100%近くになっています。



年齢別に利用事業をみると、0～3歳では「認可保育所(公立・私立)」が最も多く、4歳、5歳では「幼稚園(公立・私立)」が最も多くなっています。

単位：%

	合計(件)	幼稚園(公立・私立)	幼稚園・東馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園(公立・私立)	認可保育所(公立・私立)	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	2,083	29.8	6.2	4.7	54.4	4.7	1.0	0.3	-	3.2	0.9	0.6	0.0	0.8	1.5	1.2	2.0	0.1
0歳	69	17.4	2.9	4.3	49.3	10.1	4.3	-	-	8.7	4.3	1.4	1.4	2.9	4.3	-	2.9	-
1歳	281	4.6	0.4	1.4	67.3	13.9	2.1	-	-	7.5	1.1	1.4	-	0.7	2.5	0.4	2.1	-
2歳	350	6.3	0.6	1.1	71.7	7.4	2.6	0.6	-	7.1	2.0	0.9	-	0.6	1.7	1.1	2.6	0.3
3歳	471	30.1	6.8	4.5	58.2	3.2	0.4	0.4	-	1.7	0.8	0.2	-	1.3	1.1	2.1	1.9	-
4歳	536	45.3	9.7	6.7	44.0	1.1	-	0.2	-	0.6	0.4	0.4	-	0.2	0.6	0.7	1.3	-
5歳	317	49.5	9.8	7.6	41.3	-	-	0.3	-	0.9	-	0.3	-	0.6	2.2	1.6	2.2	0.3

(4) 無償化実施後の教育・保育サービスの利用意向の状況

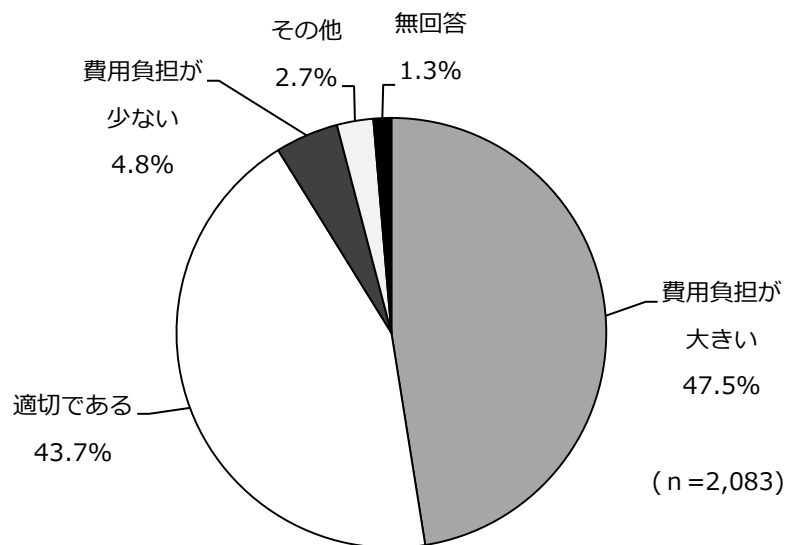
0～2歳は「延長保育のある認可保育所」、3～5歳では「練馬こども園」、「幼稚園」の利用希望が高くなっています。

単位：％

	年齢	合計件	幼稚園	練馬こども園、預かり保育のある幼稚園等	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業・家庭的保育事業	事業所内保育事業・企業主導型保育事業	居宅訪問型保育事業	認証保育所	一時預かり事業を併用した定期利用保育	乳幼児一時預かり・保育施設での一時預かり	その他	利用希望なし	無回答
現利用者の変更意向	0歳	14	-	-	50.0	7.1	-	-	-	-	-	-	-	7.1	35.7
	1歳	50	-	2.0	52.0	6.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	38.0
	2歳	62	-	6.5	50.0	3.2	-	-	-	4.8	-	-	3.2	-	32.3
	3歳	47	6.4	48.9	17.0	-	-	2.1	-	-	2.1	-	-	-	23.4
	4歳	30	3.3	43.3	30.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23.3
	5歳	18	-	38.9	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.4
未利用者の利用意向	0歳	390	0.3	0.8	39.0	2.3	1.0	0.3	0.3	0.8	-	6.9	2.1	17.2	29.2
	1歳	239	0.4	3.3	36.0	2.1	0.4	-	0.4	0.4	1.7	6.7	3.3	14.2	31.0
	2歳	189	2.1	7.4	17.5	2.6	1.6	-	-	-	3.2	7.4	1.6	11.6	45.0
	3歳	104	31.7	22.1	17.3	1.0	-	1.0	-	-	1.9	-	-	1.0	24.0
	4歳	9	55.6	11.1	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.2
	5歳	5	20.0	20.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	20.0

(5) 現在利用している教育・保育事業に係る費用に対する考え

「費用負担が大きい」、「適切である」の割合がどちらも4割台となっています。



※「幼児教育・保育の無償化による影響調査報告書（平成31年1月）」より一部抜粋

4 その他



(1) 令和元・2年度子ども・子育て会議委員名簿（あいうえお順、敬称略）

① 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者（公募区民）

No.	氏名	選出区分
1	熊田 智恵子	公募
2	佐藤 聖太郎	公募
3	村井 知道	公募
4	山辺 美沙子	公募
5	吉田 威朗	公募

② 事業主を代表する者

No.	氏名	選出区分
1	小池 道子	東京商工会議所練馬支部
2	山田 順子	練馬産業連合会

③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No.	氏名	選出区分
1	河野 美津江	練馬区障害者団体連合会 練馬手をつなぐ親の会
2	久芳 敬裕	全国認可保育所東京都認証保育所協会 認証保育所 石神井プチ・クレイシュ
3	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 向南幼稚園
4	土田 秀行	練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会 錦華学院
5	戸田 了達	練馬区私立保育園協会 妙福寺保育園

④ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No.	氏名	選出区分
1	小櫃 智子	東京家政大学 准教授
2	広岡 守穂	中央大学 教授

⑤ その他区長が必要と認める者

No.	氏名	選出区分
1	狭間 睦子	練馬区民生児童委員協議会 ※令和2年3月から
	大橋 寿恵※	

(2) 練馬区子ども・子育て会議条例

練馬区子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日
条例第52号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(意見聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

令和2（2020）年3月

発行 練馬区こども家庭部こども施策企画課
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

TEL 03-5984-1306

FAX 03-5984-1220

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>